

川島町地域防災計画

【資料編】

令和3年 月

川島町防災会議

1 条例・規則等

1-1 川島町防災会議条例

昭和38年9月11日

条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、川島町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 川島町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 埼玉県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 川越地区消防組合消防長、川島町消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号の委員の定数は、それぞれ3人、4人、1人、10人、10人以内及び3人以内とする。

7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、町の議員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

附 則（昭和48年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第9号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（任期の特例）

- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱する改正後の川島町防災会議条例第3条第5項第8号に規定する委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成26年3月31日までとする。

1-2 川島町災害対策本部条例

昭和38年9月9日

条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、川島町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地対策本部に現地対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第5号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

1-3 川島町水防団条例

平成7年6月23日
条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第6条の規定に基づき、本町水防団の設置及び組織並びに水防団長及び水防団員（以下「団員」という。）の定員、任免、給与及び服務等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(水防団の設置)

第2条 本町は水防事務を処理するため、川島町水防団（以下「水防団」という。）を置く。

(組織、定員等)

第3条 水防団の組織は、川越地区消防組合消防団規則（昭和48年川越地区消防組合規則第8号）第2条第1項に規定する川島町消防団の組織をもって水防団の組織とする。

2 水防団員の定員は129人とし、その区分は次のとおりとする。

水防団長	1人
水防副団長	2人
分団長	6人
副分団長	6人
部長	7人
班長	13人
団員	94人

3 定員の細部編成は、別表のとおりとする。

(任免)

第4条 水防団長は、水防管理者（以下「管理者」という。）が、その他の団員は水防団長が管理者の承認を得てこれを任免する。

(退職)

第5条 団員は、退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって任免権者に願い出てその許可を受けなければならない。

(水防設備器具、資材の管理)

第6条 管理者は、水防に必要な設備器具、資材（以下単に「資材等」という。）を水防団に備え付けるものとする。

2 水防団の資材等、団長が管理保管するものとする。

3 資材等をき損又は亡失したときは、その事由を管理者に届け出なければならない。

4 前項による事由が故意による場合管理者は、これを弁償させることができる。

(出動)

第7条 団員は、管理者の召集によって出動し、服務するものとする。

2 団員の召集、出動は次のとおり区分する。

(1) 第1出動 副団長以上

(2) 第2出動 班長以上

(3) 第3出動 全員

3 団員は、召集の命を受けない場合にも、水害等の発生を知ったときは、速やかに出動しなければならない。

(解散)

第8条 出動した団員が解散する場合は、人員及び使用した資材等について団長の点検を受けなければならない。

(団員の遵守事項)

第9条 団員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に水害の予防及び警戒に努める心構えを持たなければならない。
- (2) 規律を厳守し、団長の指揮命令のもと事に当たらなければならない。

(費用弁償)

第10条 団長、副団長及び団員が水害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次のとおり費用弁償を支給する。

- (1) 水害、警戒出動 1回につき 3,000円
- (2) 訓練等 1回につき 2,000円

2 前項の場合を除き団員が公務のため旅行した場合は、職員等の旅費に関する条例（昭和55年川島町条例第7号）に定める規定により旅費を支給する。

(表彰)

第11条 管理者は、水防分団又は団員等がその任務遂行に当たって、特に功労がある場合これを表彰することができる。

(協力団体)

第12条 水防活動の強化を図るため、水防団のほか、協力団体として自警水防団及び自主防災会を置く。

(委任)

第13条 この条例に定めるほか、水防団に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第6号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第2号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

水防団編成表

単位：人

団名\職階別	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
水防団本部	1	2			1	1	10	15
第1分団			1	1	1	2	14	19
第2分団			1	1	1	2	14	19
第3分団			1	1	1	2	14	19
第4分団			1	1	1	2	14	19
第5分団			1	1	1	2	14	19
第6分団			1	1	1	2	14	19
計	1	2	6	6	7	13	94	129

1-4 川島町水防協議会条例

昭和50年6月28日

条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第34条第5項の規定に基づき、川島町水防協議会の組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 川島町の地域水防計画その他水防に関し、重要な事項を調査審議するため川島町水防協議会（以下単に「協議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 協議会は、会長1人及び委員25人以内で組織する。

2 会長は、町長をもってあてる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- | | |
|--------------|----|
| (1) 町の職員 | 9人 |
| (2) 水防団体の代表者 | 9人 |
| (3) 知識経験者 | 6人 |
| (4) 土地改良区理事 | 1人 |

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(会議)

第5条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、事務局を川島町総務課内におく。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年7月1日から適用する。

附 則（昭和52年条例第16号）

この条例は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則（昭和60年条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第9号）

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-5 災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年6月20日

条例第18号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行いもって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異状な自然現象による被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害による被害を受けた当時この町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず第1項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当りの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時に於いて、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害による法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当りの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じそれぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 1,500,000円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000円
 - ウ 住居が半壊した場合 2,700,000円
 - エ 住居が全壊した場合 3,500,000円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 1,500,000円
 - イ 住居が半壊した場合 1,700,000円
 - ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 2,500,000円
 - エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 3,500,000円
- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」

と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。

- 2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

- 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年0.5パーセントとする。
- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者はいつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

（規則への委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年条例第9号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和57年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（平成16年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（令和2年条例第8号）

（施工期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第14条及び第15条第1項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けに係る償還等について適用する。

1-6 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年6月20日

規則第6号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年川島町条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、様式第17号により次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、様式第18号により次に掲げる事項の調査を行った上災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（別紙様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（別紙様式第2号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) **保証人を立てる場合にあっては、保証人となるべき者に関する事項**
- (5) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診

断書

(2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）において他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) その他町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書とその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討の上当該世帯の被害の状況所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(別紙様式第3号)を借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書(別紙様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに借用書(保証人を立てる場合にあっては、保証人の連署した借用書)(別紙様式第5号)に資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書(保証人を立てる場合にあっては、借受人及び保証人の印鑑証明書)を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 町長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(別紙様式第6号)を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(別紙様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(別紙様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(別紙様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(別紙様式第10号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(別紙様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(別紙様式第12号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由、その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(別紙様式第13号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定を受けたことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは償還免除承認通知書（別紙様式第14号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは償還免除不承認通知書（別紙様式第15号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかにその旨を町長に氏名等変更届（別紙様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年規則第15号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（平成16年規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた瀬田いの世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

1-7 川島町災害救助基金条例

昭和40年9月30日

条例第15号

(設置の目的)

第1条 災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条の規定による災害及び同条の適用を受けることのできない災害の被害を受けた町民及び災害時相互応援協定締結市町村への見舞金、救助物資の支給その他の応急災害対策に要する費用や激甚災害の指定を受けた市町村の復興支援に充てるため、川島町災害救助基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算で定める。

(管理及び処分)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金は、その設置の目的のため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第4条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この条例は、昭和40年10月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第17号)

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第8号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

1-8 川島町災害救助基金条例施行規則

平成26年3月28日

規則第11号

(目的)

第1条 この規則は、川島町災害救助基金条例（昭和40年川島村条例第15号。以下「条例」という。）第1条に定める災害見舞金の支給及び救助物資の支給その他の応急災害対策に要する費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災町民等 本町に住所を有し、住民基本台帳に記録されている者で、住家に災害を受けたものと災害時相互応援協定締結市町村をいう。
- (2) 住家 自己の居住のために現実に使用している建物をいう。ただし、アパート等で居住の用に供している部屋が、遮断、独立しており日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱うものとする。

(基金を処分することができる場合)

第3条 基金を処分することができる場合は、次に掲げる費用に充てる場合とする。

- (1) 災害により被害を受けた町民に支給する見舞金
 - (2) 災害時相互応援協定締結市町村へ支給する見舞金
 - (3) 激甚災害の指定を受けた市町村へ支給する見舞金
 - (4) 被災町民等への救助物資の支給に要する費用で次に掲げるもの
 - ア 食糧の購入・運搬に要する費用
 - イ 飲料水の購入・運搬に要する費用
 - ウ 衣類の購入・運搬に要する費用
 - エ その他救助物資の購入・運搬に要する費用
 - (5) 被災町民等への救助に要する費用で次に掲げるもの
 - ア 資機材の購入費用
 - イ 医療機器、医薬品等の購入費用
 - ウ ボランティアの食事代等
 - (6) 町内における災害応急復旧に要する費用
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める費用
- 2 前項第1号の規定による見舞金の支給区分、金額及び支給を受ける者は、別表1のとおりとする。ただし、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づく被災者生活再建支援金及び埼玉県・市町村生活再建支援金との重複支給はしない。
- 3 第1項第2号及び第3号の見舞金については、別表2のとおりとする。

(その他)

第4条 前条の規定にかかわらず、故意又は重大な過失により災害を受けたときは、災害見舞金を支給しないことができる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、災害見舞金の支給に関し必要な事項並びにより難い特別な事情がある場合は町長が定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表1(第3条関係)

支給区分	金額	支給を受ける者
住家が滅失したもの	300,000円以内	世帯主 ※ 世帯主に支給できないときは、 生計を一にしていた者
住家が半壊又は半焼する等著しく損傷したもの	100,000円以内	
住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの	70,000円以内	

備考

1 この表の支給区分の欄における用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) 住家が滅失したもの

- ア 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の7割以上に達したもの
- イ 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積がアに達しないが、その住家が改築しなければ居住できない状態になったもの

(2) 住家が半壊又は半焼する等著しく損傷したもの

- ア 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の2割以上7割未満の場合であつて、その部分の修理を行うことによって住家として使用できる程度のもの

(3) 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの

- ア 前2号に該当しない場合であつて、浸水がその住家の床上に達したもの
- イ 土砂、竹木等のたい積等により、一時的に居住することができないもの

別表2(第3条関係)

区分	見舞金の額
災害時相互応援協定締結市町村	見舞金額は、町長がその都度別に定める。
激甚災害の指定を受けた市町村	見舞金額は、町長がその都度別に定める。

1-9 埼玉県被災建築物応急危険度判定要綱

第1 目的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、県民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各項に定めるところによる。

1 被災建築物応急危険度判定

地震により被災した建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険度の判定、表示等を行うことをいう。

2 応急危険度判定士

被災建築物応急危険度判定（以下、「判定」という。）業務に従事する者として、埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき知事の認定を受けた者又は埼玉県以外の都道府県の知事、独立行政法人都市再生機構若しくは全国被災建築物応急危険度判定協議会が認める者（別表参照）の代表者が定める者をいう。

3 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施に当たり、判定実施本部、判定支援本部及び災害対策本部と応急危険度判定士との連絡調整に当たる行政職員及び判定業務に精通した県内の建築関連団体（以下、「関連団体」という。）等に属する者をいう。

第3 震前対策

1 市町村長は、判定の的確な実施を図るため、あらかじめ次の事項からなる、「市町村被災建築物応急危険度判定要綱」（以下、「市町村要綱」という。）を定めるものとする。

- (1) 判定の実施
- (2) 判定実施の決定
- (3) 判定実施本部の設置
- (4) 判定の実施に関する県との連絡調整等
- (5) 判定対象区域、対象建築物の決定等の基準
- (6) 応急危険度判定士、応急危険度判定コーディネーター及びその他の判定業務従事者（以下、「応急危険度判定士等」という。）の確保、判定の実施体制等
- (7) 県に対する支援要請
- (8) 判定の方法
- (9) 判定結果の表示
- (10) 応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項
- (11) 判定用資機材の調達、備蓄
- (12) その他必要な事項

2 知事は、市町村長が地域防災計画を踏まえて震前に計画する判定に関する事項について、必要な助言をすることができる。

3 知事は、市町村長からの要請に対し的確な支援が行えるよう、市町村長があらかじめ計画した事項についてとりまとめておくものとする。

4 県は、関連団体と協力して、応急危険度判定士等の養成及び登録を行うものとする。

5 県は、市町村及び関連団体と協力して、所定の判定用資機材を備蓄しておくものとする。

第4 判定の実施

- 1 市町村長は、地震により相当数の建築物が被災し、余震等により二次災害の発生のおそれがあると判断したときは、直ちに判定の実施を決定し、判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。
- 2 市町村長は、判定実施の決定に伴い、被災建築物数と応急危険度判定士等の動員計画から、短期に判定を終了することが困難と思われるとき等は、知事に対して判定に関する支援を要請することができる。
- 3 知事は、市町村長から判定の実施に伴い支援の要請のあったときは、判定支援本部を設置し必要な支援を行うものとする。

第5 判定の実施に関する県と市町村間の連絡調整等

- 1 市町村長は、判定実施本部及び判定拠点の設置を決定したときは、県都市整備部建築安全課長に速やかに連絡するものとする。
- 2 判定実施本部の長は、知事が判定支援本部を設置したときは、判定支援本部の長に対し現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかな報告を求めるものとする。

第6 判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

市町村長は、あらかじめ地震の規模、被災建築物等を推定し、優先的に判定を行うべき施設、区域及び判定対象建築物の決定等の基準を整備しておくものとする。

第7 応急危険度判定士等の確保、判定の実施体制等

- 1 県及び市町村は、関連団体の協力を得て、あらかじめ応急危険度判定士等の動員計画を作成するとともに、判定の実施を決定した場合は、必要な応急危険度判定士等の速やかな確保に努めるものとする。
- 2 県及び市町村は、地震災害に備え、市町村は判定実施本部、県は判定支援本部の体制について、あらかじめ整備しておくものとする。

第8 国及び都道府県に対する支援の要請並びに他都道府県に対する支援等

- 1 知事は、地震被害が大規模であること等により、国及び他都道府県の支援を受け入れる必要があると判断した場合は、国土交通大臣及び他都道府県の知事に対し、必要な支援を要請するものとする。
- 2 知事は、他都道府県から判定に対する支援の要請を受けた場合は、支障のない限り必要な支援を行うものとする。
- 3 知事は、判定の実施が決定された場合、必要に応じ関連団体に協力を求めるものとする。

第9 関連団体の協力

- 1 関連団体は、県及び市町村の震前対策に協力するとともに、判定の実施が決定された場合は、速やかに応急危険度判定士等の確保など必要な協力を行うものとする。
- 2 関連団体は、県が支援本部を設置した場合、その指示により、必要な措置を講じるものとする。

第10 判定の方法及び判定結果の表示

- 1 判定は、別に定める判定調査票に基づき実施するものとする。
- 2 判定を行った被災建築物については、判定結果に基づき、当該建築物の見やすい場所に「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの表示を行うものとする。

第11 応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法及び宿泊場所の設定等

- 1 県及び市町村は、応急危険度判定士等の判定区域までの移動について、判定の実施の決定後速やかに、被災状況等を検討し輸送方法を手配するものとする。
- 2 県及び市町村は、応急危険度判定士等の食料の準備及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

第12 判定用資機材の調達

県は、市町村長が判定の実施を決定し、判定作業に不足する所定の判定用資機材がある場合は、当該市町村に代わってこれを調達するものとする。

第13 判定活動等における補償

県は、判定に民間の応急危険度判定士等の参加を要請し判定活動に従事させる場合は、市町村と協力して、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度に加入するものとする。

第14 その他

- 1 知事及び市町村長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制上の措置その他所要の措置を講じるものとする。
- 2 県、市町村及び関連団体は、自ら設立した彩の国既存建築物地震対策協議会等を通じて、市町村要綱等について情報交換し、判定の実施に際し、円滑な運用を図れるよう努めるものとする。
- 3 彩の国既存建築物地震対策協議会は、この要綱の目的を達成するため、県、市町村及び関連団体間の必要な連絡調整に努めるものとする。
- 4 県は、この要綱が市町村要綱制定等の目安となるよう、常に見直し、必要に応じ改正するものとする。

別表 全国被災建築物応急危険度判定協議会が認めるもの

団体名	代表者名	認めた日
(社) 高層住宅管理業協会	会長	平成16年7月21日

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

平成25年3月29日

告示第22号

(目的)

第1条 この告示は、地震により多くの建築物が被災した場合に、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災建築物応急危険度判定 地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険度の判定、表示等を行うことをいう。
- (2) 応急危険度判定士 前号の規定による被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）の業務に従事する者として、埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱第3条の規定に基づき埼玉県知事（以下「知事」という。）の認定を受けた者又は埼玉県以外の都道府県の知事が定める者をいう。
- (3) 応急危険度判定コーディネーター 判定の実施に当たり、判定実施本部、判定支援本部及び災害対策本部と応急危険度判定士との連絡調整に当たる行政職員又は判定業務に精通した埼玉県内の建築関連団体（以下「関連団体」という。）等に属する者をいう。
- (4) 判定実施本部 町長が、応急危険度判定士による判定の実施を決定した際に、判定の業務を統括する本部をいう。
- (5) 判定支援本部 埼玉県被災建築物応急危険度判定要綱第4第3項に規定する判定支援本部をいう。
- (6) 災害対策本部 川島町地域防災計画に定める災害対策本部をいう。

(判定の実施の決定等)

第3条 町長は、地震により相当数の建築物が被災し、余震等により二次災害の発生のおそれがあると判断したときは、直ちに判定の実施を決定し、判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。

2 町長は、地震災害に備え、判定実施本部の体制について、あらかじめ整備しておくものとする。

(判定計画)

第4条 町長は、判定の対象となる建築物の範囲並びに応急危険度判定士及び応急危険度判定コーディネーターその他の判定業務従事者（以下「判定士等」という。）の人員等に関する判定計画を定めるものとする。

2 前項の計画には、あらかじめ地震の規模、被災建築物等を推定し、判定を行うべき施設、区域及び判定対象建築物の決定等の基準を整備しておくものとする。

(埼玉県との連絡調整等)

第5条 町長は、判定実施本部の設置を決定したときは、知事に速やかに連絡するものとする。

2 町長は、判定実施の決定に伴い、地震被害が大規模であること等により、埼玉県の支援を受け入れる必要があると判断したときは、知事に対して必要な支援を要請するものとする。

3 判定実施本部の長は、知事が判定支援本部を設置したときは、判定支援本部の長に対し現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議及び調整をするものとする。

(判定体制の周知)

第6条 町長は、判定体制の充実のため、埼玉県及び彩の国既存建築物地震対策協議会と協力して広報等を行い、判定業務の周知に努めるものとする。

(判定士等の確保、判定の実施体制等)

第7条 町長は、関連団体の協力を得て、あらかじめ判定士等の配置計画を作成するものとする。

2 町長は、判定の実施を決定した場合は、必要な判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

(応急危険度判定コーディネーターの任命)

第8条 町長は、判定実施本部等と応急危険度判定士との連絡調整及び応急危険度判定士に対するガイダンス等を行うため、判定士の資格を有する行政職員又は関連団体等に属する者の中から応急危険度判定コーディネーターを任命するものとする。

(判定方法及び判定結果の表示)

第9条 判定は、全国被災建築物応急危険度判定協議会で定める判定調査票に基づき実施するものとする。

2 判定を行った被災建築物については、判定結果に基づき、当該建築物の見やすい場所に危険、要注意又は調査済のいずれかの表示を行うものとする。

(判定士等の判定区域までの移動方法及び宿泊場所の設定等)

第10条 町長は、判定士等の判定区域までの移動について、判定の実施の決定後速やかに被災状況等を検討し、輸送方法を手配するものとする。

2 町長は、判定士等の食料を準備するとともに、必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

(判定用資機材の調達等)

第11条 町長は、判定業務に必要な判定用資機材の調達及び備蓄を行うものとする。

(判定活動等における補償)

第12条 町長は、民間の判定士等を判定業務に従事させる場合は、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度を適用するものとする。

(その他)

第13条 町長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制上の措置、その他所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

1-1-1 埼玉県被災宅地危険度判定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市町村において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「宅地」とは、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- (2) 「宅地判定士」とは、被災宅地危険度判定を実施する者として、埼玉県被災宅地危険度判定士登録要綱（以下「登録要綱」という。）に基づき知事が被災宅地危険度判定士登録名簿に登録した者をいう。
- (3) 三「被災宅地危険度判定」（以下「危険度判定」という。）とは、宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- (4) 四「危険度判定実施本部」とは、危険度判定を実施するために被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。
- (5) 「危険度判定支援本部」とは、被災した市町村の実施する危険度判定活動を支援するために、県に設置する組織をいう。
- (6) 「被災宅地危険度判定連絡協議会」（以下「全国協議会」という。）とは、都道府県相互の支援等に関して事前に都道府県間の調整を行い、被災宅地危険度判定制度の実施体制の整備を図るために設置された組織をいう。

(県の事前準備)

- 第3条 知事は、危険度判定の実施に関する事項について、県内の市町村及び関係団体等と協議し、調整に努めるものとする。
- 2 知事は、市町村の協力を得て、危険度判定に関する講習会を開催し、宅地判定士の養成に努めるものとする。
 - 3 知事は、登録要綱に基づき宅地判定士の登録及び更新に関する事務を行うものとする。
 - 4 知事は、国、他の都道府県及び関係団体等と連携して、危険度判定の円滑な実施のための体制の整備を行うものとする。
 - 5 知事は、危険度判定について、住民に周知させるため必要な処置を講じるものとする。

(市町村の事前準備)

- 第4条 市町村長は、危険度判定の実施に関する事項について、県と協議し、調整に努めるものとする。
- 2 市町村長は、危険度判定の円滑な実施のため、体制の整備を行うものとする。
 - 3 市町村長は、危険度判定について住民に周知させるため必要な処置を講じるものとする。

(宅地判定士の事前準備)

- 第5条 宅地判定士は、常に危険度判定に関する知識の習熟に努めるものとする。
- 2 宅地判定士は、危険度判定の円滑な実施のため、県及び市町村が行う体制整備に協力するよう努めるものとする。

(危険度判定の実施)

- 第6条 市町村長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。
- 2 市町村長は、危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。
 - 3 市町村長は、危険度判定の実施のための支援を知事に要請することができる。
 - 4 知事は、市町村長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請する等、支援措置を講じるものとする。
 - 5 市町村長は、宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。
 - 6 被災の規模等により市町村が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事は、危険度判定の実施に関し必要な措置を講じるものとする。

(判定結果の表示等)

- 第7条 市町村長は、二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じるものとする。
- 2 前項の規定による危険度判定結果の表示は、全国協議会の定める判定実施マニュアル等の手引による。

(資機材の調達及び備蓄)

- 第8条 県、市町村及び関係団体等は、危険度判定用資機材の調達及び備蓄に努めるものとする。

(委任)

- 第9条 この要綱に定めるほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

1-12 応急仮設住宅設置要領（埼玉県地域防災計画から抜粋）

1 目的

災害により住家が全壊、全焼、流出し居住する住家がなく、かつ自らの資力をもってしては住宅を確保することのできない者を收容し、一般的な居住の安定を図ることを目的とする。

2 対象者

応急仮設住宅に收容できる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 「被災者調査原票」（別添1）により調査し住家が全壊、全焼又は流失と確定された者
- (2) 住家が全壊、全焼又は流失し、他に居住する住家がない者
- (3) 自らの資力では、住宅を得ることのできない者（民生委員の指導中の世帯及び災害により指導を要することとなった世帯）

3 規模及び費用

1戸あたりの規模は26.4㎡（8坪）を基準とし、その費用は1,447,000円以内とする。

4 工事施行の方法

- (1) 原則として知事が建設するが、救助の迅速を図るため、その建設を市町村長に委任することができる。
- (2) 委任を受けた市町村は、請書（様式1）に応急仮設住宅に收容を要する者の名簿（様式2）を添えて知事に提出する。
- (3) 当該市町村長は、県の示す設計書を参考に、請負に対して建設すること。
- (4) 工事着工の際は、着工届（様式3）に工事請負契約書の写を添えて知事に提出すること。
- (5) 工事完了の際は、竣工届（様式4）を知事に提出し、検査を受けること。

5 工期

工事の最終の着工期限は、災害発生の日から20日以内であるができる限り速やかに着工及び竣工すること。

6 敷地

- (1) 市町村有地、私有地を問わず整地、選定等に日時を要しない場所を選定すること。
- (2) 私有地を借用して設置する場合には、市町村長が、土地の所有権者又は借地権者と、借地契約を結んでおくこと。
- (3) 借地料は、市町村の負担とすること。

7 收容者の決定

- (1) 市町村長は、市町村関係職員、議会議員、町内会長、部落会長の代表、民生委員等による協議会を開催し、その意見を聞いて收容を要する
- (2) 知事は收容者を決定して、市町村長に通知する。
- (3) 市町村長は、前項の決定を受け工事の完了次第收容すること。

8 供与

- (1) 供与機関は、收容の日から2年以内とすること。
- (2) 供与期間中の貸付料は、無料とすること。
- (3) 供与期間中に増改築を必要とする場合は、あらかじめ知事の承認を受けて行うこと。

9 維持管理

- (1) 委任を受けた市町村長が、公営住宅に準じて維持管理をすること。
- (2) 供与期間中に収容者が退去した場合は、その旨健康福祉部長に報告しその指示を受けること。

10 指揮監督

- (1) 設置及び収容事務については、健康福祉課長（町村にあっては、所轄の福祉事務所長を含む）が行うこと。
- (2) 工事については都市整備部住宅課長（所轄の県土整備事務所長を含む）が行うこと。

11 繰替え支弁金の支払

市町村長は、県の竣工検査が終了したときは、請求書（様式5）2部を知事に提出すること。
ただし、知事が必要と認めるものは概算支払いを行うことができる。

12 書類の提出

町村にあっては、所轄の福祉事務所を経由（事務所控1部を加え）して健康福祉部社会福祉課へ提出すること。

1-13 川島町防災アドバイザー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域の防災力を向上させ、災害に強い安全で安心なまちづくりを推進するため、防災活動等に関し専門的な見地から指導及び助言を行うことを目的として川島町防災アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

(職務)

第2条 アドバイザーの職務は、次の各号のとおりとする。

(1) 自主防災組織、自治会その他の団体が行う次に掲げる活動に関し、指導及び助言を行うこと。

- ア 防災訓練又は避難訓練
- イ 防災に係る講習会又は研修会
- ウ 防災対策の検討
- エ 防災マップの作成

(2) その他町長が必要と認めること。

(定数)

第3条 アドバイザーの定数は、12人以内とする。

(委嘱等)

第4条 アドバイザーは、防災活動等に関する専門的な知識及び経験を有する人のうちから町長が選任する。

2 アドバイザーの任期は、選任の日から当該日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(アドバイザーの派遣)

第5条 町長は、次に掲げる団体の求めに応じ、アドバイザーを派遣することができる。

- (1) 自主防災組織
- (2) 自治会
- (3) その他町長が必要と認める団体

(申請手続等)

第6条 アドバイザーの派遣を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、派遣を希望する事業又は行事の概要が分かる資料を添えて、川島町防災アドバイザー派遣申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、派遣の可否を決定したときは、川島町防災アドバイザー派遣決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(費用の負担)

第7条 アドバイザーの派遣に要する経費は、町の負担とする。

2 アドバイザーが指導及び助言を行う会場の確保に要する経費は、申請者の負担とする。

(業務の報告)

第8条 派遣されたアドバイザーは、川島町防災アドバイザー派遣業務報告書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(謝金)

第9条 前条の規定による業務報告書の提出があった場合、アドバイザーに対して、1回につき2,600円の謝金を支給する。

(事務局)

第10条 アドバイザーに関する事務を処理するため、総務課に事務局を置く。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年告示第27号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

2 協定等

2-1 大規模災害時における相互応援に関する協定書

熊谷市長、東松山市長、坂戸市長、滑川町長、嵐山町長、小川町長、都幾川村長、玉川村長、川島町長、吉見町長、鳩山町長、東秩父村長及び大里村長は大規模災害時の相互応援に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、熊谷市、東松山市、坂戸市、滑川町、嵐山町、小川町、都幾川村、玉川村、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村及び大里村（以下「協定市町村」という。）の区域において地震等による大規模災害が発生し、独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合、本協定を締結した協定市町村は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、被災の協定市町村が応援を要請する応急措置等、迅速かつ円滑に遂行するための必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当課等)

第2条 協定市町村は、相互応援に関する連絡担当課等を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

(連絡調整員の派遣)

第3条 協定市町村は、必要があると認めるときは、被災協定市町村の災害対策本部に連絡調整員の職員を派遣することができる。

(応援の内容及び範囲)

第4条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応援措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材の提供
- (4) 災害応急活動に必要な車両及び職員の派遣
- (5) 協定市町村の行政境界に隣接する指定避難場所の相互利用
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (7) 被災児童生徒の小中学校への一時受入れ
- (8) 全各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

2 前項の応援範囲は、隣接する協定市町村を原則とするものとする。ただし、災害被害の状況によってはこの限りではない。

(応援要請)

第5条 協定市町村は応援を受けようとする場合、次の各号の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日別記災害応援要請書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の場所
- (3) 応援の期間
- (4) 必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名と数量
- (5) 必要とする資機材、物資及び車両等の品名と数量
- (6) 必要とする職種別人員
- (7) 小中学校への一時受入れを希望する被災児童生徒の人数及び期間等
- (8) その他、応援を必要とする事項等

(応援の自主出動)

第6条 協定市町村は、大規模災害と認められる災害が発生し、応援要請を待ついとまがないと認めた場合は、他の協定市町村と協力し、自主的に被災の協定市町村の情報収集を行い、その結果を埼玉県に伝達するもの

とする。

2 応援する協定市町村は、前項の情報収集の結果を踏まえ、被災の協定市町村に代わり必要な応援要請を協定市町村に行うとともに、緊急応援活動を実施することができるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行う協定市町村が負担する。

(2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は応援を受ける協定市町村が負担する。

(情報の交換)

第8条 協定市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行うものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村がその都度協議して定める。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に規定する連絡担当課等が協議して定める。

第10条 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本協定書13通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保持する。

平成8年3月1日

熊谷市宮町2-47-1

熊谷市

熊谷市長 小林 一 夫

東松山市松葉町1-1-58

東松山市

東松山市長 坂本 祐之輔

坂戸市千代田1-1-1

坂戸市

坂戸市長 宮崎 雅好

滑川町福田750-1

滑川町

滑川町長 上野 昇

嵐山町菅谷445-1

嵐山町

嵐山町長 関根 昭二

小川町大字大塚55

小川町

小川町長 松本 繁夫

都幾川村大字桃木32

都幾川村

都幾川村長 田中 郁也

玉川村大字玉川2490

玉川村

玉川村長 柏 俣 昌 平

川島町大字平沼1175

川島町

川島町長 山 口 泰 正

吉見町下細谷411

吉見町

吉見町長 新 井 敬 三

鳩山町大豆戸184-16

鳩山町

鳩山町長 宮 崎 得 一

東秩父村大字御堂634

東秩父村

東秩父村長 山 崎 要 治

大里村中曾根654-1

大里村

大里村長 吉 原 文 雄

2-2 災害時における相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 埼玉県川越都市圏まちづくり協議会を構成する川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町及び越生町（以下「構成市町」という。）は、埼玉県川越都市圏まちづくり基本構想・基本計画（レインボープラン）に基づく広域的施策の一環として、災害発生時における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第2条 この協定は、構成市町の区域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町独自では十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合、同法第67条第1項の規定に基づき、被災市町の要請に応え、相互に連携協力して迅速かつ円滑な救援活動を遂行するために必要な事項を定め、以て、住民生活の安全に寄与することを目的とする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 救援活動を遂行するために必要な情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需品等の救援物資の提供
- (3) 救援活動に必要な職員の派遣
- (4) 避難場所、避難施設の提供
- (5) その他、救援活動に必要な資機材及び労務の提供で、特に要請のあった事項

(連絡担当課等)

第4条 構成市町は、相互応援に関する連絡担当課等を定め、第2条に規定する災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

(応援要請の手続き)

第5条 応援を受けようとする市町は、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭にて要請できるものとし、後日文書を提出するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行う市町の負担とする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、救援物資の調達、その他救援に要する経費は、応援を受ける市町の負担とする。ただし、市町相互の協議により、応援を行う市町の負担とすることで合意が整った場合は、この限りでない。

(連絡会議)

第7条 この協定の遂行に関し必要な事項を協議するため、構成市町の防災担当をもって組織する連絡会議を設置する。

2 連絡会議は随時開催とし、前項の協議のほか、防災に関する情報交換及び調査研究を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項若しくはこの協定に疑義が生じた場合は、構成市町が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書7通を作成し、構成市町長が記名押印のうえ、各々その1通を保有するものとする。

平成10年6月1日

川越市長 舟橋功一

坂戸市長 宮崎雅好

鶴ヶ島市長 品川義雄

日高市長 駒野昇

川島町長 山口泰正

毛呂山町長 小峰俊三

越生町長 本清一雄

2-3 災害時における相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、芳賀町又は川島町（以下「協定町」という。）において、災害が発生し、被災した協定町（以下「被災町」という。）において十分な応急処置が実施できない場合に、一方の協定町（以下「応援町」という。）が、被災町の要請する応援業務を円滑に実施するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号及び第67条第1項の規定に基づき、必要な事項について定めるものとする。

(連絡責任者)

第2条 協定町は、要請と応援の円滑化を図るための連絡責任者として、防災主管課長を充て、災害が発生したときは速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援種類)

第3条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 救助及び応急復旧に必要な職員その他の人員（以下「派遣職員等」という。）の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に要する資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 災害ボランティアの斡旋
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか特に被災町より要請のあった事項

(応援要請)

第4条 援助要請を行うことが必要となった被災町は、災害発生日時、被害状況、要請理由に続き、次に掲げる事項のうち必要とするものを電話等で要請し、後日速やかに文書提出を行うものとする。

- (1) 前条第1号に掲げる派遣職員等の職種、人数
- (2) 前条第2号から第5号までに掲げる種類、数量
- (3) 応援を必要とする期間
- (4) 応援の場所及び経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(派遣職員等の業務命令系統)

第5条 派遣職員等は、被災町の災害対策本部等の指揮下で行動するものとする。

(応援の自主出動)

第6条 災害が発生し、被災町との連絡が取れない場合で、応援町が必要と認めるときは、自主的に出動できるものとする。

2 自主的に出動した応援町は被災情報等を収集し、被災町に提供するとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

(経費負担)

第7条 応援に要する経費の負担については、次に掲げるところによる。

- (1) 応援町が負担する経費
 - ア 派遣職員等の人件費
 - イ 公務上の災害補償費
 - ウ 派遣職員等が被災町への往復途中で第三者に損害を与えた場合の賠償費等
 - エ 前条第2項に規定する情報収集に要する経費
- (2) 被災町が負担する経費
 - ア 応援物資の調達に要する経費
 - イ 派遣職員等の派遣及び食料宿泊等に要する経費
 - ウ 派遣職員等が応援中に第三者に損害を与えた場合の賠償費等

2 被災町が前項第2号に規定する経費を支弁するいとまがない場合、又は被災町から要請があった場合、応

援町は当該経費を一時立替支弁するものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、被災町の被災状況を勘案し、特段の事情が認められる場合は応援に要した経費の負担については、協定町間で協議をすることができるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及び、この協定に関して疑義が生じた事項は、協定町間においてその都度協議の上、決定するものとする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、協定町押印のうえ、おのおの1通を保有する。

平成17年8月23日

栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井1020番地
芳賀町長 森 仁

埼玉県比企郡川島町大字平沼1175番地
川島町長 高田 康男

2-4 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）

第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、埼玉県内の全ての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ボランティア受付及び活動調整
- (9) 被災児童及び生徒の応急教育の受入れ
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、単一の他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。

- (1) 被害の状況
 - (2) 応援の種類
 - (3) 応援の具体的な内容及び必要量
 - (4) 応援を希望する期間
 - (5) 応援場所及び応援場所への経路
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により埼玉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行い、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達する。
- 3 被災市町村の長は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長及び知事に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡する。

- 2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施する。

(応援の調整)

第5条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができる。

(情報の交換等)

第6条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努める。

(その他)

第7条 この協定は、埼玉県広域消防相互応援協定のほか、市町村間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

2 この協定の実施に関して必要な事項については、その都度協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成19年5月1日から施行する。

2 この協定の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

平成19年5月1日

埼玉県

県内全市町村

2-5 災害時の相互応援に関する実施要領

1 定義

この要領において「災害」都は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条 1 号に定める災害であり、地震、津波、暴風、豪雨等の異常な自然現象だけではなく、航空機の墜落、列車衝突転覆等の大規模事故による被害も含む。

2 県、市町村の連絡先

災害時の市町村間の相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県は、年度当初に「県及び市町村の勤務時間及び勤務時間外の連絡先一覧」を作成し、市町村に配布する。

3 応援手続き

(1) 単一の市町村に要請する場合（協定第 3 条第 1 項）

① 要請

被災市町村は、災害時相互応援連絡表（様式 1）に必要事項を記入し、応援を要請する市町村に県防災行政無線若しくは NTT 回線のファックスで送付し、送付したことを電話で連絡する。

② 応援の可否の連絡

要請を受けた市町村は、応援の可否を被災市町村に県防災行政無線若しくは NTT 回線で回答する。

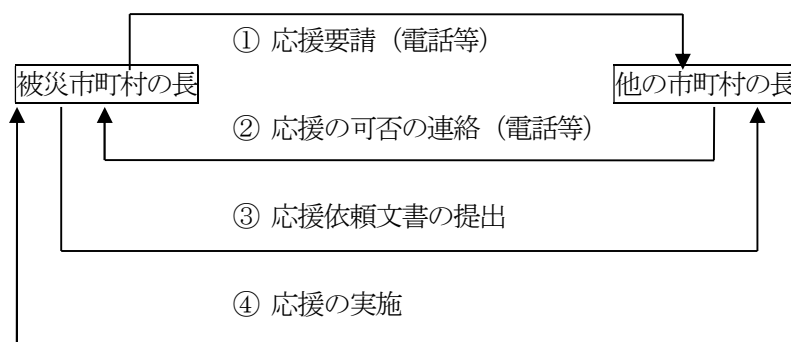
あわせて、受信した様式 1 に可能な応援を加除して、県防災行政無線若しくは NTT 回線のファックスで送付する。

③ 依頼文書の提出

被災市町村は、受信した様式 1 を添付して、応援を実施する市町村に応援依頼文書（様式 3）を送付する。

④ 応援の実施

応援を実施する市町村は、様式 3 の応援を実施する。



(2) 複数市町村に同時に応援を要請する場合（協定第3条第2項）

① 要請

被災市町村は、災害時相互応援連絡表（様式2）に必要事項を記入し、県に県防災行政無線若しくはN T T回線のファックスで送付し、送付したことを電話で連絡する。

② 要請伝達

県は、様式2を県防災行政無線の一斉F A Xで全市町村に送信する。

③ 応援の可否の連絡（電話等）

受信した市町村は、応援の可否を検討する。応援ができない市町村はその旨を、応援が可能な市町村は、様式2を加除し、応援が可能な内容を県に県防災行政無線若しくはN T T回線で回答する。

④ 連絡

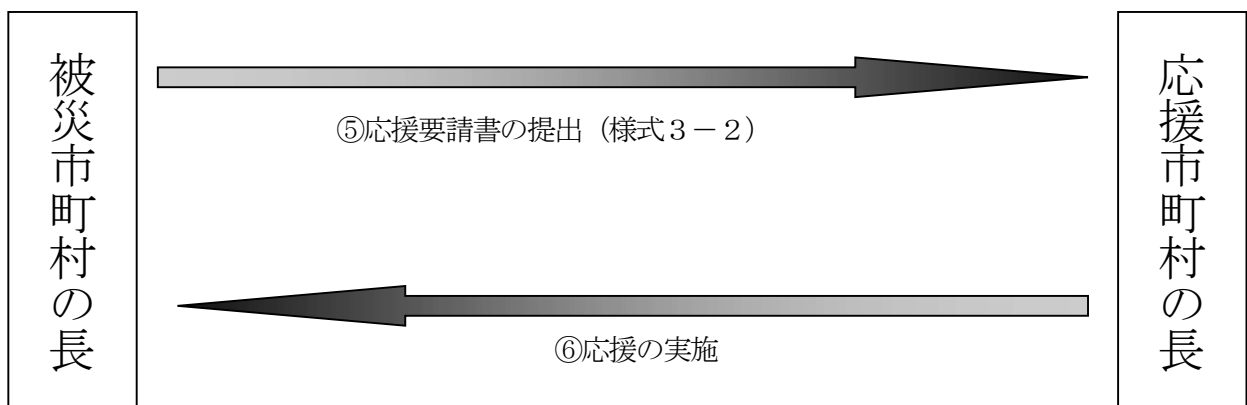
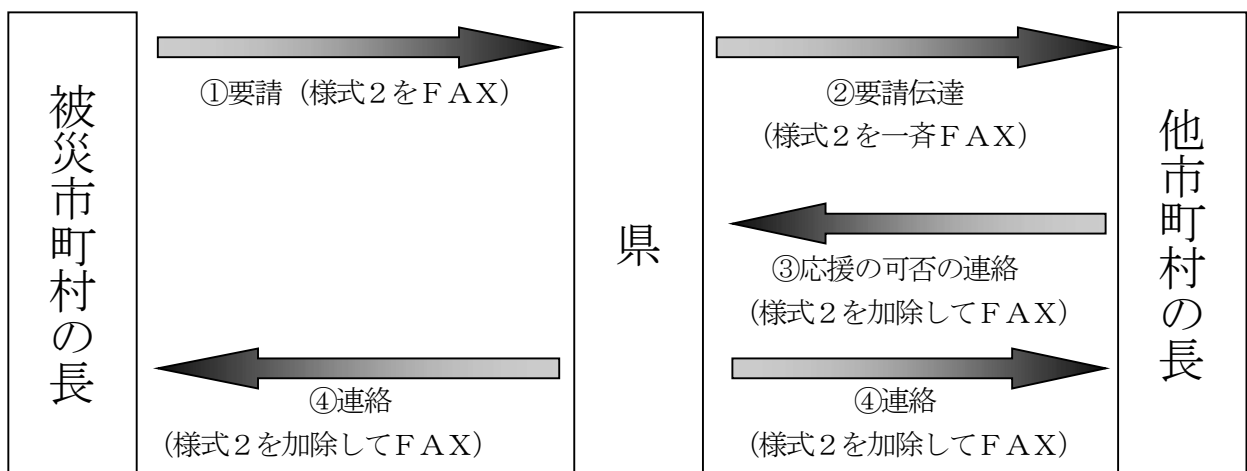
県は、提出された様式2を確認して、必要な調整を行う。県は、調整した内容を様式2に記載して、応援が可能な市町村及び被災市町村に県防災行政無線若しくはN T T回線で送付する。

⑤ 応援要請書の提出

被災市町村は、県から受信した様式2を添付して、応援を実施する市町村に応援要請書（様式3-2）を送付する。

⑥ 応援の実施

応援市町村は、様式3-2の応援を実施する。



災害時相互応援連絡表

要請側市町村 連絡者	埼玉県 連絡者	応援側市町村 連絡者
担当課 氏名 電話 FAX	/	担当課 氏名 電話 FAX

次のとおり応援を要請（実施）します。

要請市町村	
応援市町村	
要請日時	年 月 日 (午前・午後 時 分)
被害の状況	
応援の内容	① 被災市町村は、要請する応援の種類・応援の具体的な内容及び必要量を具体的に記入する。必要に応じて別葉とすること。 ② 受信した市町村は、応援の可否を判断して、応援できる内容・数量を書き加え、被災市町村に返信する。
応援希望時期	
応援場所	
応援経路	
その他 必要事項	

災害時相互応援連絡表

要請側市町村 連絡者	埼玉県 連絡者	応援側市町村 連絡者
担当課	担当課	担当課
氏名	氏名	氏名
電話	電話	電話
FAX	FAX	FAX

次のとおり応援を要請（実施）します。

要請市町村	
応援市町村	
要請日時	年 月 日 (午前・午後 時 分)
被害の状況	
応援の内容	<p>①被災市町村は、要請する応援の種類・応援の具体的な内容及び必要量を具体的に記入する。必要に応じて別葉とすること。</p> <p>②受信した市町村は、応援の可否を判断して、応援できる内容・数量を書き加え、県に返信する。</p>
応援希望時期	
応援場所	
応援経路	
その他 必要事項	

応援要請書

市町村長 様

市町村長

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定第3条第1項に基づき、別添様式1のとおり応援を要請する。

発第 号
年 月 日

応援要請書

市町村長 様

市町村長

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定第3条第2項に基づき、別添様式2のとおりに応援を要請する。

2-6 災害時の避難場所相互利用に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、上尾市（以下「甲」という。）と川島町（以下「乙」という。）の地域に災害が発生した場合、住民がそれぞれ甲及び乙が指定する避難場所（以下「指定避難場所」という。）を相互利用することに関し、必要事項を定めるものとする。

(連絡担当部課)

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互利用に関する連絡担当部課を定め、災害発生時に備え、必要な情報を相互に提供するものとする。

(相互利用する避難場所の範囲)

第3条 甲及び乙の住民は、災害時において指定避難場所を相互に利用することができる。その利用及び利用終了にあたっては、文書（様式第1号、様式第2号）または口頭（電話連絡含む）で行うものとする。

(被災者への救護等)

第4条 指定避難場所に避難している住民に対して、当該避難場所を管理する甲もしくは乙は、すべて同等に救護・救助活動等を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 指定避難場所における相手方住民への救護・救助活動等に要した経費については、甲乙の協議に基づき、その負担した経費を相互に求めることができる。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、災害が発生したときは速やかに連絡するとともに、指定避難場所及び被災者の状況に関し、相互に情報交換を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

(施行期日)

第8条 この協定は、平成27年4月13日から効力を発するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ各1通を保有する。

平成27年4月13日

上尾市本町三丁目1番1号
甲 上尾市
上尾市長 島村 穰

比企郡川島町大字平沼1175番地
乙 川島町
川島町長 飯島 和夫

上尾市長 様

川島町長 ○ ○ ○ ○

指定避難場所利用依頼書

「災害時の避難場所相互利用に関する協定」に基づき、指定避難場所の利用について、下記のとおり依頼します。

記

日 時	平成 年 月 日 時 分
避難所	施設名： 所在地：上尾市
内 容	災害時における指定避難場所の利用 地 区 名： 避難者数：
その他	

(要請担当者)川島町災害対策本部

印

TEL :

上尾市長 様

川島町長 ○ ○ ○ ○

指定避難場所利用終了連絡書

「災害時の避難場所相互利用に関する協定」に基づき、指定避難場所としての利用終了について、下記のとおり連絡します。

記

日 時	平成 年 月 日 時 分
避難所	施設名： 所在地：上尾市
内 容	災害時における指定避難場所の利用終了 地 区 名： 避難者数：
その他	

(要請担当者) 川島町災害対策本部

印

TEL :

川島町長 様

上尾市長 ○ ○ ○ ○

指定避難場所利用依頼書

「災害時の避難場所相互利用に関する協定」に基づき、指定避難場所の利用について、下記のとおり依頼します。

記

日 時	平成 年 月 日 時 分
避難所	施設名： 所在地：川島町
内 容	災害時における指定避難場所の利用 地 区 名： 避難者数：
その他	

(要請担当者)上尾市災害対策本部

印

TEL :

川島町長 様

上尾市長 ○ ○ ○ ○

指定避難場所利用終了連絡書

「災害時の避難場所相互利用に関する協定」に基づき、指定避難場所としての利用終了について、下記のとおり連絡します。

記

日 時	平成 年 月 日 時 分
避難所	施設名： 所在地：川島町
内 容	災害時における指定避難場所の利用終了 地 区 名： 避難者数：
その他	

(要請担当者) 上尾市災害対策本部

印

TEL :

2-7 災害時の避難場所相互利用に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、桶川市（以下「甲」という。）と川島町（以下「乙」という。）の地域に災害が発生した場合、住民がそれぞれ甲及び乙が指定する避難場所（以下「指定避難場所」という。）を相互利用することに関し、必要事項を定めるものとする。

(連絡担当部課)

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互利用に関する連絡担当部課を定め、災害発生時に備え、必要な情報を相互に提供するものとする。

(相互利用する避難場所の範囲)

第3条 甲及び乙の住民は、災害時において指定避難場所を相互に利用することができる。その利用及び利用終了にあたっては、文書（様式第1号、第2号）又は口頭（電話連絡を含む）で行うものとする。

(被災者への救護等)

第4条 指定避難場所に避難している住民に対して、当該避難場所を管理する甲もしくは乙は、すべて同等に救護・救助活動等を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 指定避難場所における相手方住民への救護・救助活動等に要した経費については、甲乙の協議に基づき、その負担した経費を相互に求めることができる。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、災害が発生したときは速やかに連絡するとともに、指定避難場所及び被災者の状況に関し、相互に情報交換を行うものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

第8条 この協定は、平成27年4月23日から効力を発するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年4月23日

桶川市泉一丁目3番28号
甲 桶川市
桶川市長 小野克典

比企郡川島町大字平沼1175番地
乙 川島町
川島町長 飯島和夫

桶川市長 様

川島町長 ○ ○ ○ ○

指定避難場所利用依頼書

「災害時の避難場所相互利用に関する協定」に基づき、指定避難場所の利用について、下記のとおり依頼します。

記

日 時	平成 年 月 日 時 分
避難所	施設名： 所在地：桶川市
内 容	災害時における指定避難場所の利用 地 区 名： 避難者数：
その他	

(要請担当者)川島町災害対策本部

印

TEL :

桶川市長 様

川島町長 ○ ○ ○ ○

指定避難場所利用終了連絡書

「災害時の避難場所相互利用に関する協定」に基づき、指定避難場所としての利用終了について、下記のとおり連絡します。

記

日 時	平成 年 月 日 時 分
避難所	施設名： 所在地：桶川市
内 容	災害時における指定避難場所の利用終了 地 区 名： 避難者数：
その他	

(要請担当者) 川島町災害対策本部

印

TEL :

川島町長 様

桶川市長 ○ ○ ○ ○

指定避難場所利用依頼書

「災害時の避難場所相互利用に関する協定」に基づき、指定避難場所の利用について、下記のとおり依頼します。

記

日 時	平成 年 月 日 時 分
避難所	施設名： 所在地：川島町
内 容	災害時における指定避難場所の利用 地 区 名： 避難者数：
その他	

(要請担当者)桶川市災害対策本部

印

TEL :

川島町長 様

桶川市長 ○ ○ ○ ○

指定避難場所利用終了連絡書

「災害時の避難場所相互利用に関する協定」に基づき、指定避難場所としての利用終了について、下記のとおり連絡します。

記

日 時	平成 年 月 日 時 分
避難所	施設名： 所在地：川島町
内 容	災害時における指定避難場所の利用終了 地 区 名： 避難者数：
その他	

(要請担当者) 桶川市災害対策本部

印

TEL :

2-8 災害時の避難場所相互利用に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、北本市（以下「甲」という。）と川島町（以下「乙」という。）の地域に災害が発生した場合、住民がそれぞれ甲及び乙が指定する避難場所（以下「指定避難場所」という。）を相互利用することに関し、必要事項を定めるものとする。

(連絡担当部課)

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互利用に関する連絡担当部課を定め、災害発生時に備え、必要な情報を相互に提供するものとする。

(相互利用する避難場所の範囲)

第3条 甲及び乙の住民は、災害時において指定避難場所を相互に利用することができる。その利用及び利用終了にあたっては、文書（様式1号、2号）または口頭（電話連絡含む）で行うものとする。

(被災者への救護等)

第4条 指定避難場所に避難している住民に対して、当該避難場所を管理する甲もしくは乙は、すべて同等に救護・救助活動等を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 指定避難場所における相手方住民への救護・救助活動等に要した経費については、甲乙の協議に基づき、その負担した経費を相互に求めることができる。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、災害が発生したときは速やかに連絡するとともに、指定避難場所及び被災者の状況に関し、相互に情報交換を行うものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

第8条 この協定は、平成27年7月1日から効力を発するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ各1通を保有する。

平成27年7月1日

北本市本町1丁目111番地
甲 北本市
北本市長 現 王 園 孝 昭

比企郡川島町大字平沼1175
乙 川島町
川島町長 飯 島 和 夫

北本市長 様

川島町長 ○ ○ ○ ○

指定避難場所利用依頼書

「災害時の避難場所相互利用に関する協定」に基づき、指定避難場所の利用について、下記のとおり依頼します。

記

日 時	平成 年 月 日 時 分
避難所	施設名： 所在地：北本市
内 容	災害時における指定避難場所の利用 地 区 名： 避難者数：
その他	

(要請担当者)川島町災害対策本部

印

TEL :

北本市長 様

川島町長 ○ ○ ○ ○

指定避難場所利用終了連絡書

「災害時の避難場所相互利用に関する協定」に基づき、指定避難場所としての利用終了について、下記のとおり連絡します。

記

日 時	平成 年 月 日 時 分
避難所	施設名： 所在地：北本市
内 容	災害時における指定避難場所の利用終了 地 区 名： 避難者数：
その他	

(要請担当者) 川島町災害対策本部

印

TEL :

川島町長 様

北本市長 ○ ○ ○ ○

指定避難場所利用依頼書

「災害時の避難場所相互利用に関する協定」に基づき、指定避難場所の利用について、下記のとおり依頼します。

記

日 時	平成 年 月 日 時 分
避難所	施設名： 所在地：川島町
内 容	災害時における指定避難場所の利用 地 区 名： 避難者数：
その他	

(要請担当者)北本市災害対策本部

印

TEL :

川島町長 様

北本市長 ○ ○ ○ ○

指定避難場所利用終了連絡書

「災害時の避難場所相互利用に関する協定」に基づき、指定避難場所としての利用終了について、下記のとおり連絡します。

記

日 時	平成 年 月 日 時 分
避難所	施設名： 所在地：川島町
内 容	災害時における指定避難場所の利用終了 地 区 名： 避難者数：
その他	

(要請担当者) 北本市災害対策本部

印

TEL :

2-9 災害時の情報交換等に関する協定

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）と、川島町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、川島町の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という。）について定め、もって、適切で迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- （1）川島町内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- （2）川島町災害対策本部が設置された場合
- （3）その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- （1）一般被害状況に関する事
- （2）公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関する事
- （3）その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成22年12月14日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省
関東地方整備局 菊川 滋

乙) 埼玉県比企郡川島町大字平沼1175番地
川島町長 高田 康男

2-10 災害時における放送等に関する協定

川島町(以下「甲」という。)と、株式会社ジェイコム北関東(以下「乙」という。)は、災害および防災に関する情報(以下「災害情報」という。)の放送等に関して、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、川島町の区域内で災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、町民に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害情報の放送等について、必要事項を定める。

(災害情報の提供及び要請)

第2条 甲は、災害時に乙に対して速やかに災害情報を提供し、放送を要請することができる。

(要請の手続き)

第3条 甲が前条の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム関東メディアセンターに要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 依頼する放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

2 前項の要請の連絡先は、別紙1のとおり定めるものとする。

3 要請は災害情報放送要請書(第1号様式)により、メールおよびファックスを用いて行う。ただし、これに寄りがたい場合は口頭、電話等にて要請し、その後速やかに甲は文書を提出するものとする。

(災害情報の放送)

第4条 乙は、第2条に定める要請を受けたときは、甲から依頼された事項に関して、放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

(情報の活用)

第5条 甲がインターネットや広報紙等で発信済の情報(コミュニティ情報、施設情報、安心安全情報等)および第2条で乙に要請した情報について、緊急性の如何に関わらず乙は自ら運営する放送やインターネット等を通じて伝えることができるものとする。

(協力体制の整備)

第6条 災害時における協力体制を整備するため、甲乙において防災計画の状況、協力要請事項等について必要に応じて情報の交換を行う。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

(その他)

第9条 防災情報等の放送に関する協定書(平成25年11月15日)は、廃止する。

本協定書は、2通作成し甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年 3月 1日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1
川島町
川島町長 飯島 和夫

乙 埼玉県さいたま市浦和区常盤10丁目4番1号
株式会社ジェイコム北関東
代表取締役社長 今井 達雄

(別紙1)

◆ 放送要請の連絡先（24時間365日受付）

連絡手段は、いずれの方法でも受付いたしますが、緊急時の対応はメールを優先してご利用頂きますようお願いいたします。

「ジェイコム北関東 川越局」/「メディアセンター」/「レスキューナウ危機管理情報センター」のいずれにも連絡が届く体制としています。

(防災連絡専用) メールアドレス

ML_KMC_bousai_kawajima@jupiter.jcom.co.jp

(防災連絡専用) ファックス番号： 042 (385) 3100

電話番号： 03 (5759) 6745

※関東メディアセンターが受付を委託する株式会社レスキューナウの危機管理情報センターの電話番号となります。

◆ 受付窓口担当者（24時間365日受付）

名称 株式会社レスキューナウ危機管理情報センター

住所 〒141-0031

東京都品川区西五反田5-6-3

電話番号 03 (5759) 6745

◆ 連絡責任者（平日 9:30～21:00、年末年始除く）

名称 株式会社ジュピターテレコム 関東メディアセンター

関東メディアセンター長

住所 〒184-0002

東京都小金井市梶野町4丁目5番1号 株式会社ジェイコム東京内

電話番号 042 (301) 0222

(株)ジュピターテレコム 関東メディアセンター/(株)レスキューナウ 危機管理情報センター 宛

NO. _____

ML_KMC_bousai_kawajima@jupiter.jcom.co.jp

メール送信と合わせてFAXも送信ください

FAX : 042-385-3100

送信後、03-5759-6745 へ 受信確認 TEL お願いします

災害情報放送要請書

要請日時			
201__年	平成__年	__月 __日	__時__分 (24時表記)
		<input type="checkbox"/> 第1報	<input type="checkbox"/> __報
		<input type="checkbox"/> 第2報	<input type="checkbox"/> 最終報
		<input type="checkbox"/> 第3報	<input type="checkbox"/> 最終報
要請者			
川島 町	担当 役職	固定電話	- -
部署名 総務課 自治振興・危機管理グループ	担当 氏名	携帯電話	- -
要請件名			
要請の理由			
放送依頼テロップ原稿			
放送希望日時			
<input type="checkbox"/> 今すぐ	<input type="checkbox"/> 時間指定	__月 __日	__時__分 (24時表記)
電話での要請時 代筆情報	代筆者	受付 時間	時 分

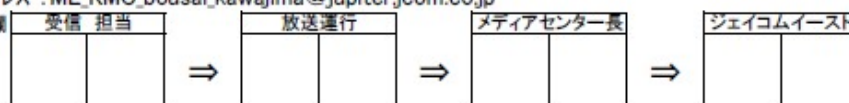
* 最終報の発報は必須でお願いいたします。

* メールおよびFAXの要請では間に合わない場合、電話等にて受け付けます。本紙は後で提出お願いいたします。

ジュピターテレコム 関東メディアセンター TEL-042-301-0222

緊急時専用 メールアドレス : ML_KMC_bousai_kawajima@jupiter.jcom.co.jp

※ジュピターテレコム使用欄



2-1-1 地域貢献型広告に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）と東電タウンプランニング株式会社 埼玉総支社（以下「乙」という。）は、川島町内における地域貢献型広告（以下「広告」という。）の掲出について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、川島町内に広告を掲出することにより、町民などに対し、地域に必要な公共的な情報を発信することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）地域貢献型広告 乙が実施している電柱広告事業において、民間企業などの電柱広告（巻広告）と併せて地域の公共的な情報が記載されたものをいう。
- （2）公共的な情報 防災関係・防犯関係・公共施設案内・観光案内などをいう。
- （3）広告主 本協定の趣旨に賛同し、広告の制作費及び広告料を支払う民間企業などをいう。

（情報提供）

第3条 甲は、乙に対し、広告の掲出のために必要な情報を提供し、本協定の目的の実現に必要な指導・協力を行うものとする。

（乙の業務）

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- （1）この協定の趣旨に賛同する広告主を募り、第6条の規定に基づき広告の掲出及び維持管理を行うこと。
- （2）広告の掲出場所・内容等について変更があったとき、及び甲が求めるときに報告を行うこと。
- （3）内容・施設等の変更により、広告の表示に訂正が生じた場合は、甲と協議の上、必要な処置を講ずること。

（細目）

第5条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（広告の掲出）

第6条 広告に表示する内容については、広告主の希望を確認後、甲乙協議の上、決定する。

2 広告の掲出については、甲乙協議の上、法令等を遵守するとともに公序良俗に反しないものとする。

（経費）

第7条 広告の掲出に当たり必要な経費は、広告主及び乙が負担し、甲は、その一切を負担しないものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項又は協定の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は、継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を所有するものとする。

平成27年3月30日

甲 比企郡川島町大字平沼1175番地
川島町
川島町長 飯島和夫

乙 さいたま市北区日進町二丁目520番地
東電タウンプランニング株式会社埼玉総支社
総支社長 小池 猛

2-12 地域貢献型広告に関する協定実施細則

川島町（以下「甲」という。）と東電タウンプランニング株式会社埼玉総支社（以下「乙」という。）とは、平成27年3月30日付けで締結した地域貢献型広告に関する協定第5条の規定に基づき、同協定の実施に関する取扱いについて次のとおり定める。

（契約期間）

第1条 広告主との契約期間については、2年間以上とする。

（製作費）

第2条 広告の製作費については、1個につき8,000円（税別）とする。

（広告料）

第3条 広告の広告料については、通常の料金から200円（税別）引きとする。

（広告の仕様）

第4条 広告の仕様は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるデザインを基本とする。

- （1）防災関係 地域貢献型広告（防災関係）デザイン（別紙1）
- （2）防犯関係 地域貢献型広告（防犯関係）デザイン（別紙2）
- （3）公共施設案内 地域貢献型広告（公共施設案内）デザイン（別紙3）
- （4）観光案内 地域貢献型広告（観光関係）デザイン（別紙4）

（広告の訂正等）

第5条 広告主の要望ではない広告の訂正又は掲出場所の移転の必要が生じた場合は、関係者へ確認後、乙の費用負担で実施する。

（協議）

第5条 この細則の内容を変更しようとする場合は、事前に甲乙協議するものとする。

2-13 川島町被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、川島町地域防災計画及び川島町被災建築物応急危険度判定要綱に基づく地震災害時における埼玉県被災建築物応急危険度判定士の召集に関し、川島町（以下「甲」という。）が一般社団法人埼玉県建築士会比企支部（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「判定士」とは、埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱第2条に定める判定士のうち、乙に所属する民間の判定士をいう。

(協力要請)

第3条 甲は判定士を招集する際、乙に協力を要請することができる。

- 2 原則として前項の規定による要請は、文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等により要請することができる。この場合、後日、改めて要請文書を乙に送付するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による要請があったときは、乙の会員のうち判定士に該当する者に対して、甲の要請する内容を速やかに伝えるものとする。

(町への報告)

第4条 乙は、前条の要請に応じることが可能な乙の会員の判定士を取りまとめ、本協定締結後速やかに甲に報告するものとする。

(協力のための準備)

第5条 乙は、平常時から判定士に該当する会員に対して、甲の要請の内容を円滑に伝達するための連絡系統（以下「連絡系統」という。）を整備し、地震災害時に備えるものとする。

- 2 乙は、整備した連絡系統を甲に報告し、内容に変更があったときは遅滞なくその旨を甲に報告するものとする。
- 3 平常時の準備及び地震災害時の活動等は、被災建築物応急危険度判定業務マニュアルに基づき行うものとする。

(訓練)

第6条 甲が訓練等のために判定士に連絡を行う必要があるときは、乙はこれに協力するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、協定の締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年3月30日

甲 川島町大字平沼1175

川島町

川島町長 飯島和夫

乙 東松山市日吉町12-11

一般社団法人 埼玉建築士会

比企支部長 江森輝雄

2-14 日本水道協会埼玉県支部西部地区災害相互援助に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、水道に係る災害対策の重大性にかんがみ、日本水道協会埼玉県支部の西部地区会員都市（以下「会員都市」という。）に災害が発生した際、円滑かつ迅速なる救援活動を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡部課等)

第2条 会員都市は、非常災害に備えてあらかじめ連絡担当部課を定め、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれのあるときは、速やかに必要な情報を相互に連絡又は交換するものとする。

(援助要請の手続)

第3条 災害を受け、他の会員都市に応援を求めようとする都市は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、前条の連絡部課を通じて、役務の提供、緊急援助物資の調達その他必要な措置を要請するものとし、要請を受けた都市は、極力これに応じ、援助に努めるものとする。

(援助経費の負担)

第4条 前条の援助に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援都市の職員を派遣するために要する経費は、応援都市が支弁し、被応援都市は、応援都市の旅費に関する規程による当該応援職員の旅費相当額の範囲内の額を負担する。
- (2) 援助物資の調達その他援助に要する経費は、被応援都市が負担する。
- (3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援都市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合、その治療費は、被応援都市の負担とする。
- (4) 応援職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、当該損害が応援業務に従事中に生じたものについては被応援都市が、被応援都市への往復途中に生じたものについては、応援都市が、その賠償の責に任ずる。

2 前項の定めにより難いときは、関係都市が協議して定める。

(物資等の調査交換)

第5条 会員都市は、非常災害に際し援助物資などの相互融通を円滑にするため、おのおのその保有する物資、車両、機械器具などの品目その他を調査し、その結果を毎年定期的に相互に交換する。

(災害防止方策の調査研究)

第6条 会員都市は、非常災害に備え、常に災害防止の方策について調査、研究を行い、その結果及びその他参考となる資料を相互に交換する。

(有効期間)

第7条 この覚書の有効期間は、昭和54年3月1日から昭和55年2月29日までとする。

2 前項の期間満了の日の1箇月前までに、会員都市のいずれからもこの覚書を改定する意思表示がないときは、更に、1年間有効期間を延長するものとし、以後、この例による。

3 会員都市は、この覚書の有効期間内においても、協議のうえ、この覚書を改定することができる。

(委任)

第8条 会員都市は、この覚書の趣旨に則り、広域的な相互援助を図るため、代表幹事都市に、埼玉県支部長及び、他地区代表幹事都市と相互援助に係る覚書の締結を委任する。

2 会員都市は、前項により、代表幹事都市が締結した覚書の遵守義務を負うものとする。

この覚書の成立を証するため、本書23通を作成し、日本水道協会埼玉県支部西部地区代表幹事都市及び、同会員都市が、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和54年3月1日

2-15 災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定

埼玉県清掃行政研究協議会とその会員である県、市町村及び関係一部事務組合（以下「市町村等」という。）とは、災害発生時における一般廃棄物及び災害廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）の処理に関する相互支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等の災害により、区域内の一般廃棄物の適正処理が困難となった市町村等に対して、県及びその他の市町村等がその円滑な処理を確保するために行う相互支援について、基本的な事項を定める。

（役割）

第2条 市町村等は、要請に応じて、次に掲げる相互支援を行うものとする。

- (1) 災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及び斡旋
- (2) 災害廃棄物等を一時的に保管する仮置場の提供
- (3) 災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
- (4) 災害廃棄物等の処理の実施
- (5) その他災害廃棄物等の処理に関し必要な事項

2 県は、前項の相互支援が円滑に行われるよう関係機関との調整に努めるものとする。

3 埼玉県清掃行政研究協議会は、第1項の相互支援が円滑に行われるよう支援体制の構築に努めるものとする。

（責務）

第3条 災害廃棄物等の処理の円滑な実施及び良好な相互支援体制を確保するため、次の責務を負う。

- (1) 災害発生時は、祖語援助の精神を持って、処理機能が確保できる施設を最大限に相互活用するなど、県内における災害廃棄物等の円滑な処理に協力しなければならない。
- (2) 支援要請があったときは、積極的に応ずるように努めなければならない。
- (3) 県外の自治体から支援要請があったときは、県内における災害廃棄物等の処理の円滑な実施に支障が生じない範囲において、これに応じるものとする。

（費用負担）

第4条 第2条第1項に規定する相互支援に要した費用は、支援を要請した市町村等が負担するものとし、支払いの方法等については、当事者間での協議の上決定するものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、平成20年7月15日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の一か月前までにいずれからも異議の申し出でがないときは引き続き一年間有効とし、翌年度以降においても同様とする。

（疑義が生じた場合）

第6条 相互支援を行う上で疑義が生じた場合は、埼玉県清掃行政研究協議会災害廃棄物対策部会で協議の上、決定するものとする。

本協定成立の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成20年7月15日

所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

名称 埼玉県清掃行政研究協議会

代表者 会長 相川宗一

以下、埼玉県下市町村及び関係一部事務組合（省略）

2-16 埼玉県清掃行政研究協議会 災害廃棄物等の処理に関する相互支援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害発生時において、埼玉県清掃行政研究協議会（以下「埼清研」という。）の会員が県内の一般廃棄物及び災害廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）の処理を円滑に実施するための相互支援について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 一般廃棄物 市町村及び関係一部事務組合（以下「市町村等」という。）が設置する処理施設（付帯設備を含む。）が被災し、適正な処理の確保が困難となった生活ごみ、事業系一般ごみ、し尿その他一般廃棄物のことをいう。
- (3) 災害廃棄物 災害によって発生した廃棄物（ごみ、し尿、がれき、木くず等）で、市町村等が、生活環境の保全上特に処理が必要と判断したものをいう。
- (4) 相互支援次に掲げることをいう。
 - ア 災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及び斡旋
 - イ 災害廃棄物等を一時的に保管する仮置場の提供
 - ウ 災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
 - エ 災害廃棄物等の処理の実施
 - オ その他災害廃棄物等の処理に関し必要な事項

(会員の責務)

第3条 会員は、災害廃棄物等の処理の円滑な実施及び良好な相互支援体制を確保するため、次の責務を負う。

- (1) 災害発生時は、相互援助の精神を持って、処理機能が確保できる施設を最大限に相互活用するなど、県内における災害廃棄物等の円滑な処理に協力しなければならない。
- (2) 支援要請があったときは、積極的に応ずるように努めなければならない。
- (3) 県外の自治体から支援要請があったときは、県内における災害廃棄物等の処理の円滑な実施に支障が生じない範囲において、これに応じるものとする。

(埼清研の役割)

第4条 埼清研は、災害廃棄物等の処理に関する相互支援を円滑に実施するため、自治的な支援体制の構築に努めるほか、次の役割を負う。

- (1) 災害廃棄物等の仮置場として使用可能な土地（以下「オープンスペース」という。）及び仮設トイレ等の備蓄状況の調査・報告
- (2) 災害廃棄物対策部会の運営
- (3) 会員間の緊急連絡体制の整備
- (4) 災害廃棄物等処理対策訓練の実施
- (5) 関係団体との協力協定等の締結

(県の役割)

第5条 県は、災害廃棄物等の処理に関する相互支援を円滑に実施するため、関係機関との調整に努めるほか、次の役割を負う。

- (1) 平常時における役割
 - ア 災害廃棄物処理計画の策定
 - イ 庁内の緊急連絡体制の整備
- (2) 災害発生時における役割
 - ア 処理施設の稼働状況等の情報収集
 - イ 災害廃棄物等の発生状況の情報収集

- ウ 市町村等間の相互支援に係る連絡調整
- エ 県外の自治体及び関係団体への支援要請に係る連絡調整
- オ 県有施設等での廃棄物処理の支援協力
- カ 県の備蓄物資等の提供

(市町村等の役割)

第6条 市町村等は、災害廃棄物等の処理に関する相互支援を円滑に実施するため、次の役割を負う。

(1) 平常時における役割

- ア 災害廃棄物処理計画の策定
- イ 庁内の緊急連絡体制の整備
- ウ 災害に強い処理施設の整備
- エ 近隣の市町村等との相互支援体制の確立
- オ 一般廃棄物処理業者等との協力協定の締結

(2) 災害発生時における役割

- ア 処理施設の被害状況の把握
- イ 災害廃棄物等の発生量の把握
- ウ オープンスペース及び仮設トイレ等の備品の確保

(災害廃棄物対策部会)

第7条 災害廃棄物等の処理対策に関する検討、情報交換など必要な事項の協議及び調整を行うため、災害廃棄物対策部会（以下「対策部会」という。）を設置する。

2 対策部会は、埼清研会長、県、各ブロックの代表幹事及び対策部会の円滑な運営に必要であるとして埼清研会長が指名した会員で構成する。

3 部会長は、埼清研会長とし、部会を招集する。副部会長は、部会員の中から選出する。

(支援要請)

第8条 被災した市町村等が支援を求めようとするときは、県に対して、必要な措置を要請するものとする。

2 前項の要請をするときは、別に定める支援要請書（様式1号）を県に提出するものとする。ただし、そのいとまがないときは、電話、電信など災害時において使用可能な方法で要請を行い、後に支援要請書を提出することができる。

(県の調整)

第9条 県は、災害廃棄物等の発生状況や要請内容を踏まえ、被災した市町村等の属するブロックの部会員と調整の上、当該ブロック内の市町村等に協力を要請する。ただし、被災した市町村等が近隣の市町村等へ直接支援を要請することについては、これを妨げない。なお、支援を要請したときは、その旨を県に報告するものとする。

2 県は、被災した市町村等の属するブロック内での処理が困難なとき、他のブロックの部会員と調整の上、他のブロックの市町村等又は協力協定を締結している関係団体に協力を要請する。

3 県は、会員間での相互支援の確保が困難なとき、被災した市町村等と必要な調整の上、県外の自治体に協力を要請する。

4 県は、県外の自治体から支援要請があったとき、県内における災害廃棄物等の処理の円滑な実施に支障が生じない範囲において、市町村等に対して協力を求めるものとする。

(支援実施内容の報告)

第10条 災害廃棄物等の処理に関する支援を行った市町村等は、別に定める実績報告書（様式2号）を県に提出するものとする。

(協定の締結)

第11条 県内の災害廃棄物等の処理に関する相互支援体制の確立を目的として、埼清研会長と各会員の間で、あらかじめ協定を締結するものとする。

2 前項の規定により締結した協定は、会員相互が協定を締結したものとみなす。

(費用負担)

第12条 第2条第4項に規定する相互支援に要した経費は、支援を要請した市町村等が負担するものとし、支払いの方法等については、当事者間での協議の上決定するものとする。

(計画書等の提出)

第13条 会員は、毎年5月末日までに、前年度末におけるオープンスペース及び仮設トイレ等の備蓄数を、別に定める報告書(様式3号)により埼清研会長に提出するものとする。

2 会員は、災害廃棄物処理計画を策定又は変更したときは、埼清研会長に報告するものとする。

3 埼清研会長は、第4条(3)の緊急連絡網及び(5)の関係団体との協力協定の状況並びに前2項の報告書を取りまとめ、会員に報告するものとする。

附則

この要綱は、平成20年7月15日から施行する。

この要綱は、平成22年5月25日から施行する。

災害廃棄物等処理支援要請書

第 号
平成 年 月 日

埼玉県知事

川島町長

災害廃棄物等の処理に関する相互支援要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり支援を要請します。

記

- 1 災害の状況
 - (1) 災害の種類
 - (2) 発生日時
 - (3) 発生場所
 - (4) 被害の状況

- 2 支援要請の内容
 - (1) 処理を希望する廃棄物の種類及び量
 - (2) 必要とする人員
 - (3) 必要とする車両その他資機材
 - (4) その他必要とする作業内容

- 3 連絡先
 - 担当部課所
 - 担当者
 - 電話番号

災害廃棄物等処理実績報告書

第 号
平成 年 月 日

埼玉県知事

川島町長

災害廃棄物等の処理に関する相互支援要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 委託先
- 2 委託業務
 - (1) 処理等
 - (2) 人的派遣等
 - (3) 機材等
 - (4) その他
- 3 添付書類
委託契約書の写し及びその他参考となる資料
- 4 連絡先
担当部課所
担当者
電話番号

オープンスペース・仮設トイレ等備蓄状況報告書

第 号
平成 年 月 日

埼玉県清掃行政研究協議会会長 様

川島町長

災害廃棄物等の処理に関する相互支援要綱第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 オープンスペースの確保状況

	所在地	面積 (m ²)	土地の現況
1			
2			
3			

2 仮設トイレの備蓄状況

	仮設トイレのタイプ	備蓄台数 (個数)
1	汲み取り式トイレ	
2	ポータブルトイレ(簡易トイレ)	
3	マンホールトイレ	
4	その他 ()	

3 収集運搬車両 (直営車両のみ) の保有状況

	車両のタイプ	積載量 (t, m ³)	保有台数
1	パッカー車		
2	平ボディ車		
3	バキュームカー		

4 連絡先

担当部課所
担当者
電話番号

2-17 災害時における航空機の優先利用に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）と本田航空株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における航空機の優先利用に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、川島町内に災害が発生した場合に、乙の積極的な協力を得て、航空機による被災状況調査、物資輸送その他救援活動等の優先的利用を図ることを目的とする。

（期間）

第2条 この協定の期間は、平成7年7月1日から平成8年6月30日までとし、期間満了1ヶ月前までに甲又は乙の申し出がない場合は、自動的に1年間延長する。以降も同様とする。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時に航空機の優先利用をしようとするときは、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして協力を要請するものとする。

- (1) 協力を要請する理由
- (2) 必要とする場所
- (3) その他必要な事項

（協力）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、これに対し速やかに協力するものとする。

（使用料）

第5条 航空機の使用料は、航空法に基づく運輸大臣の認可料金に消費税を加えた額とする。

（損害賠償）

第6条 乙は、航空機の運行に関し、事故の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を乙の責任において賠償するものとする。

（細目）

第7条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成7年6月30日

埼玉県比企郡川島町大字平沼1175番地
甲 川島町
川島町長 山口泰正

埼玉県比企郡川島町大字出丸下郷53番地1
乙 本田航空株式会社
代表取締役社長 箕輪武士

2-18 災害時における川島町と川島郵便局及び川島三保谷郵便局の協力に関する覚書

川島町長（以下「甲」という）及び川島郵便局長、川島三保谷郵便局長（以下「乙」という）は、川島町内に発生した地震、その他による災害時において、互助精神に基づき、川島町及び川島郵便局、川島三保谷郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、川島町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取り扱い及び援護対策
- （2）甲又は乙が所有し、又は管理する施設及び用地の相互利用
- （3）甲又は乙が収集した被災町民の避難先及び被災状況等の情報の相互提供
- （4）避難所への臨時郵便差出箱等の設置
- （5）その他、前記（1）～（4）に定めない事項で、協力できる事項

（協力要請の手続き）

第3条 協力を受けようとするときは、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭にて要請できるものとし、後日文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。ただし、業務に支障を来たさない範囲とする。

（経費の負担）

第5条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲及び乙が協議をし、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への協力）

第6条 川島町の災害対策本部に川島郵便局長及び川島三保谷郵便局長が協力することができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第7条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第8条 川島郵便局及び川島三保谷郵便局は、川島町の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第9条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第10条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては川島町総務課長、乙においては川島郵便局長及び川島三保谷郵便局長とする。

（協議）

第11条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議し、決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面3通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年12月25日

甲 埼玉県比企郡川島町大字平沼1175番地
川島町
川島町長 山口泰正

乙 埼玉県比企郡川島町大字中山2168番地
郵政省
川島郵便局長 横川利

埼玉県比企郡川島町大字紫竹131番地
郵政省
川島三保谷郵便局長 鈴木恵寿

2-19 災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部（以下「乙」という。）とは、川島町内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害並びに川島町災害救助基金条例施行規則第2条に規定する災害が発生した場合、民間賃貸住宅の提供支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、川島町内において災害が発生し、家屋の損壊や焼失等の理由により居住できなくなった被災者に対し、応急的な住宅として民間賃貸住宅への入居の支援を乙に求めることに関して、基本的事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において被災者への一時的居住を確保するために、乙に対し、入居可能な民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の支援を要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供と住宅提供の支援について、可能な限り甲に協力するものとする。

2 前項に係る契約手続き等に関しては、別添の災害時民間賃貸住宅提供支援に関する取り扱い説明書のとおりとする。

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年2月27日

比企郡川島町大字平沼1175番地
甲 川 島 町
川島町長 高 田 康 男

川越市仙波町2丁目5番地9
乙 社団法人埼玉県宅地建物取引業協会
埼玉西部支部
支 部 長 横 田 庄 平

(別添)

災害時民間賃貸住宅提供支援に関する取扱説明書

1 基本事項

- (1) 契約については、民間賃貸住宅の一時使用を希望する被災者と、社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部の登録会員が管理している提供可能な民間賃貸住宅の所有者との間で行う賃貸借契約によるものとする。
- (2) 賃料については、被災者が月毎に民間賃貸住宅の所有者に支払うものとする。災害時対応のため、敷金（保証金）及び礼金については、被災者は支払うことを必要としないものとする。
- (3) 賃貸借契約の期間は、最長2年間とする。
- (4) 契約事務手数料は、月額賃料の0.5か月分の金額とする。
- (5) 一月の賃貸料金は、10万円以内とする。
- (6) 住宅の基準としては、一戸あたり延床面積29.7㎡（9坪）とし、家族構成等により調整することができる。

2 契約手続

- (1) 民間賃貸住宅の利用を希望する被災者は、町福祉課（大規模災害時の場合は別に窓口を設置する。）の窓口に出る。
- (2) 福祉課は、社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部に照会し、会員が管理している民間賃貸住宅の空き情報を提供する。
- (3) 社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部は、民間賃貸住宅の賃貸借契約の手続きを登録会員に代行させることができる。

2-20 災害時等における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、川島町内に地震・風水害その他による災害もしくは武力攻撃事態等が発生し、または発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、川島町（以下「甲」という。）と株式会社カインズ（以下「乙」という。）が、相互に協力して災害時等の町民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時等の協力事項は、原則として甲が災害対策本部等を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資供給の協力要請)

第3条 災害時等において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

(応急生活物資供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(応急生活物資供給の要請手続等)

第5条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障を来さないよう常に点検・改善に努めるものとする。

(費用)

第6条 第4条の規定により、乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の輸送供給及び運搬終了後、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害時等直前における適正価格を基準とし、甲と乙が協議して決定するものとする。

(その他必要な支援)

第7条 この協定に定める事項の他、被災者に対する支援が必要な場合は、甲と乙が協議して決定するものとする。

(法令の遵守)

第8条 この協定の施行に当たっては、各種法令を遵守するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成18年11月30日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれの1通を保有するものとする。

平成18年11月30日

甲 埼玉県比企郡川島町大字平沼1175番地
川島町長 高田康男

乙 群馬県高崎市高関町380番地
株式会社カインズ
代表取締役社長 土屋裕雅

2-2-1 災害時における主食供給等の協力に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）と埼玉中央農業協同組合（以下「乙」という。）とは、川島町内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して町民生活の早期安定を図るため、主食の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に、川島町地域防災計画に基づく食糧供給の必要が生じた場合、甲が乙に主食の調達及び供給等を求めることに関して必要な事項を定めるものとする。

（主食供給の協力要請）

第2条 災害時において、甲が主食を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有主食の供給について協力を要請することができる。

（主食供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有主食の優先供給及び運搬について積極的に供給するものとする。

（主食供給の要請手続き）

第4条 甲から乙への要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（主食の運搬）

第5条 主食の運搬は、乙又は乙の指定するものが行うものとする。又、乙は、必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（主食の引き取り）

第6条 主食の引き渡し場所は、川島町地域防災計画に定めた食糧の集積場所の中から、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、引き取るものとする。

（費用）

第7条 第3条及び第5条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有する主食の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、適正価格により甲乙協議の上、決定するものとする。

（広域な支援体制の整備）

第8条 乙は、他の農業協同組合との間で、災害時における農業協同組合相互支援の協定等、広域な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

（法令の遵守）

第9条 この協定の施行にあたっては、農業協同組合法その他法令を遵守するものとする。

（定めのない事項）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成20年11月19日

甲 比企郡川島町大字平沼1175番地
川島町長 高田康男

乙 東松山市加美町1番20号
埼玉中央農業協同組合
代表理事組合長 舟橋俊人

2-2-2 災害時等における主食供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、川島町内に地震・風水害その他による災害もしくは武力攻撃事態等が発生し、または発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、川島町（以下「甲」という。）と敷島製パン株式会社東京事業部パスコ埼玉工場（以下「乙」という。）が、相互に協力して災害時等の町民生活の早期安定を図るため、主食供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時等の協力事項は、原則として甲が災害対策本部等を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(主食供給の協力要請)

第3条 災害時等において甲が主食供給を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

(主食供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(主食供給の要請手続等)

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障を来さないよう常に点検・改善に努めるものとする。

(費用)

第6条 第4条の規定により、乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の輸送供給及び運搬終了後、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害時等直前における適正価格を基準とし、甲と乙が協議して決定するものとする。

(その他必要な支援)

第7条 この協定に定める事項のほか、被災者に対する支援が必要な場合は、甲と乙が協議して決定するものとする。

(法令の遵守)

第8条 この協定の施行に当たっては、各種法令を遵守するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成22年 1月15日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれの1通を保有するものとする。

平成22年 1月15日

甲 埼玉県比企郡川島町大字平沼1175番地
川島町長 高田康男

乙 埼玉県比企郡川島町かわじま2丁目21番地
敷島製パン株式会社東京事業部
パスコ埼玉工場長 丸井保雄

2-23 地震災害・風水害等に関する協定書

川島町長（以下「甲」という。）と川島町建設業協会（以下「乙」という。）とは、地震災害・風水害等における情報収集パトロール及び応急復旧工事に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する道路、河川等に災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときにおける甲と乙の実施する基本的事項を定め、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため必要があると認めたときは、乙に情報収集パトロールの実施、又は応急復旧工事の実施を要請するものとする。

2 乙は、要請があったときは甲に協力するものとする。

（担当区域）

第3条 乙は、情報収集パトロール及び応急復旧工事を円滑に実施するため、担当区域を定め甲に提出するものとする。

ただし、甲は災害の状況、その他やむを得ない事情が発生した場合には、担当区域の変更ができるものとする。

（要請手続）

第4条 甲の要請手続は、次の区分に従い行うものとする。

（1）連絡可能なときの要請

甲は、通常の連絡が可能なきときは、有線通信等により乙に協力を要請するとともに、点検の場所、災害の場所、被害状況及び復旧内容等について指示するものとする。また、乙は連絡がない場合であっても必要があると判断した場合には、自主的にパトロールを行うものとする。

（2）連絡不可能なとき

乙は、災害により有線通信等が途絶し、甲との連絡が不可能なきときは、甲の要請を待つことなく、情報収集パトロールの実施又は臨機の処置として応急復旧工事の実施をできるものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、情報収集パトロールを実施した場合には、災害の有無等について様式1号により報告する。また、甲の了解を得て応急復旧工事を実施した場合には、様式2号により速やかに甲に報告する。

（請負契約）

第6条 応急復旧工事を実施するときは、川島町契約規則に基づく手続により、速やかに甲と乙の会員（別紙）とで工事請負契約を締結するものとする。

（定めのない事項等）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（協定の期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとし、期間満了1ヶ月前までに甲又は乙の申し出がない場合は、自動的に1年間延長する。以降も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成24年4月1日

甲 埼玉県比企郡川島町大字平沼1175番地
比企郡川島町長 高田 康 男

乙 埼玉県比企郡川島町大字正直595番地
川島町建設業協会長 島 村 健

平成18年8月30日協定締結

平成21年4月 1日協定更新

2-2-4 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

埼玉県と埼玉県電気工事工業組合との「災害時における電気設備等の復旧に関する協定書」の趣旨に基づき、川島町（以下「甲」という。）と埼玉県電気工事工業組合（以下「乙」という。）との間において、災害時における電気設備等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の町域内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施できることを目的とする。

（支援協力の種類）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1） 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- （2） 町内における電気に係る事故防止に関すること。
- （3） 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。
- （4） 前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと。
- （5） 災害発生時における復旧に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

（支援協力要請の手続き）

第3条 甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、「支援要請書」（別紙様式第1）をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに支援要請書を交付するものとする。

- （1） 支援協力の種類
- （2） 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等
- （3） 支援協力を希望する期間

（支援協力の実施）

第4条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

（復旧作業後の引渡）

第5条 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に「災害復旧業務完了報告書」（別紙様式第2）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話により報告し、速やかに「災害復旧業務完了報告書」（別紙様式第2）を提出する。

（復旧実施マニュアルの提示）

第6条 乙は甲の要請に対応するために、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が、甲の要請により支援協力を要した経費については、甲・乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人工の価格は、適正な価格とする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成22年1月26日から平成22年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第9条 協定について、疑義を生じた時又は定めのない事項については、甲、乙がその都度協議して定めるも

のとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成22年1月26日

埼玉県比企郡川島町大字平沼1175番地
甲 川島町
川島町長 高田康男

埼玉県さいたま市北区宮原1丁目39番地
乙 埼玉県電気工事工業組合
理事長 小澤浩二

埼玉県電気工事工業組合 殿
(FAX 048-663-0298)

埼玉県川島町長

支 援 要 請 書

平成22年1月26日付けで締結した「災害時等における電気設備等の復旧に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり要請いたします。

記

1 支援協力の種類

- 電気設備等の被害復旧
- 町内における電気に係る事故防止に関すること。
- 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報し、その指示に従うこと。

2 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所（住所）等

- 避難場所の電気設備等の被害復旧
- 町庁舎等の電気設備等の被害復旧
- その他の施設の電気設備等の被害復旧

・施設名：_____

・場所（住所）：_____

・責任者名：職名 _____ 氏名 _____

・電話番号：_____

・携帯番号：_____

3 支援協力を希望する期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

埼玉県川島町長 殿

埼玉県電気工事工業組合

災害復旧業務完了報告書

「災害時等における電気設備等の復旧に関する協定書」第5条の規定により、災害復旧業務が完了いたしましたので報告いたします。

記

要請年月日		
復旧施設名		
場所（住所）		
業務完了年月日		
施設担当責任者名		
作業内容		
作業実施業者名	会社名	
	担当者名	
	電話番号	

2-25 災害時等における情報提供、電力復旧等に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）と東京電力株式会社川越支社（以下「乙」という。）は、川島町内における地震、風水害、その他の災害発生時または発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における情報提供、電力復旧等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に川島町地域防災計画に基づく情報の収集等の一環とし、災害時等による大規模停電事故が発生した場合や、広範囲にわたる長時間停電等に対し、いち早く電力を供給し市民生活の早期安定を図るため、甲、乙が連携して電力復旧活動に取り組む事等を目的に、必要な事項を定めるものとする。

（協定の内容）

第2条 甲及び乙は、災害が発生し広範囲における停電が発生した場合、または発生するおそれのある場合、次の事項について努めるものとする。

- （1）広域停電及び一般被害や通常業務において知り得た情報の提供
- （2）防災行政無線等の活用による広報活動
- （3）物資の提供
- （4）施設及び駐車場の提供
- （5）電力復旧優先施設の設定

（情報の提供）

第3条 甲及び乙は通常の業務において知りえた情報を相互に共有するものとし、情報提供の方法は、電話又はファックス等により行うものとする。

- （1）広域停電及び復旧見込み等に関する情報
- （2）河川等の氾濫による道路冠水等に関する情報
- （3）河川等の氾濫に伴う堤防等の越水、漏水、洗掘、決壊等に関する情報
- （4）家屋倒壊や倒木等による道路状況に関する情報
- （5）地震、大雨等による土砂崩壊箇所に関する情報
- （6）その他防災に関する情報

（広報活動）

第4条 甲及び乙は、電力復旧に関する広報活動に努めるものとする。

- （1）乙は、災害時等による大規模停電事故及び広範囲にわたる長時間停電が発生し、乙独自で速やかな広報活動が出来ない場合、甲に対し、防災行政無線による通報の依頼を行うことができる。甲は、依頼を受けた場合、甲、乙協議のうえ、防災行政無線を活用し、市民等に対して広報を行う。
- （2）放送後の市民からの照会は、乙が責任をもって行う。
- （3）甲及び乙は、防災行政無線以外の広報が必要と判断した場合、甲、乙協議のうえ、乙の車両による広報活動を行う。

（物資の提供）

第5条 乙は、災害時等において、甲に災害対策本部またはその他の緊急対策のための組織が設置され、甲から物資（別紙参照）の提供について要請があった場合、協議のうえ提供するものとする。

（施設及び駐車場の提供）

第6条 甲は、電力復旧活動に伴い、乙から甲の所有する施設及び駐車場等の使用について、要請があった場合、甲、乙協議のうえ、提供するものとする。なお、乙の行う電力復旧活動には、川島町近隣での電力復旧活動も含まれるものとする。

（優先施設の設定）

第7条 甲及び乙は、川島町内の避難施設等における電力復旧優先順位について、甲、乙協議のうえ、設定し、電力復旧活動を行うものとする。

(費用負担)

第8条 第5条及び第6条の規定に基づく提供に伴う甲及び乙の費用負担は、無償とする。

(遵守事項)

第9条 この協定を祖語の理解と信頼の下に運営するため、次の事項を遵守するものとする。

(1) この協定の締結事実を自己または他人を利用するための手段として利用しないこと。

(2) この協定の締結またはこの協定に基づく活動を通じて知り得た秘密を他人に漏らさないこと。

(会議の開催)

第10条 この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、必要に応じて関係各所との会議を開催するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結から平成23年3月31日までとする。ただし、協定期間満了30日前までには、甲、乙いずれかが協定の解除または変更の申し出をしないときには、1年間延長されるものとみなし、以後この例によるものとする。

(定めのない事項等)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成22年11月15日

甲 埼玉県比企郡川島町大字平沼1175番地
川島町長 高田康男

乙 埼玉県川越市三久保町17番地4
東京電力株式会社川越支社
支社長 坂口俊昭

東京電力(株)川越支社における災害時用提供物資一覧

提供物資（飲食物）	
品名	規格
クラッカー	—
アルファ米等	—
缶詰（さんま、牛肉、他）	—
ミネラルウォーター	1.5リットル/本

提供物資（その他）	
品名	規格
毛布	W140×H200
簡易トイレ	最大処理能力8,000回
浄水器	造水（浄水能力）：毎分2.0リットル
テント	6畳分、他

2-26 災害時における物資の輸送に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県トラック協会小川・松山支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の輸送（以下「緊急輸送」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 川島町地域防災計画の災害時応急対策及び自治体の相互応援措置のために、貨物自動車による緊急輸送に関し必要な事項を定め、緊急輸送を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

（要請の手続）

第2条 甲は、この協定による要請をするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにし、「災害時における緊急輸送業務協力要請書」（様式第1号）（以下「要請書」という。）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、安全に配慮して口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

（1）要請理由

（2）輸送する物資名、数量及び輸送先

（3）車両の台数及び運転手等（原則として、運転手及び補助者の2名体制とする）の人数

（4）輸送年月日（期間）

（5）その他必要とする事項

（実施）

第3条 乙は、甲から緊急輸送の要請があったときは、特別な理由がない限り他に優先して乙に所属する運送事業者を指定し、甲に輸送車両を提供するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により緊急物資を実施したときは、当該業務の終了後速やかに「災害時における緊急輸送業務実施報告書」（様式第2号）をもって報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が第2条の要請により緊急輸送の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の運搬費用については、原則乙が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第10条の規定により国土交通大臣に届出した額によるものとし、補助者（8時間制）の費用は、実際に要した運送作業時間に単価を乗じた額を甲が負担するものとする。

3 緊急物資を実施した時期に燃料の高騰が著しい場合は、サーチャージ料を実費請求するものとし、又、実施された緊急輸送に宿泊を伴った場合は、甲が実費を負担し、その他不測要因については、甲、乙間で協議するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、第2条の緊急輸送終了後、当該の緊急輸送に要した費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに乙に支払うものとする。

（事故等）

第7条 乙の提供した輸送車両が故障その他の理由により緊急輸送を中断したときは、乙は速やかに当該輸送車両を交換してその緊急輸送を継続しなければならない。

2 災害時に起因する地盤のゆがみ、道路の寸断等により目的地まで、辿り着けないなど安全な走行を確保できない場合は、乙より道路等の状況を甲に報告し、甲、乙協議のうえ対応を決めるものとする。

3 乙の事情とは異なる災害の影響で、車両の故障等により代替え車両が必要となった場合の費用は甲が負担するものとする。

（災害応援活動への適用）

第8条 この協定は、甲が締結した災害応援協定先の自治体に、地震、風水害等の災害が発生し、災害応援活

動を行うために貨物自動車による緊急輸送が必要となったときについても適用するものとする。

(期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、期間満了日の1か月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項については、その都度甲、乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が署名押印のうえ各1通を保有する。

平成24年2月23日

埼玉県比企郡川島町大字平沼1175番地

甲 川島町

川島町長 高田康男

埼玉県嵐山町大字菅谷233番地3

乙 社団法人 埼玉県トラック協会小川・松山支部

支部長 瀧澤良一

埼玉県トラック協会

小川・松山支部 様

川島町長

災害時における緊急輸送業務協力要請書

「災害時における物資の輸送に関する協定書」第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 要請理由 _____

2. 輸送日、輸送物資名、数量及び輸送先等

輸送業務 年月日 (実施日)	輸 送 物資名	数 量	輸 送 先	備 考
年 月 日			地先から 地先まで	

3. その他 _____

川島町長

様

埼玉県トラック協会

小川・松山支部長

災害時における緊急輸送業務実施報告書

このことについて、「災害時における物資の輸送に関する協定書」第4条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 輸送日、輸送物資名、数量及び輸送先等

輸送業務 年月日 (実施日)	輸 送 物資名	数 量	輸 送 先	備 考
年 月 日			地先から 地先まで	

2. その他

2-27 災害時における救援物資提供に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害における救援物資提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲の町内に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から物資の提供について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。

2 乙は、災害対応型自動販売機【メッセージボード搭載型】（以下「自販機」という。）の機内の在庫の製品を甲に無償提供するものとする。尚、乙が設置している自販機は別紙リストにて管理するものとし、リストは甲、乙確認の上変更があった場合は更新するものとする。

3 乙は速やかに供給体制を整えるなど万全を期するものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

4 乙は第1項の要請があったときは、飲料水の優先的な供給を甲に行うものとする。

5 前項の飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上引き取るものとする。又、飲料水の対価については甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上決定する。

（要請の手続き）

第3条 この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙相手方のいずれかから協定解消の申し出がないかぎり、同一内容をもってさらに5年間継続するものとする。

（協議及び確認事項）

第5条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成24年4月10日

埼玉県比企郡川島町大字平沼1175番地
甲 川島町
町長 高田康男

埼玉県桶川市加納180番地
乙 三国コカ・コーラボトリング株式会社
営業本部 埼玉第二支社
支社長 井上豊

別紙)

【対象自動販売機リスト 全6台】

確認日 24年4月10日

設置場所名	機種	MCCBNo.
川島町役場	F1CRG3036NBSP3	
コミュニティセンター	F1CRG3036NBSP3	
町民体育館	F6CRG30G6NBSP3E	
町民会館	F1CRG3036NBSP3	
老人福祉センターやすらぎの郷	F6CRG30G6NBSP3E	
平成の森公園	F1CRG3036NBSP3	

平成24年4月10日

様式1 (第3条関係)

救援物資 (飲料水) 提供要請書

年 月 日

三国コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 様

川島町長

災害時における救援物資 (飲料水) の提供に関する協定第2条第3項の規定により、次のとおり要請します。

飲料水の種類及び数量	
物資搬入希望日時	
物資搬入場所	
災害対策本部設置日	
電話要請日時	
電話要請者 (川島町) ・ 応答者 (三国) 氏名	要： 応：
物資搬入等における 川島町担当者	川島町 課 氏名 電話
その他	

2-28 災害時等における物資の供給に関する協定書

川島町(以下「甲」という。)と埼玉中央農業協同組合川島サービスステーション(以下「乙」という。)とは、川島町内における地震、風水害その他の災害発生時又は発生のおそれがある場合(以下「災害時等」という。)において第4条(燃料の種類)に掲げる応急対策の燃料(以下「燃料」という。)の供給に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、川島町地域防災計画に基づき、甲が行う救援活動に対し、甲及び乙が相互に協力して、町民生活の早期安定を図るため、乙の所有する燃料の甲への供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 乙は、災害時等において、甲に災害対策本部又はその他の緊急対策のための組織が設置され、甲から燃料の供給について要請(以下「協力要請」という。)があったときには協力するものとする。

(要請の手続き)

第3条 甲は、乙に対して前条に定める協力要請をするときは、協力要請書(別記様式)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、事後協力要請書を提出するものとする。

(燃料の種類)

第4条 本協定に基づく、甲の要請により乙が甲に供給する燃料の種類は次のとおりとする。

- (1) ガソリン
- (2) 重油
- (3) 軽油
- (4) 灯油
- (5) その他甲が指定する物であつて、乙が供給可能なもの

(燃料の引渡)

第5条 燃料の受渡しは、甲が指定するものとし、甲は、当該場所へ職員等を派遣し、納品書等を確認のうえ受け取るものとする。

(燃料の価格及び運搬費用)

第6条 物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議して決定するものとし、運搬及び搬出入にかかる費用については、甲の負担とする。

(代金の請求)

第7条 乙は、第3条の規定に基づき、甲に物資を納入した時は、前条の規定により定めた価格で、甲にその代金を請求するものとする。

(代金の支払)

第8条 甲は、乙からの前条の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払うものとする。

(協定の有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定の締結から平成25年3月31日までとする。ただし、協定期間満了30日前までに、甲乙いずれかから相手方に対して本協定の解除又は変更の申し出をしないときには、同一内容にて更に1年間延長されるものとし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成24年5月24日

甲 比企郡川島町大字平沼1175番地
川島町
川島町長 高田康男

乙 東松山市加美町1番20号
埼玉中央農業協同組合
代表理事組合長 舟橋俊人

同文で協定している締結業者

平成24年5月24日
埼玉県石油業協同組合東松山支部会員
川島町大字山ヶ谷戸269番地1
まるや石油株式会社
代表取締役 谷島孝

川島町大字上伊草541番地2
有限会社笛木油店
代表 笛木徳廣

様

川島町長

燃 料 供 給 協 力 要 請 書

「災害時等における物資の供給に関する協定書」に基づき、燃料の供給について、下記のとおり要請します。

記

- 1 燃料の種類
- ①ガソリン _____ ℓ
 - ②重油 _____ ℓ
 - ③軽油 _____ ℓ
 - ④灯油 _____ ℓ
 - ⑤その他 (_____)
- 2 納品場所 _____
- 3 その他

(要請担当者)

川島町災害対策本部

総務部長 総務課長 印

TEL049-299-1753

2-2-9 災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、川島町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害の発生により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、川島町（以下「甲」という。）が 社会福祉法人 ウィング 障害者福祉サービス多機能型事業所 ワーク&ライクのびっこ（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所（以下「避難所」という。）として、乙の施設を利用することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この協定における対象者は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその介助者（家族を含む）とする。

(施設の利用)

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握し、乙の施設を利用する必要が生じたときは、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況等

(2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(開設期間)

第4条 この協定における避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の規模状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、決めるものとする。

(要援護者の移送)

第5条 要援護者の移送については、原則、甲が行うものとし、乙は、当該要援護者の自施設への移送にできる限り協力するものとする。

(避難所の管理運営)

第6条 乙は、施設職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 避難所に必要な日常生活用品、食料及び医薬品等の物資は、甲が調達するものとする。ただし、その一部を甲が調達できないときは、乙が保有するこれらの物資の提供について、乙に協力を要請することができる。

(費用の負担)

第7条 甲は、避難所の開設期間中の管理運営に係る費用及び甲の要請に基づいて乙が提供した内容に係る費用については、甲が負担するものとする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、避難所の開設が乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、乙が管理する施設について避難所としての利用を終了する際は、乙に文書を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年6月5日

甲 埼玉県比企郡川島町大字平沼1175番地
川島町
川島町長 高田康男

乙 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林871番地5
社会福祉法人 ウィング
障害者福祉サービス多機能型事業所 ワーク&ライクのびっこ
所長 内田常子

同文で協定している締結業者

平成24年6月5日

埼玉県比企郡川島町大字畑中478番地1
医療法人 啓仁会 平成の森・川島病院
院長 坂井誠

埼玉県比企郡川島町大字表147番地1
社会福祉法人 永楽会 特別養護老人ホーム 永楽園
施設長 道祖土巖

埼玉県比企郡川島町大字山ヶ谷戸519番地1
社会福祉法人 永楽会 特別養護老人ホーム ひまわり
施設長 中重文美

埼玉県比企郡川島町大字曲師402番地1
社会福祉法人 川島町社会福祉協議会
会長職務代理者 小高春雄

取扱注意

別紙

福祉避難所利用対象者名簿

No.	対象者				介助者			
	氏名	住所	心身の状況	生年月日	氏名	住所	本人との続柄	緊急時連絡先
1		川島町						
2		川島町						
3		川島町						
4		川島町						
5		川島町						
6		川島町						
7		川島町						
8		川島町						
9		川島町						
10		川島町						

様

川島町長

福祉避難所使用終了連絡書

「災害時における福祉避難所への要援護者の受け入れに関する協定書」に基づき、福祉避難所としての使用終了について、下記のとおり連絡します。

記

1 終了日時 年 月 日 時まで

（要請担当者）

川島町

災害対策本部

民生部副部長 健康福祉課長 印

TEL049-299-1756

※ 災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定に基づく、福祉避難書使用終了連絡書の様式は、以下、同じ様式とし省略する。

2-30 災害時における遺体の収容等に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）と埼玉中央農業協同組合（JA埼玉中央催事センター）（以下「乙」という。）とは、災害の発生に伴う遺体の収容等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、川島町内において災害が発生した場合、甲が乙の協力を得て、多数の死者が発生した場合に、遺体の収容、安置等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の内容）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、次に掲げる業務に関し、協力するものとする。

- （1） 施設内への遺体の収容、安置及びこれらに必要な棺、葬祭用品の提供
- （2） 遺体の搬送及び搬送車両の提供
- （3） その他協議により協力できる業務

（協力）

第4条 乙は、甲から前条の規定による協力要請を受けた場合は、協定の内容に従って可能な限り協力するものとする。ただし、やむを得ない事情により協力要請に応じられない場合は、この限りでない。

（要請手続）

第5条 甲は、第3条の規定による要請を行うときは、収容施設等提供要請書（別記様式）を乙に提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請することができるものとし、その後速やかに収容施設等提供要請書を提出するものとする。

（報告）

第6条 乙は、第3条の業務に協力した時は、次に掲げる事項について文書を持って甲に報告するものとする。

- （1） 施設内へ収容、安置した遺体の数、及びこれらに必要な棺、葬祭用品の数量
- （2） 遺体の収容等に従事した者の名簿
- （3） 遺体の収容、安置した施設の使用室数及び使用日数
- （4） その他甲の要請により、乙が協力した業務に係る必要な事項

（費用負担）

第7条 第3条の規定により、甲が要請した業務にかかる費用については、甲が負担するものとし、災害発生直前の適正な価格を原則とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。

2 この有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に1年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、以降においてもまた同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年12月26日

- 甲 比企郡川島町大字平沼1175番地
川島町
川島町長 高田康男
- 乙 東松山市加美町1番20号
埼玉中央農業協同組合
代表理事組合長 舟橋俊人

埼玉中央農業協同組合
代表理事組合長

様

川島町長

収容施設等提供要請書

災害時における遺体の収容等に関する協定第5条により協力を要請します。

要請事項 チェック欄	協力要請事項
	施設内への遺体の収容、安置及びこれらに必要な棺、葬祭用品の提供
	遺体の搬送及び搬送車両の提供
	その他協議により協力できる業務

2-31 災害時における遺体の収容等に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）と株式会社 花恒（以下「乙」という。）とは、災害の発生に伴う遺体の収容等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、川島町内において災害が発生した場合、甲が乙の協力を得て、多数の死者が発生した場合に、遺体の収容、安置等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の内容）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、次に掲げる業務に関し、協力するものとする。

- (1) 施設内への遺体の収容、安置及びこれらに必要な棺、葬祭用品の提供
- (2) 遺体の搬送及び搬送車両の提供
- (3) その他協議により協力できる業務

（協力）

第4条 乙は、甲から前条の規定による協力要請を受けた場合は、協定の内容に従って可能な限り協力するものとする。ただし、やむを得ない事情により協力要請に応じられない場合は、この限りでない。

（要請手続）

第5条 甲は、第3条の規定による要請を行うときは、収容施設等提供要請書（別記様式）を乙に提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請することができるものとし、その後速やかに収容施設等提供要請書を提出するものとする。

（報告）

第6条 乙は、第3条の業務に協力した時は、次に掲げる事項について文書を持って甲に報告するものとする。

- (1) 施設内へ収容、安置した遺体の数、及びこれらに必要な棺、葬祭用品の数量
- (2) 遺体の収容等に従事した者の名簿
- (3) 遺体の収容、安置した施設の使用室数及び使用日数
- (4) その他甲の要請により、乙が協力した業務に係る必要な事項

（費用負担）

第7条 第3条の規定により、甲が要請した業務にかかる費用については、甲が負担するものとし、災害発生直前の適正な価格を原則とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。

2 この有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解消の申出がない場合は、更に1年間同一内容をもって有効期間を延長するものとし、以降においてもまた同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年11月15日

甲 比企郡川島町大字平沼1175番地

川島町

川島町長

高 田 康 男

乙 東松山市箭弓町1丁目2番4号

株式会社 花恒

代表取締役

伊 藤 和 夫

平成 年 月 日

株式会社 花恒
代表取締役

様

川島町長

収容施設等提供要請書

災害時における遺体の収容等に関する協定第5条により協力を要請します。

要請事項 チェック欄	協力要請事項
	施設内への遺体の収容、安置及びこれらに必要な棺、葬祭用品の提供
	遺体の搬送及び搬送車両の提供
	その他協議により協力できる業務

2-32 災害時における物資の保管等にかかる協力に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）と埼玉中央農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における物資の保管等にかかる協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川島町内で地震、風水害、その他の災害が発生した場合において、甲が、物資の保管等にかかる協力を乙から受けることに関して必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、物資の保管等について、乙の支援が必要となったときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

2 甲の要請は、電話等により口頭で行い、後日、書面により処理するものとする。

（協力の内容）

第3条 甲が、乙に協力を要請する物資の保管等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 救援物資及び調達物資等の受入れ及び仕分け場所の提供
- (2) 物資の仕分けを円滑に実施するための人的応援
- (3) 物資の仕分けを円滑に実施するため、フォークリフト等の資機材の提供
- (4) 必要とするときは、物資輸送の協力

（費用負担）

第4条 協力要請に基づき、乙が実施した物資の保管等に要した費用は、無料とする。

2 作業員の派遣及び荷役資機材の提供に要した費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（事故等）

第5条 事故の発生等により物資の保管の継続が困難な事由が発生した場合には、乙は、速やかに他の倉庫等の提供その他の措置により保管を継続するよう努めるものとする。

2 乙は、物資の保管の実施に際し事故が発生した時は、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上、対応するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の1月前までに、甲又は乙から期間を延長しない旨の申し出がない限り、この協定はさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名のうえ、各自1通を保有する。

平成28年11月15日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1

川 島 町

川島町長 飯 島 和 夫

乙 埼玉県東松山市加美町1番地20号

埼玉中央農業協同組合

代表理事組合長 利根川 洋治

2-33 災害時における被災者等相談の実施に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）と埼玉司法書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等（被災者並びにその雇用主、従業者、相続人及び親族をいう。以下同じ。）からの相談（以下「被災者等相談」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者等相談の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、災害時において被災者等相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項に規定する要請（以下「要請」という。）を受けた場合は、速やかに被災者等相談を行う司法書士（以下「相談員」という。）の派遣実施計画を作成し、甲に報告するものとする。

3 乙は、前項に規定する派遣実施計画に基づき、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

4 乙は、相談員を乙又は乙の関係団体の会員の中から選出するものとする。

（被災者等相談の範囲）

第3条 相談員は、次に掲げる相談を行うものとする。

- (1) 相続に関する相談
- (2) 不動産登記及び商業・法人登記に関する相談
- (3) 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談
- (4) 成年後見制度に関する相談
- (5) その他司法書士法に定める業務に関する相談

（要請の方法）

第4条 甲が要請を行うときは、乙に相談の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした別紙様式「災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合には、口頭等により要請することができる。

（態勢整備等）

第5条 乙は、甲の要請に対応できる態勢を確保するように努めるものとする。

2 乙は、要請に対応し、又は前項の態勢を確保するため、連絡態勢、連絡方法及び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

(費用負担)

第6条 被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、乙が負担するものとする。ただし、甲から相談機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限りでない。

(相談料)

第7条 乙及び相談員は、被災者等相談の相談者から相談料を徴しないものとする。

(情報交換等)

第8条 甲及び乙は、被災者等相談を円滑に実施できるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報交換並びに資料の提供を行うとともに必要に応じ協議を行うものとする。

(連携)

第9条 乙は、乙が被災者等相談を円滑に実施するに当たり、他機関と連携する必要があるときは、甲に他機関等との調整を申し入れ、当該調整を了した上、当該被災者等相談を実施するものとする。

(協定の存続期間)

第10条 この協定の存続期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙から申出がなかった場合は、協定の存続期間が更に1年間自動延長されるものとする。2年目以降も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年11月15日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1
川島町
川島町長 飯島和夫

乙 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目16番58号
埼玉司法書士会
会長 山寄秀美

災害時支援協力要請書

年 月 日

埼玉司法書士会 御中

要 請 者
(担 当)

電 話

次のとおり「災害時における被災者等相談の実施に関する協定」による相談員の派遣を要請します。

派遣日時	
派遣場所 及び人数	
相談内容	
その他	

2-34 災害時におけるLPガスの優先供給に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）と一般社団法人埼玉県LPガス協会東松山支部（以下「乙」という。）とは、川島町内に地震等による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、被災した町民等に対して行うLPガスの優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（LPガスの優先供給に関する協力要請）

第1条 災害時において、甲がLPガスを必要とするときは、乙に対し避難所等へ優先供給について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、次の事項を明らかにして、口頭や電話等により要請を行い、後日、速やかに文書でその内容を通知するものとする。

- （1）協力要請内容及び必要量
- （2）協力を希望する期間
- （3）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（LPガスの優先供給に関する協力）

第2条 乙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、LPガスの優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（費用）

第3条 乙が供給したLPガスの費用については、甲が負担するものとし、価格は災害発生直前の市場価格とする。

（引渡し）

第4条 LPガスの引渡場所は甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、物資を確認の上、受領するものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、相互の協力事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災を主管する課の課長とし、乙においては一般社団法人埼玉県LPガス協会東松山支部長とする。

（要請窓口）

第7条 甲がこの協定に基づき乙に協力を要請する場合、その要請先は乙の地区役員とする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日からその年度末までとする。

2 この有効期間が満了する日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解消の申出がない場合は、1年間延長するものとし、以降においてもまた同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙署名の上各自その1通を保有する。

平成29年2月17日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1

川 島 町

川島町長 飯 島 和 夫

乙 埼玉県東松山市箭弓町1丁目3番地18

一般社団法人埼玉県LPガス協会東松山支部

支部長 矢 島 順 一

2-35 災害時における家屋被害認定に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）と埼玉土地家屋調査士会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の町内において災害が発生した場合に、乙が甲に対して行う支援に関し、その手続きを定め、円滑な支援が実施できるよう必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。

- （1）「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成25年内閣府（災害担当））に基づき、甲の職員と連携した町内家屋の調査に関すること。
- （2）甲が発行した罹災証明について、町民からの相談に関すること。

（支援の要請）

第3条 甲は乙に対し、前条に定める支援を受けようとする場合には、認定調査を実施する所在地、内容等、必要事項を記載した「被害認定調査要請書」（別紙様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに被害認定調査要請書を提出するものとする。

（支援の実施）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、被害認定調査要請承諾書（別紙様式2）を提出するとともに、速やかに乙の会員を甲に派遣し、認定調査を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を遅滞なく報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定により派遣された会員の人件費は負担しない。

2 乙が、甲の要請により認定調査を実施する場合の必要な資機材の費用については甲が負担するものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認の上、適当と認めるときは、速やかに乙に支払うものとする。

（守秘義務）

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（従事者の災害補償）

第8条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結日からその年度末までとする。

ただし、協定期間満了の1箇月前までに甲、乙いずれかからの協定解除の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙間で協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年2月17日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1

川 島 町

川島町長 飯 島 和 夫

乙 埼玉県さいたま市浦和区高砂4丁目14番1号

埼玉土地家屋調査士会

会 長 佐 藤 忠 治

2-36 水発生時における施設等の提供協力に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）及びグローバル・ロジスティック・プロパティーズ株式会社（以下「乙」という。）は、洪水発生時における施設等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川島町内に洪水災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に避難する必要が生じたとき、洪水から避難する者（以下「洪水避難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、迅速な避難を支援するため、甲乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（洪水避難者の受入れ）

第2条 乙は、洪水に関する情報等の取得に努め、はん濫危険情報が発表されたとき、甲が避難勧告、避難指示（以下「避難勧告等」という。）を発令したとき、又は甲が乙に対し、文書（様式1号）又は口頭（電話連絡含む）により、一時避難所の開設を要請したときは、乙は洪水避難者を乙の運営・管理する施設の洪水からの避難に適する場所への受入れを開始するものとする。乙が、甲の要請を待たず、自主的に一時避難所として使用する場合は、その旨を甲に連絡する。ただし、乙が被災した時はこの限りではない。

2 洪水避難者の受入れは、はん濫危険情報、又は避難勧告等が解除された時点、又は、甲が乙に対し閉鎖の旨を連絡し、文書（様式2号）にて通知することにより、終了するものとする。

3 乙は、洪水避難者を受け入れたときは、可能な限りその状況を甲に報告するものとする。

4 甲は、第2項の規定により洪水避難者の受入れが終了した後において、なお施設から退去しない洪水避難者がいるときは、乙と協力し洪水避難者の退去を行うものとする。

5 甲は、乙の管理する施設のうち、洪水時における一時避難所として利用する施設の範囲を、町民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

（洪水避難者を受け入れる施設及びその範囲等）

第3条 洪水避難者を受け入れる施設（以下「洪水避難施設」という。）の範囲等は、次のとおりとする。

施設名称	GLP 川島
所在地	埼玉県比企郡川島町大字上伊草字三島 888-1
使用範囲	2 階車路
収容人数	約 700 名
避難通路	北側スロープ
避難時の入口	北側出入り口

2 乙は、洪水避難施設の増改築等により、当該建物の避難時の使用面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（経費の負担）

第4条 洪水避難者受入れに伴い、洪水避難施設の運営管理にかかる費用は甲が負担するものとする。

（損傷等の費用負担）

第5条 第2条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、甲が費用を負担するものとする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は解除する旨の申し出がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

2 前項に関わらず、洪水避難施設全体をテナント1社に賃貸することになった場合には、この協定の有効期間や協力内容等につき甲乙改めて協議し、当該テナントの意向によっては協定が終了することについても予め同意するものとする。

(協議事項)

第7条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成29年4月17日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1
川島町
川島町長 飯島 和夫

乙 東京都港区東新橋一丁目5番2号
汐留シティセンター
グローバル・ロジスティック・プロパティーズ株式会社
代表取締役社長 帖佐 義之

様

川島町長

一時避難所開設要請書

「洪水発生時における施設等の提供協力に関する協定書」に基づき、一時避難所の開設について、下記のとおり要請します。

記

日 時	年 月 日 時 分
場 所	名 称： 住 所：
内 容	一時避難所の開設
その他	

(要請担当者) 川島町災害対策本部
総務部総括班 総務課長 印
TEL 049-299-1753

※ 洪水発生時における施設等の提供協力に関する協定に基づく、一時避難所開設要請書の様式は、以下、同じ様式とし省略する。

様

川島町長

一時避難所使用終了連絡

「洪水発生時における施設等の提供協力に関する協定書」に基づき、一時避難所としての使用終了について、下記のとおり連絡します。

記

日 時	年 月 日 時 分
場 所	名 称： 住 所：
内 容	一時避難所の閉鎖
その他	

(要請担当者) 川島町災害対策本部
総務部総括班 総務課長 印
TEL 049-299-1753

※ 洪水発生時における施設等の提供協力に関する協定に基づく、一時避難所使用終了連絡の様式は、以下、同じ様式とし省略する。

2-37 洪水発生時における施設等の提供協力に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）及び株式会社オータ（以下「乙」という。）は、洪水発生時における施設等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川島町内に洪水災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に避難する必要が生じたとき、洪水から避難する者（以下「洪水避難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、迅速な避難を支援するため、甲乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（洪水避難者の受入れ）

第2条 乙は、洪水に関する情報等の取得に努め、はん濫危険情報が発表されたとき、甲が避難勧告、避難指示（以下「避難勧告等」という。）を発令したとき、又は甲が乙に対し、文書（様式1号）又は口頭（電話連絡含む）により、一時避難所の開設を要請したときは、乙は洪水避難者を乙の運営・管理する施設の洪水からの避難に適する場所への受入れを開始するものとする。乙が、甲の要請を待たず、自主的に一時避難所として使用する場合は、その旨を甲に連絡する。ただし、乙が被災した時はこの限りではない。

2 洪水避難者の受入れは、はん濫危険情報、又は避難勧告等が解除された時点、又は、甲が乙に対し閉鎖の旨を連絡し、文書（様式2号）にて通知することにより、終了するものとする。

3 乙は、洪水避難者を受け入れたときは、可能な限りその状況を甲に報告するものとする。

4 甲は、第2項の規定により洪水避難者の受入れが終了した後において、なお施設から退去しない洪水避難者がいるときは、乙と協力し洪水避難者の退去を行うものとする。

5 甲は、乙の管理する施設のうち、洪水時における一時避難所として利用する施設の範囲を、町民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

（洪水避難者を受け入れる施設及びその範囲等）

第3条 洪水避難者を受け入れる施設（以下「洪水避難施設」という。）の範囲等は、次のとおりとする。

施設名称	オータ川島店
所在地	埼玉県比企郡川島町大字戸守382-1
使用範囲	3階駐車場・4階駐車場（屋上）
収容人数	3階駐車場約1,000名・4階駐車場約1,000名
避難通路	南側スロープ
避難時の入口	南側出入り口

2 乙は、洪水避難施設の増改築等により、当該建物の避難時の使用面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（経費の負担）

第4条 洪水避難者受入れに伴い、洪水避難施設の運営管理にかかる費用は甲が負担するものとする。

（損傷等の費用負担）

第5条 第2条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、甲が費用を負担するものとする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満

了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は解除する旨の申し出がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第7条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成30年1月11日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1
川島町
川島町長 飯島和夫

乙 東京都新宿区西新宿7-5-25
株式会社オータ
代表取締役社長 相川実

2-38 災害時におけるバス利用に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）と一般社団法人埼玉県バス協会西部地区部会（以下「乙」という。）は、災害時におけるバスを利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、避難行動要支援者及び甲が指定する者（以下「要支援者等」という。）を避難所に迅速に避難させること及び避難施設としてバスを利用することにより、被害の軽減を図り、要支援者等の安全確保を図る。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において要支援者等を避難所に避難させる必要がある場合等、バス利用が必要と判断したときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙が保有する車両による要支援者等の輸送
- (2) 要支援者等の避難施設として必要な業務
- (3) その他必要事項の実施

2 協力の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（協力活動の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務等に支障をきたさない範囲で協力する。

（活動の報告）

第4条 乙は、前条の規定により協力活動を実施した場合は、甲に対し文書により報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づき、協力活動に要した経費を甲が負担する。

2 前項の経費は、災害時直前における通常価格を基礎として、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、避難輸送を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を定め、書面により相

手方に通知しなければならない。

- 2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について確認し、災害時に支障をきたさないように日頃から点検及び改善に努めるものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の存続期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙から申出がなかった場合は、協定の存続期間が更に1年間自動延長されるものとする。2年目以降も同様とする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年2月26日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1
川島町
川島町長 飯島和夫

乙 埼玉県
一般社団法人埼玉県バス協会西部地区部会
部会長 加賀谷 哲

2-39 無人航空機の活用に関する包括連携協定書

川島町（以下「甲」という。）と、吉田測量設計株式会社、株式会社ミカミ・アイエヌジー川島支店及び光和測量株式会社（以下「乙」という。）は、無人航空機の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、包括的な連携のもと、無人航空機を活用し、魅力あるまちづくり、安全安心なまちづくりなどの促進、また、行政活動のさらなる促進に寄与することを目的として協定を締結する。

（連携の内容）

第2条 甲と乙は前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について連携・協議し、乙は支援を実施するものとする。

- (1) 地域づくり・まちづくりの推進に関する事
- (2) 農業振興などの推進に関する事
- (3) 観光振興及び町PRに関する事
- (4) 環境の保全及び自然保護活動の推進に関する事
- (5) 防災対策活動及び防犯対策活動に関する事
- (6) 災害時の被害状況調査及び家屋の被害調査に関する事
- (7) 教育・文化の振興、生涯学習、子どもの健全育成の推進に関する事
- (8) その他相互に連携協力することが必要と認められる事項に関する事

（支援の要請）

第3条 甲は、乙に対し、前条に掲げる分野に対する支援の要請をする際、別記に定める要請書により要請するものとする。ただし、災害発生時等の、緊急を要する場合には、口頭又は電話等により要請を行い、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（支援の実施）

第4条 乙は、前条に基づく要請を受けたときは、甲との協議のうえ、支援実施日の気象条件やその他飛行条件等を確認し、実施可能と認められたら、別記に定める承諾書を甲に提出し、支援を実施するものとする。

2 甲は、支援実施の際の指揮・統括を行い、支援終了までの進行管理を行うものとする。

（支援に関する申請）

第5条 乙が支援をする、無人航空機の飛行に関し、航空法により定められた事項に基づき、国土交通省地方航空局への申請が必要になった際には、甲が速やかに申請及びその他の手続きを行うものとする。

2 支援の内容により、警察及びその他の関係機関への申請が必要になった際には、甲が速やかに申請及びその他の手続きを行うものとする。

（飛行管理）

第6条 乙は、無人航空機の飛行管理について、一切の責任を負うものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が第4条の規定により実施した支援の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、甲乙協議のうえ、別途定める。

3 甲は、乙から費用を請求された場合は、速やかに支払うものとする。

（損害賠償）

第8条 乙は、第4条に基づく支援において、第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

（協定の期間及び更新）

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

2 期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも、書面による解約の申出がないときは、この協

定の有効期限を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の解約)

第10条 乙は、この協定の継続が困難になる事由が生じた場合は、甲乙協議のうえ、協定を解除することができる。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び協定の条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙は署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成30年3月23日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ッ林870番地1
川島町
川島町長 飯島和夫

乙 埼玉県比企郡川島町大字上伊草1427番地1
吉田測量設計株式会社
代表取締役社長 吉田富夫

埼玉県比企郡川島町大字吹塚1148番地1
株式会社ミカミ・アイエヌジー 川島支店
支店長 岡部俊夫

埼玉県比企郡川島町大字吹塚767番地8
光和測量株式会社
代表取締役社長 岡部保夫

2-40 災害時等におけるレンタル機材の供給に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）及び西尾レントオール株式会社関越営業部（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材（以下「機材」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、川島町内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が、乙の協力を得て、必要な機材を確保し、もって町民の生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、災害時において、甲から機材の供給について要請があったときには、これに可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災した時はこの限りではない。

（機材の種類）

第3条 乙が供給する機材の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 発電機（三相 125KVA、単相 11.5KVA）
- (2) 重機
- (3) 簡易トイレ
- (4) 暖房機器
- (5) その他乙の取扱商品

（機材の運搬、引渡し）

第4条 機材の引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、引渡し場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、機材を確認の上、受領するものとする。

（経費の負担）

第5条 機材の供給に伴う経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害発生直前の適正価格に基づき甲、乙協議の上、定めるものとする。

（補償）

第6条 この協定に基づいて業務に従事した乙の従業員が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は解除する旨の申し出がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議事項）

第8条 この協定に関する疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成30年11月7日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1
川島町
川島町長 飯島和夫

乙 埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目55-2
西尾レントオール株式会社
関越営業部 部長 近藤浩一

2-41 災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、川島町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害の発生により、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、川島町（以下「甲」という。）が有限会社みどりの郷あすか（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所（以下「避難所」という。）として、乙の施設を利用することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この協定における対象者は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその介助者（家族を含む）とする。

(対象施設)

第3条 この協定における対象施設は、乙管理の以下の施設とする。

施設名	施設種類	住所	備考
みどりの郷あすか川島	・介護付き有料老人ホーム	埼玉県比企郡川島町大字 中山1347番地1	
みどりの郷あすか 東松山	・デイセンター ・ショートステイ ・ケアセンター	埼玉県東松山市大字大谷 1538番地1	水害時等、町内の福祉避難所の開設が困難な場合に開設の依頼を行う。

(施設の利用)

第4条 甲は、災害時において、第2条の対象者の存在を把握し、乙の施設を利用する必要が生じたときは、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況等

(2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(開設期間)

第5条 この協定における避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の規模状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、決めるものとする。

(要援護者の移送)

第6条 要援護者の移送については、原則、甲が行うものとし、乙は、当該要援護者の自施設への移送にできる限り協力するものとする。

(避難所の管理運営)

第7条 乙は、施設職員により、要援護者等の避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 避難所に必要な日常生活用品、食料及び医薬品等の物資は、甲が調達するものとする。ただし、その一部を甲が調達できないときは、乙が保有するこれらの物資の提供について、乙に協力を要請することができる。

(費用の負担)

第8条 甲は、避難所の開設期間中の管理運営に係る費用及び甲の要請に基づいて乙が提供した内容に係る費用については、甲が負担するものとする。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、避難所の開設が乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙が管理する施設について避難所としての利用を終了する際は、乙に文書を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年3月23日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1
川島町
川島町長 飯島和夫

乙 埼玉県東松山市大字大谷1538番地1
有限会社みどりの郷あすか
代表取締役 松井一英

2-42 水害時における施設等の提供協力に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）及び 株式会社平和アルミ製作所（以下「乙」という。）は、水害発生及び発生するおそれがある時における施設等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川島町内に水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に避難する必要が生じたとき、水害から避難する者（以下「水害避難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、迅速な避難を支援するため、甲乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（水害避難者の受入れ）

第2条 乙は、水害に関する情報等の取得に努め、甲が避難勧告、避難指示（以下「避難勧告等」という。）を発令したとき、又は甲が乙に対し、文書（様式1号）又は口頭（電話連絡含む）により、一時避難所の開設を要請したときは、乙は水害避難者を乙の運営・管理する施設の適する場所への受入れを開始するものとする。乙が、甲の要請を待たず、自主的に一時避難所として使用する場合は、可能な限りその旨を甲に連絡する。

2 水害避難者の受入れは、避難勧告等が解除された時点、又は、甲が乙に対し閉鎖の旨を連絡し、文書（様式2号）にて通知することにより、終了するものとする。

3 乙は、水害避難者を受け入れたときは、可能な限りその状況を甲に報告するものとする。

4 甲は、第2項の規定により水害避難者の受入れが終了した後において、なお施設から退去しない水害避難者がいるときは、乙と協力し水害避難者の退去を行うものとする。

5 甲は、乙の管理する施設のうち、水害時における一時避難所として利用する施設の範囲を、町民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

（水害避難者を受け入れる施設及びその範囲等）

第3条 水害避難者を受け入れる施設（以下「水害避難施設」という。）の範囲等は、次のとおりとする。

施設名称	ヘイワールド
所在地	埼玉県北本市深井6丁目
使用範囲	屋上駐車場・平面駐車場
収容人数	屋上駐車場（315台）・平面駐車場（542台）
避難時の入口	店舗入り口 【避難時の施設入口の鍵】 町の依頼により施設管理側で鍵の開閉を実施。

2 乙は、水害避難施設の増改築等により、当該建物の避難時の使用面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（経費の負担）

第4条 水害避難者受入れに伴い、水害避難施設の運営管理にかかる費用は甲が負担するものとする。

（損傷等の費用負担）

第5条 第2条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、甲が費用を負担するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は解除する旨の申し出がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第7条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和2年3月23日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1
川島町
川島町長 飯島和夫

乙 東京都荒川区町屋3-20-13
株式会社平和アルミ製作所
代表取締役社長 中條延幸

2-43 水害時における施設等の提供協力に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）及び NEXUS株式会社（以下「乙」という。）は、水害発生及び発生するおそれがある時における施設等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川島町内に水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に避難する必要が生じたとき、水害から避難する者（以下「水害避難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、迅速な避難を支援するため、甲乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（水害避難者の受入れ）

第2条 乙は、水害に関する情報等の取得に努め、甲が避難勧告、避難指示（以下「避難勧告等」という。）を発令したとき、又は甲が乙に対し、文書（様式1号）又は口頭（電話連絡含む）により、一時避難所の開設を要請したときは、乙は水害避難者を乙の運営・管理する施設の適する場所への受入れを開始するものとする。乙が、甲の要請を待たず、自主的に一時避難所として使用する場合は、可能な限りその旨を甲に連絡する。

2 水害避難者の受入れは、避難勧告等が解除された時点、又は、甲が乙に対し閉鎖の旨を連絡し、文書（様式2号）にて通知することにより、終了するものとする。

3 乙は、水害避難者を受け入れたときは、可能な限りその状況を甲に報告するものとする。

4 甲は、第2項の規定により水害避難者の受入れが終了した後において、なお施設から退去しない水害避難者がいるときは、乙と協力し水害避難者の退去を行うものとする。

5 甲は、乙の管理する施設のうち、水害時における一時避難所として利用する施設の範囲を、町民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

（水害避難者を受け入れる施設及びその範囲等）

第3条 水害避難者を受け入れる施設（以下「水害避難施設」という。）の範囲等は、次のとおりとする。

施設名称	D ' s t a t i o n坂戸店
所在地	埼玉県坂戸市大字塚越1446番地
使用範囲	平面駐車場
収容人数	平面駐車場（930台）
避難時の入口	特記事項なし

2 乙は、水害避難施設の増改築等により、当該建物の避難時の使用面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（経費の負担）

第4条 水害避難者受入れに伴い、水害避難施設の運営管理にかかる費用は甲が負担するものとする。

（損傷等の費用負担）

第5条 第2条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、甲が費用を負担するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は解除する旨の申し出がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第7条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和2年3月23日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1
川島町
川島町長 飯島和夫

乙 群馬県高崎市島野町212-1
NEXUS株式会社
取締役社長 齋藤人志

2-4-4 水害時における施設等の提供協力に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）及び 株式会社第一住宅（以下「乙」という。）は、水害発生及び発生するおそれがある時における施設等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川島町内に水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に避難する必要が生じたとき、水害から避難する者（以下「水害避難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、迅速な避難を支援するため、甲乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（水害避難者の受入れ）

第2条 乙は、水害に関する情報等の取得に努め、甲が避難勧告、避難指示（以下「避難勧告等」という。）を発令したとき、又は甲が乙に対し、文書（様式1号）又は口頭（電話連絡含む）により、一時避難所の開設を要請したときは、乙は水害避難者を乙の運営・管理する施設の適する場所への受入れを開始するものとする。乙が、甲の要請を待たず、自主的に一時避難所として使用する場合は、可能な限りその旨を甲に連絡する。

2 水害避難者の受入れは、避難勧告等が解除された時点、又は、甲が乙に対し閉鎖の旨を連絡し、文書（様式2号）にて通知することにより、終了するものとする。

3 乙は、水害避難者を受け入れたときは、可能な限りその状況を甲に報告するものとする。

4 甲は、第2項の規定により水害避難者の受入れが終了した後において、なお施設から退去しない水害避難者がいるときは、乙と協力し水害避難者の退去を行うものとする。

5 甲は、乙の管理する施設のうち、水害時における一時避難所として利用する施設の範囲を、町民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

（水害避難者を受け入れる施設及びその範囲等）

第3条 水害避難者を受け入れる施設（以下「水害避難施設」という。）の範囲等は、次のとおりとする。

施設名称	第一プラザ坂戸1000
所在地	埼玉県坂戸市大字塚越1300番地
使用範囲	立体駐車場・平面駐車場
収容人数	立体駐車場（548台）・平面駐車場（127台）
避難時の入口	店舗入り口 【避難時の施設入口の鍵】 町の依頼により施設管理側で鍵の開閉を実施。

2 乙は、水害避難施設の増改築等により、当該建物の避難時の使用面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（経費の負担）

第4条 水害避難者受入れに伴い、水害避難施設の運営管理にかかる費用は甲が負担するものとする。

(損傷等の費用負担)

第5条 第2条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、甲が費用を負担するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は解除する旨の申し出がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第7条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和2年3月23日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1

川島町

川島町長 飯 島 和夫

乙 埼玉県川越市脇田本町14-1207第一住宅ビル

株式会社第一住宅

代表取締役社長 浅 井 秀 樹

2-45 水害時における施設等の提供協力に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）及び 株式会社協同商事（以下「乙」という。）は、水害発生及び発生するおそれがある時における施設等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川島町内に水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に避難する必要が生じたとき、水害から避難する者（以下「水害避難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、迅速な避難を支援するため、甲乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（水害避難者の受入れ）

第2条 乙は、水害に関する情報等の取得に努め、甲が避難勧告、避難指示（以下「避難勧告等」という。）を発令したとき、又は甲が乙に対し、文書（様式1号）又は口頭（電話連絡含む）により、一時避難所の開設を要請したときは、乙は水害避難者を乙の運営・管理する施設の適する場所への受入れを開始するものとする。乙が、甲の要請を待たず、自主的に一時避難所として使用する場合は、可能な限りその旨を甲に連絡する。

2 水害避難者の受入れは、避難勧告等が解除された時点、又は、甲が乙に対し閉鎖の旨を連絡し、文書（様式2号）にて通知することにより、終了するものとする。

3 乙は、水害避難者を受け入れたときは、可能な限りその状況を甲に報告するものとする。

4 甲は、第2項の規定により水害避難者の受入れが終了した後において、なお施設から退去しない水害避難者がいるときは、乙と協力し水害避難者の退去を行うものとする。

5 甲は、乙の管理する施設のうち、水害時における一時避難所として利用する施設の範囲を、町民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

（水害避難者を受け入れる施設及びその範囲等）

第3条 水害避難者を受け入れる施設（以下「水害避難施設」という。）の範囲等は、次のとおりとする。

施設名称	COEDO クラフトビール醸造所
所在地	埼玉県東松山市大字大谷1352
使用範囲	平面駐車場・施設敷地内グラウンド（要事前確認）
収容人数	平面駐車場（100台）施設敷地内グラウンド（400台）
避難時の入口	工場駐車場正面入り口 【避難時の施設入口の鍵】 町の依頼により施設管理側で鍵の開閉を実施。

2 乙は、水害避難施設の増改築等により、当該建物の避難時の使用面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（経費の負担）

第4条 水害避難者受入れに伴い、水害避難施設の運営管理にかかる費用は甲が負担するものとする。

(損傷等の費用負担)

第5条 第2条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、甲が費用を負担するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は解除する旨の申し出がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第7条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和2年3月25日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1

川島町

川島町長 飯島和夫

乙 埼玉県川越市中台南2丁目20番地1

株式会社協同商事

代表取締役社長 朝霧重治

2-46 水害時における施設等の提供協力に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）及び吉原産業株式会社（以下「乙」という。）は、水害発生及び発生するおそれがある時における施設等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川島町内に水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に避難する必要が生じたとき、水害から避難する者（以下「水害避難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、迅速な避難を支援するため、甲乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（水害避難者の受入れ）

第2条 乙は、水害に関する情報等の取得に努め、甲が避難勧告、避難指示（以下「避難勧告等」という。）を発令したとき、又は甲が乙に対し、文書（様式1号）又は口頭（電話連絡含む）により、一時避難所の開設を要請したときは、乙は水害避難者を乙の運営・管理する施設の適する場所への受入れを開始するものとする。乙が、甲の要請を待たず、自主的に一時避難所として使用する場合は、可能な限りその旨を甲に連絡する。

2 水害避難者の受入れは、避難勧告等が解除された時点、又は、甲が乙に対し閉鎖の旨を連絡し、文書（様式2号）にて通知することにより、終了するものとする。

3 乙は、水害避難者を受け入れたときは、可能な限りその状況を甲に報告するものとする。

4 甲は、第2項の規定により水害避難者の受入れが終了した後において、なお施設から退去しない水害避難者がいるときは、乙と協力し水害避難者の退去を行うものとする。

5 甲は、乙の管理する施設のうち、水害時における一時避難所として利用する施設の範囲を、町民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

（水害避難者を受け入れる施設及びその範囲等）

第3条 水害避難者を受け入れる施設（以下「水害避難施設」という。）の範囲等は、次のとおりとする。

施設名称	ノア東松山店
所在地	埼玉県比企郡滑川町大字羽尾 3001-2
使用範囲	駐車場 ※店舗は許可がない限り立ち入り禁止とする
収容人数	700台
避難時の入口	直接侵入可能（鍵等の受領なし）

2 乙は、水害避難施設の増改築等により、当該建物の避難時の使用面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（経費の負担）

第4条 水害避難者受入れに伴い、水害避難施設の運営管理にかかる費用は甲が負担するものとする。

（損傷等の費用負担）

第5条 第2条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、甲が費用を負担するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は解除する旨の申し出がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第7条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 2年 6月24日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1

川島町

川島町長 飯 島 和 夫

乙 福島県会津若松市上町8番30号

吉原産業株式会社

代表取締役 吉 原 純 哲

2-47 水害時における施設等の提供協力に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）及び株式会社エスタディオ（以下「乙」という。）は、水害発生及び発生するおそれがある時における施設等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川島町内に水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に避難する必要が生じたとき、水害から避難する者（以下「水害避難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、迅速な避難を支援するため、甲乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（水害避難者の受入れ）

第2条 乙は、水害に関する情報等の取得に努め、甲が避難勧告、避難指示（以下「避難勧告等」という。）を発令したとき、又は甲が乙に対し、文書（様式1号）又は口頭（電話連絡含む）により、一時避難所の開設を要請したときは、乙は水害避難者を乙の運営・管理する施設の適する場所への受入れを開始するものとする。乙が、甲の要請を待たず、自主的に一時避難所として使用する場合は、可能な限りその旨を甲に連絡する。

- 2 水害避難者の受入れは、避難勧告等が解除された時点、又は、甲が乙に対し閉鎖の旨を連絡し、文書（様式2号）にて通知することにより、終了するものとする。
- 3 乙は、水害避難者を受け入れたときは、可能な限りその状況を甲に報告するものとする。
- 4 甲は、第2項の規定により水害避難者の受入れが終了した後において、なお施設から退去しない水害避難者がいるときは、乙と協力し水害避難者の退去を行うものとする。
- 5 甲は、乙の管理する施設のうち、水害時における一時避難所として利用する施設の範囲を、町民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

（水害避難者を受け入れる施設及びその範囲等）

第3条 水害避難者を受け入れる施設（以下「水害避難施設」という。）の範囲等は、次のとおりとする。

施設名称	エスタディオ東松山店
所在地	埼玉県東松山市大字石橋 1687 番地 2
使用範囲	駐車場
収容人数	駐車場 700台
避難時の入口	特になし

2 乙は、水害避難施設の増改築等により、当該建物の避難時の使用面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（経費の負担）

第4条 水害避難者受入れに伴い、水害避難施設の運営管理にかかる費用は甲が負担するものとする。

(損傷等の費用負担)

第5条 第2条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、甲が費用を負担するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は解除する旨の申し出がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第7条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 2年 6月29日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1

川島町

川島町長 飯 島 和 夫

乙 神奈川県横浜市中区住吉町4-45-1
関内トーセイビルⅡ6階
株式会社エスタディオ

代表取締役社長 中 西 純 穂

2-48 水害時における施設等の提供協力に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）及び株式会社プリンス（以下「乙」という。）は、水害発生及び発生するおそれがある時における施設等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川島町内に水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に避難する必要が生じたとき、水害から避難する者（以下「水害避難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、迅速な避難を支援するため、甲乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（水害避難者の受入れ）

第2条 乙は、水害に関する情報等の取得に努め、甲が避難勧告、避難指示（以下「避難勧告等」という。）を発令したとき、又は甲が乙に対し、文書（様式1号）又は口頭（電話連絡含む）により、一時避難所の開設を要請したときは、乙は水害避難者を乙の運営・管理する施設の適する場所への受入れを開始するものとする。乙が、甲の要請を待たず、自主的に一時避難所として使用する場合は、可能な限りその旨を甲に連絡する。

2 水害避難者の受入れは、避難勧告等が解除された時点、又は、甲が乙に対し閉鎖の旨を連絡し、文書（様式2号）にて通知することにより、終了するものとする。

3 乙は、水害避難者を受け入れたときは、可能な限りその状況を甲に報告するものとする。

4 甲は、第2項の規定により水害避難者の受入れが終了した後において、なお施設から退去しない水害避難者がいるときは、乙と協力し水害避難者の退去を行うものとする。

5 甲は、乙の管理する施設のうち、水害時における一時避難所として利用する施設の範囲を、町民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

（水害避難者を受け入れる施設及びその範囲等）

第3条 水害避難者を受け入れる施設（以下「水害避難施設」という。）の範囲等は、次のとおりとする。

施設名称	パーラーEX滑川店
所在地	埼玉県比企郡滑川町大字羽尾225-1
使用範囲	駐車場
収容人数	駐車場 600台
避難時の入口	直接侵入可能（鍵等の受領なし）

2 乙は、水害避難施設の増改築等により、当該建物の避難時の使用面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（経費の負担）

第4条 水害避難者受入れに伴い、水害避難施設の運営管理にかかる費用は甲が負担するものとする。

(損傷等の費用負担)

第5条 第2条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、甲が費用を負担するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は解除する旨の申し出がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第7条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 2年 6月24日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1

川島町

川島町長 飯 島 和 夫

乙 埼玉県熊谷市上之753-1

株式会社プリンス

代表取締役 平 沼 芳 郎

2-49 水害時における施設等の使用に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）と公益財団法人埼玉県公園緑地協会埼玉県こども動物自然公園管理事務所（以下「乙」という。）は、水害時における公園施設（以下「施設」という。）の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、川島町内に水害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時等」という。）、自家用車を使用して避難する者（以下「避難者」という。）に対して、乙の駐車場の一部を一時的に開放することについて、必要事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲が乙に協力要請する内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 駐車場を避難者及び当該避難者の自家用車の避難場所として甲に提供すること。
- (2) 避難者に対し乙の設備が使用可能な場合、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、救助活動のために実施可能なこと。

2 前項第1号に定める駐車場における利用可能範囲については、あらかじめ甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、前項の協議に基づき図面により利用範囲を指定するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時等は文書により前条第1項の協力を要請するものとする。

2 前項に係る要請は、甲から乙に対し自家用車使用者避難場所開設要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により協力要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（管理運営責任）

第4条 甲は、第2条第1項に基づく乙の協力については、避難者に対して甲の責任において管理運営を行うものとする。

（協力期間）

第5条 この協定に基づく協力期間は、第3条に定める甲の要請を受けたときから3日以内とし、甲は、3日以内に他の避難所等へ避難者を誘導するなどの対策を講ずるものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は甲乙協議の上、期間を延長することができる。

（避難者への誘導）

第6条 甲は、乙の駐車場に避難してきた避難者に対し、次の各号に掲げる事項について指導を行わなければならない。また、甲は、指導に従わない避難者を乙の駐車場から撤退させなければならない。

- (1) 危険物を持ち込まないこと
- (2) 火気を使用しないこと
- (3) 施設を故意に毀損させる行為を行わないこと
- (4) その他、施設の安全を脅かす行為、営業活動を妨げる行為をしないこと

2 乙は、前項の指導事項を甲による指導として、甲に代わり行うことができる。

(避難者に対する責任)

第7条 乙は、甲からの要請に基づき、乙の駐車場を甲に対し開放することにより地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、甲による協力要請前の災害によらない駐車場の損壊等、乙の責に帰すべき事由による事故等についてはこの限りではない。

(原状回復)

第8条 甲は、第5条に定める協力期間満了後、乙から提供を受けていた駐車場及び設備を第3条第1項に定める協力要請時の原状に回復しなければならない。

(費用負担)

第9条 この協定に基づき、施設の利用に要した費用は、甲の負担とする。
2 前項の規定による費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(避難場所の閉鎖)

第10条 甲は、乙の施しを開設した避難場所を終了させる場合は、乙に自家用車使用者避難場所閉鎖報告書(様式第2号)を提出するものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、災害時等に支障が生じないように、甲乙双方の連絡責任者を連絡責任者届(様式第3号)により相手方に報告するものとし、変更のあった場合は直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から協定の終了又は変更の申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定書に疑義が生じた場合、又は本協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定締結の証として協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 2年 6月22日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1
川島町
川島町長 飯 島 和 夫

乙 埼玉県東松山市大字岩殿554
公益財団法人 埼玉県公園緑地協会
埼玉県こども動物自然公園管理事務所
所 長 関 口 恵 介

年 月 日

様

川島町長

自家用車使用者避難場所開設要請書

災害時における施設等の使用に関する協定第3条に基づき、下記のとおり避難場所の開設に当たり協力を要請します。

記

1 開設日時	月 日（ ） 時 分
2 施設名称	埼玉県こども動物自然公園駐車場
3 所在地	東松山市大字岩殿地内
4 その他	

年 月 日

様

川島町長

自家用車使用者避難場所閉鎖報告書

災害時における施設等の使用に関する協定第10条に基づき、下記のとおり避難場所を閉鎖しましたので報告します。

記

1 閉鎖日時	月 日（ ） 時 分
2 施設名称	埼玉県こども動物自然公園駐車場
3 所在地	東松山市大字岩殿地内
4 その他	

年 月 日

様

川島町長

連絡責任者届

災害時における施設等の使用に関する協定第11条に基づき、下記のとおり連絡責任者を報告します。

記

【川島町】

1 連絡責任者（開庁時間内連絡先）

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	
メールアドレス	

2 時間外及び閉庁日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 開庁時間及び閉庁日

開庁時間	
閉 庁 日	

年 月 日

川島町長 宛

川島町長

連絡責任者届

災害時における施設等の使用に関する協定第11条に基づき、下記のとおり連絡責任者を報告します。

記

【こども動物自然公園】

1 連絡責任者（営業時間内連絡先）

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	
メールアドレス	

2 連絡責任者（営業時間外連絡先）

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 営業時間及び定休日

営業時間	
定 休 日	

2-50 水害時における施設等の提供協力に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）及び山村学園短期大学（以下「乙」という。）は、水害発生及び発生するおそれがある時における施設等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川島町内に水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に避難する必要が生じたとき、水害から避難する者（以下「水害避難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、迅速な避難を支援するため、甲乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（水害避難者の受入れ）

第2条 乙は、水害に関する情報等の取得に努め、甲が避難勧告、避難指示（以下「避難勧告等」という。）を発令したとき、又は甲が乙に対し、文書（様式1号）又は口頭（電話連絡含む）により、一時避難所の開設を要請したときは、乙は水害避難者を乙の運営・管理する施設の適する場所への受入れを開始するものとする。乙が、甲の要請を待たず、自主的に一時避難所として使用する場合は、可能な限りその旨を甲に連絡する。

2 水害避難者の受入れは、避難勧告等が解除された時点、又は、甲が乙に対し閉鎖の旨を連絡し、文書（様式2号）にて通知することにより、終了するものとする。

3 乙は、水害避難者を受け入れたときは、可能な限りその状況を甲に報告するものとする。

4 甲は、第2項の規定により水害避難者の受入れが終了した後において、なお施設から退去しない水害避難者がいるときは、乙と協力し水害避難者の退去を行うものとする。

5 甲は、乙の管理する施設のうち、水害時における一時避難所として利用する施設の範囲を、町民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

（水害避難者を受け入れる施設及びその範囲等）

第3条 水害避難者を受け入れる施設（以下「水害避難施設」という。）の範囲等は、次のとおりとする。

施設名称	山村学園短期大学
所在地	埼玉県比企郡鳩山町石坂604
使用範囲	駐車場
収容人数	駐車場 約50台
避難時の入口	特になし

2 乙は、水害避難施設の増改築等により、当該建物の避難時の使用面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（経費の負担）

第4条 水害避難者受入れに伴い、水害避難施設の運営管理にかかる費用は甲が負担するものとする。

(損傷等の費用負担)

第5条 第2条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、甲が費用を負担するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は解除する旨の申し出がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第7条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 2年 7月30日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1

川島町

川島町長 飯島和夫

乙 埼玉県比企郡鳩山町石坂604

学校法人山村学園

山村学園短期大学

学 長 野 口 一 夫

2-5-1 水害時における施設等の提供協力に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）及び埼玉県立松山女子高等学校（以下「乙」という。）は、水害発生及び発生するおそれがある時における施設等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川島町内に水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に避難する必要が生じたとき、水害から避難する者（以下「水害避難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、迅速な避難を支援するため、甲乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（水害避難者の受入れ）

第2条 乙は、水害に関する情報等の取得に努め、甲が避難勧告、避難指示（以下「避難勧告等」という。）を発令したとき、又は甲が乙に対し、文書（様式1号）又は口頭（電話連絡含む）により、一時避難所の開設を要請したときは、乙は水害避難者を乙の運営・管理する施設の適する場所への受入れを開始するものとする。乙が、甲の要請を待たず、自主的に一時避難所として使用する場合は、可能な限りその旨を甲に連絡する。

2 水害避難者の受入れは、避難勧告等が解除された時点、又は、甲が乙に対し閉鎖の旨を連絡し、文書（様式2号）にて通知することにより、終了するものとする。

3 乙は、水害避難者を受け入れたときは、可能な限りその状況を甲に報告するものとする。

4 甲は、第2項の規定により水害避難者の受入れが終了した後において、なお施設から退去しない水害避難者がいるときは、乙と協力し水害避難者の退去を行うものとする。

5 甲は、乙の管理する施設のうち、水害時における一時避難所として利用する施設の範囲を、町民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

（水害避難者を受け入れる施設及びその範囲等）

第3条 水害避難者を受け入れる施設（以下「水害避難施設」という。）の範囲等は、次のとおりとする。

施設名称	埼玉県立松山女子高等学校
所在地	埼玉県東松山市和泉町2番22号
使用範囲	体育館
収容人数	床面積：1,701㎡
避難時の入口	入り口等の鍵借用あり

2 乙は、水害避難施設の増改築等により、当該建物の避難時の使用面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（鍵の貸与）

第4条 乙は、災害発生時に備え、甲に鍵を貸与し、甲は貸与された鍵を慎重に保管するものとする。

2 甲は、前項により貸与を受けた鍵の保管責任者を文書（様式3号）で乙に報告するものとする。なお、保管責任者に変更があった場合は、速やかに文書（様式3号）で報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 水害避難者受入れに伴い、水害避難施設の運営管理にかかる費用は甲が負担するものとする。

(損傷等の費用負担)

第6条 第2条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、甲が費用を負担するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は解除する旨の申し出がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第8条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 2年 8月 5日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1

川島町

川島町長 飯 島 和 夫

乙 埼玉県東松山市和泉町2番22号

埼玉県立松山女子高等学校

校 長 関 俊 秀

2-52 水害時における施設等の提供協力に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）及び学校法人大東文化学園（以下「乙」という。）は、水害発生及び発生するおそれがある時における施設等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川島町内に水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に避難する必要が生じたとき、水害から避難する者（以下「水害避難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、迅速な避難を支援するため、甲乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（水害避難者の受入れ）

第2条 甲が避難勧告、避難指示（以下「避難勧告等」という。）を発令したとき、又は甲が乙に対し、文書（様式1号）又は口頭（電話連絡含む）により、一時避難所の使用許可を要請したとき、乙は水害避難者を乙の所有する緑山キャンパス施設内の体育館および駐車場への受け入れを許可する。

なお、電話連絡は、大東文化大学東松山管理課または同東松山校舎正門警備室とする。

- 2 避難者の受け入れについては、甲と乙で、情報を共有し、調整のうえ受け入れを行うものとする。
- 3 水害避難者の受け入れは、避難勧告等が解除された時点、又は、甲が乙に対し閉鎖の旨を連絡し、文書（様式2号）にて通知することにより、終了するものとする。
- 4 甲は、水害避難者を避難させた場合には、その状況を乙に報告するものとする。
- 5 甲は、第2項の規定により水害避難者の受け入れが終了した後において、なお施設から退去しない水害避難者がいるときは、速やかに水害避難者の退去を行うものとする。
- 6 甲は、乙の管理する施設のうち、水害時における一時避難所として利用する施設の範囲を、町民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

（水害避難者を受け入れる施設及びその範囲等）

第3条 水害避難者を受け入れる施設（以下「水害避難施設」という。）の範囲等は、次のとおりとする。

施設名称	大東文化大学緑山キャンパス
所在地	埼玉県東松山市旗立台3番1
鍵の受け渡し	大東文化大学東松山校舎正門警備室
使用範囲	体育館、駐車場（別紙「配置図」参照）
避難時の入口	車両進入口（別紙「配置図」参照）

※但し、甲は乙が指定した場所以外使用できないものとする。

- 2 乙は、水害避難施設の増改築等により、当該建物の避難時の使用範囲に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（経費の負担）

第4条 水害避難者受入れに伴い、水害避難施設の運営管理、使用後の清掃および撤去にかかる費

用は甲が負担するものとする。

(損傷等の費用負担)

第5条 第2条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、甲が費用を負担するものとする。

(鍵の貸与・返却)

第6条 災害発生時に甲は、一時避難所の開設に必要な鍵を乙の東松山校舎正門受付より受領し開設するものとする。

受入れ終了後、甲は使用した場所を清掃した上で鍵を東松山校舎正門警備室まで返却するものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては川島町総務課長とし、乙においては学校法人大東文化学園東松山事務部長または東松山管理課長とする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は解除する旨の申し出がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 2年 8月25日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1

川島町

川島町長 飯 島 和 夫

乙 東京都板橋区高島平1丁目9番1号

学校法人大東文化学園

理事長 中 込 秀 樹

3 図表類等

3-1 無線通信施設の現況

令和2年4月1日現在

1 埼玉県防災行政無線

無線(固定局)の系統	設置場所	設置数	備考
衛星系	川島町総務課内	1	
地上系	〃	1	

2 川島町防災行政無線

無線局の区分		設置場所	設置数	備考
移動系	基地局	川島町総務課内	1	
	陸上移動局	町公用車、消防団車両	19	車載型
	〃	総務課、まち整備課、上下水道課	23	携帯型
固定系	基地局(親局)	川島町総務課内	1	
	子局	設置場所一覧参照	65	
	個別受信機	町総務課・川島消防署他	3	

3 消防無線(川越地区消防組合 川島消防署分)

無線局の区分		設置場所	設置数	備考
陸上移動局		川島消防署 消防車両	6	車載型
		川島消防署	1	可搬型
		〃	6	携帯型
		消防団車本部	2	可搬型
		消防団本部・各分団	9	携帯型

※ 個別受信機に移行する予定で、子局、個別受信機の設置数は変わる予定です。

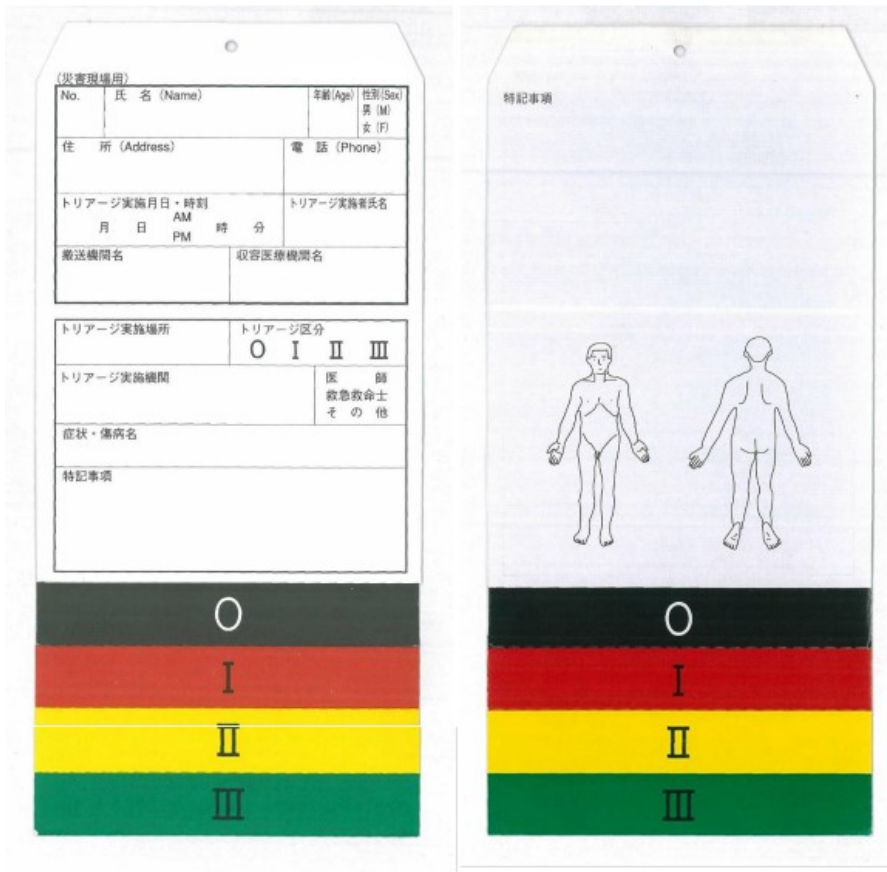
3-2 防災行政無線固定系屋外拡声子局設置場所一覧

令和2年4月1日現在

No.	管理番号	所在地	名称	No.	管理番号	所在地	名称
1	0	平沼 1175	川島町役場 (旧庁舎)	36	3 5	谷中 251	谷中
2	1	平沼 1258	平沼 1	37	3 6	一本木 432-2	一本木
3	2	平沼 323	平沼 2	38	3 7	鳥羽井 246-1	鳥羽井 1
4	3	上八ツ林 413	平沼 3	39	3 8	鳥羽井 370-1	鳥羽井 2
5	4	白井沼 219-2	白井沼	40	3 9	芝沼 1	芝沼
6	5	白井沼 907	紫竹	41	4 0	吹塚 361-6	吹塚
7	6	上貉 676	上貉	42	4 1	北園部 294-2	北園部
8	7	上貉 897-3	下貉	43	4 2	正直 724-1	正直 1
9	8	釘無 172-1	釘無	44	4 3	正直 882	正直 2
10	9	表 402-3	吉原	45	4 4	戸守 819-1	北戸守
11	1 0	表 5-6	表	46	4 5	戸守 544-1	南戸守
12	1 1	出丸下郷 399-1	出丸下郷	47	4 6	長楽 274-3	長楽
13	1 2	西谷 55-1	西谷	48	4 7	吹塚 783	吹塚新田
14	1 3	曲師 116-2	曲師	49	4 8	中山 1317-1	上廓
15	1 4	出丸本 101	出丸本	50	4 9	八幡 3-9-1	八幡
16	1 5	上大屋敷 144	大屋敷	51	5 0	中山 931-1	南園部
17	1 6	出丸中郷 1326-1	関田	52	5 1	中山 1159-1	中山中廓
18	1 7	出丸中郷 1515-1	上分	53	5 2	中山 1824-2	宮本
19	1 8	出丸中郷 1955	馬場	54	5 3	中山 2168-1	中山久保
20	1 9	上八ツ林 263-2	上八ツ林	55	5 4	上伊草 1020-1	伊草久保
21	2 0	下八ツ林 237-2	下八ツ林	56	5 5	上伊草 1549-4	伊草中廓
22	2 1	下八ツ林 923	川島町役場	57	5 6	上伊草 1703-1	下廓
23	2 2	畑中 341	畑中 1	58	5 7	伊草 230-1	伊草
24	2 3	畑中 740	畑中 2	59	5 8	下伊草 161-4	下伊草上
25	2 4	三保谷宿 373-2	三保谷宿 1	60	5 9	下伊草 57-1	下伊草下
26	2 5	三保谷宿 357-2	三保谷宿 2	61	6 0	角泉 130-1	角泉
27	2 6	牛ヶ谷戸 121	牛ヶ谷戸 1	62	6 1	下伊草 600-2	安塚
28	2 7	牛ヶ谷戸 383-2	牛ヶ谷戸 2	63	6 2	伊草 744-1	飯島
29	2 8	山ヶ谷戸 49-5	山ヶ谷戸 1	64	6 3	八幡 1-11-8	八幡 1
30	2 9	山ヶ谷戸 386-1	山ヶ谷戸 2	65	6 4	上伊草 743-10	上伊草
31	3 0	一本木 21-1	虫塚				
32	3 1	下小見野 1043-3	上小見野 1				
33	3 2	下小見野 123	上小見野 2				
34	3 3	下小見野 755	下小見野				
35	3 4	下小見野 606-2	松永				

※ 個別受信機に移行する予定で、子局の設置数は変わる予定です。

3-3 トリアージタグ



3-4 川島町土地改良区所有井戸一覧

令和2年4月1日現在

No.	名称	所在地	建物構造	規模等
1	一丁田井戸	中山 770-1	ブロック垂鉛葺	渦巻ポンプφ125、井戸φ125、深度73.5m
2	内袋井戸	南園部 11-1	木造垂鉛葺	渦巻ポンプφ100、井戸φ100、深度90m
3	吹塚2号機井戸	吹塚 241-1	木造垂鉛葺	渦巻ポンプφ100、井戸φ100、深度31m
4	吹塚7号機井戸	吹塚 732-5	ブロック垂鉛葺	渦巻ポンプφ65、井戸φ65、深度30m
5	正直井戸	正直 596	木造垂鉛葺	水中モーターポンプφ100、井戸φ200、深度60m
6	前田井戸	正直 553	木造垂鉛葺	水中モーターポンプφ100、井戸φ200、深度50m
7	北戸守第2号井戸	戸守 630	ブロック垂鉛葺	水中モーターポンプφ100、井戸φ200、深度60m
8	南戸守第1号井戸	戸守 316-3	木造垂鉛葺	水中モーターポンプφ100、井戸φ200、深度60m
9	南戸守第2号井戸	戸守 135-2	木造垂鉛葺	渦巻ポンプφ80、井戸φ80、深度30.0m
10	南戸守第5号井戸	戸守 237-1	木造垂鉛葺	渦巻ポンプφ100
11	南戸守共同井戸	戸守 334-2	鋼製小屋	水中モーターポンプφ100、井戸φ200、深度66m
12	昭和第1号井戸	上伊草 545-1	木造垂鉛葺	水中モーターポンプφ100、井戸φ200、深度50m
13	昭和第2号井戸	上伊草 448-1	鋼製小屋	水中モーターポンプφ100、井戸φ200、深度40m
14	昭和第13号井戸	下伊草 411	木造垂鉛葺	水中モーターポンプφ100、井戸φ200、深度50m
15	下廓機械揚水第3号井戸	上伊草 611-1	木造垂鉛葺	渦巻ポンプφ100、井戸φ100、深度30.0m
16	下廓機械揚水第6号井戸	上伊草 1746-1	鋼製小屋	水中モーターポンプφ100、井戸φ200、深度34m
17	荒神前揚水場	戸守 553	建物無	3インチヒュガルポンプ
18	昭和第2基幹井戸	角泉 551-1	鉄骨垂鉛葺	水中モーターポンプφ100、井戸φ200、深度50m

3-5 文化財の現況

令和2年4月1日現在

1 国指定文化財

種類・種別	名 称	所 在 地	所有者又は管理者	指定年月日
重要・建造物	廣徳寺大御堂	表 76	廣徳寺	S25. 8. 29 (旧国宝) S13. 7. 4
重要・建造物	旧遠山家住宅	白井沼 675	(公財) 遠山記念館	H12. 2. 15 (重文) H30. 8. 17
	東棟			
	中棟			
	西棟			
	土蔵			
	茶室			
	寄付待合			
	長屋門			
	庭門及び内塀 裏門及び外塀			
重要・絵画	紙本著色三十六歌仙切(頼基)佐竹本	白井沼 675	(公財) 遠山記念館	S25. 8. 29 (旧国宝) S11. 5. 6
重要・書跡	寸松庵色紙伝紀貫之筆	白井沼 675	(公財) 遠山記念館	S34. 6. 27
重要・工芸品	秋野蒔絵手箱	白井沼 675	(公財) 遠山記念館	S34. 12. 18
重要・書跡	源頼朝筆書状	白井沼 675	(公財) 遠山記念館	S34. 12. 18
重要・絵画	絹本著色春靄起鴉図	白井沼 675	(公財) 遠山記念館	S54. 6. 6
重要・絵画	紙本著色布晒舞図 英一蝶筆	白井沼 675	(公財) 遠山記念館	H20. 7. 10 (重要美術品) S8. 7. 25

2 県指定文化財

種類・種別	名 称	所 在 地	所有者又は管理者	指定年月日
有形・絵画	叔悦禅師頂相	表 9(県博に寄託)	養竹院	S39. 3. 27
有形・古文書	道祖土家文書	下八ツ林 296 (県文書館に寄託)	道祖土悟 氏	S43. 3. 29
有形・絵画	紙本着色達磨図信方印	表 9(県博に寄託)	養竹院	H11. 3. 19
有形・絵画	絹本着色太田資頼像	表 9(県博に寄託)	養竹院	H11. 3. 19

3 町指定文化財

種類・種別	名 称	所 在 地	所有者又は管理者	指定年月日
民俗・有形民俗文化財	道祖神	吹塚 830	八幡神社	S36. 1. 25
有形・工芸品	鰐口	下八ツ林 586	薬師堂保存会	S36. 1. 25
有形・彫刻	地藏菩薩立像	平沼 627	飯島新平 氏	S36. 1. 25
有形・古文書	小美濃郷検地帳	上小見野 517	長谷部秀幸 氏	S36. 1. 25
有形・彫刻	薬師如来坐像	下八ツ林 586	薬師堂保存会	S36. 1. 25
有形・考古資料	石棺	白井沼 230	川島町	S36. 1. 25
民俗・無形民俗文化財	伊草獅子舞	伊草 225-2	伊草獅子舞保存会	S46. 3. 26
有形・彫刻	木造阿弥陀如来坐像	吹塚 23	西見寺	H01. 10. 26
有形・彫刻	木造聖観音坐像	中山 1209	正泉寺	H01. 10. 26
有形・彫刻	木造阿弥陀如来坐像	中山 1198	金剛寺	H01. 10. 26
有形・歴史資料	算額	下小見野 134	光西寺	H10. 9. 10
民俗・無形民俗文化財	下廓囃子	上伊草 683	下廓囃子連	H29. 2. 22
民俗・無形民俗文化財	飯島囃子	飯島 53-2	飯島囃子連	H29. 2. 22
民俗・無形民俗文化財	角泉囃子	角泉 58	角泉囃子連	H29. 2. 22

4 国登録有形文化財

名 称	構 造	大きさ	登録年月日
鈴木家住宅主屋	木造平屋建（一部二階建） 茅葺	207 m ²	H28. 11. 29
鈴木家住宅土蔵	土造二階建 瓦葺	40 m ²	H28. 11. 29

5 県選定重要遺跡

種類・種別	名 称	所 在 地	所有者又は管理者	指定年月日
重要遺跡・史跡	稻荷塚古墳群	下小見野	川島町	S44. 10. 1

3-6 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

令和元年度災害救助基準

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内 着工	1 費用は設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日 10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流出	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災した住宅の 応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準じる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半鐘の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準じる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は世紀の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から 教科書 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にありかつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,500円以内 一時保存： ・既存建物借上費：通常の実費 ・既存建物外：1体当たり 5,400円以内 検索、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額
救助の事務を行うに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下、「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

3-7 被害報告判定基準

区 分	基 準
人 的 被 害	<ol style="list-style-type: none"> 1 死者とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの。 2 行方不明者とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。 3 負傷者とは、災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。負傷者のうち「重傷」とは、1ヶ月以上の治療を要する見込みのもの、「軽傷」とは、1ヶ月未満で治療できる見込みのもの。
住 家 被 害	<ol style="list-style-type: none"> 1 住家とは、現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうか問わない。 2 棟とは、一つの独立した建物とする。 3 世帯とは、生計を一にしている実際の生活単位とする。 4 全壊、全焼又は流失とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要構造部の損害額がその住家の時価50%以上に達した程度のもの。 5 半壊又は半焼とは、住家の損壊が甚だしいが、修理すれば元どおりに再使用できる程度のもの。具体的には、損壊部分はその住家の床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。 6 一部破損とは、全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上、床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態とする。 7 床上浸水とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には、該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの。 8 床下浸水とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非 住 宅 被 害	<ol style="list-style-type: none"> 1 非住宅とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住宅とする。 2 公共建物とは、役場庁舎、公民館、公立保育園等の公用又は公共の用に供する建物とする 3 その他とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 4 非住宅被害とは、非住家に対する全壊、半壊程度の被害を受けたものとする。
田 畑 被 害	<ol style="list-style-type: none"> 1 流失とは、田・畑の耕土の厚さ1割以上が流出した状態をいい埋没とは、土砂等のたい積のため耕作が不能となったもの。 2 冠水とは、稲等の先端が見えなくなる程度に水につかったもので、耕地作物に被害を受けたもの。
道 路 被 害	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路決壊とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が破壊し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。 2 道路冠水とは、道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの。

<p>その他の被害</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 文教施設被害とは、小学校・中学校・高等学校・大学・高等専門学校・盲学校・聾学校・養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とし、復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。 2 橋りょう被害とは、道路を連結するため河川等の上に架設した橋が、一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害を受けたもの。 3 河川被害とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、又は準用される河川若しくはその他の河川の維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸で被害を受け、復旧工事を要する程度の被害を受けたもの。 4 砂防被害とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第3条の2の規定によって準用され天然河岸とし、これらが決壊又は埋没し、復旧工事を要する程度の被害を受けたもの。 5 清掃施設被害とは、ごみ処理及びし尿処理施設の一部が破損し、一時使用不能となった程度の被害を受けたもの。 6 崖くずれとは、崖くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、又は復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。 7 鉄道不通とは、汽車・電車等の運行が不能となった程度の被害を受けたもの。 8 被害船舶とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能となったもの及び流失し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。 9 水道被害とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 10 電話被害とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。 11 電気被害とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 12 ガス被害とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 13 ブロック塀被害とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
<p>被災者</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災世帯とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に常時宿泊する者について当該施設は、宿泊する全ての者の集まりを1世帯として取り扱う。又、同一家屋の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば、当然2世帯として取り扱う。 2 罹災者とは、罹災世帯の構成員とする。

被害金額	<ol style="list-style-type: none"> 1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。 3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 4 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 5 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害とする。 6 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 7 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 8 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚貝、漁船等の被害とする。 9 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品生産機械器具等とする。
災害対策本部等	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村対策本部欄は、各市町村において、本部設置にあたり、とった配備体制の名称を記入する。 2 災害対策本部設置市町村名、災害救助法適用市町村名欄は、各支部で記入する。
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生場所とは、被害を生じた市町村名又は地域名とする。 2 災害の発生日時とは、被害を生じた日時又は期間とする。 3 災害の種類概況とは、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等とする。 4 消防機関の活動状況とは、消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況とする。 5 その他とは、その他特記事項。なお、市町村長が避難の勧告・指示を行った場合には、その概況とする。

(注) この報告の調査項目にないものは「その他被害」欄に具体的に掲載すること。

3-8 災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用

災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用

平成24年3月9日付け消防応第49号

消防庁国民保護・防災部防災課

応急対策室長通知

1 死者・・・「死者」とは当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。

(1) 死者の扱いについて

以下のア及びイに該当するものを死者として計上し、イに該当するものを災害関連支社に掲げるものについては、死者として計上する。

ア 死体を確認したもの（身元不明のものも含む）

イ 当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）（以下「弔慰金法」という。）に基づき、災害が原因で死亡したものと認められるもの（実際には、災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）

(2) 死者の計上場所について

(1) アのケースについては、原則、被災地（「本人が実際に害を被った場所（市町村）」以下、同じ）で計上するものとするが、それにより難しい場合は、次の例を参考に判断する。

ア 土砂崩れや河川のはん濫に巻き込まれたものなどで、被災地と死体発見場所が異なると思われる場合

(ア) 被災地が確定又は推定できる場合 → 被災地で計上

(イ) 被災地が不明でかつ死体発見場所が確定又は推定できる場合（ただし、(エ)の場合を除く） → 死体発見場所で計上

(ウ) 被災地も死体発見場所も不明な場合 → 死亡届に添付される「死亡診断書（死体検案書）」の欄「外因死の追加事項」の「障害が発生したところ」（記載が無い場合は、「脂肪したところ」）に記載された市町村で計上

(エ) 被災地が不明な場合で、明らかに災害場所と関係のない場所で死体が発見された場合

→ 居住地、勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる市町村で計上

(1) イのケースについては、原則として弔慰金法に基づき災害による死亡と認定した市町村とするが、被災地や死亡地等災害の様態から当該市町村で計上することが不適当と考えられる場合は、上記アに準じて判断することができる。

2 行方不明者・・・「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。

(1) 行方不明者の取扱いについて

当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもので、死体が見つからない場合において、以下に掲げるものについては、行方不明者として計上する。

なお、当該災害による避難等で、単に所在が不明となった者については、行方不明者として計上しないこととする。

ア 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第86条の規定に基づき関係者により死亡届が提出されたもの

- イ 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第89条の規定に基づき官庁又は公署から市町村長等に報告があったもの（いわゆる認定死亡）
- ウ 当該災害が原因で所在不明となり、民法第30条の規定に基づき家庭裁判所において失踪宣言がされたもの
- エ 当該災害が原因で所在不明となり、弔慰金法第4条に基づき死亡したと推定されるもの
- オ 当該災害が原因で所在不明となり、警察機関において、当該災害が原因で行方不明となった旨の相談や届出を受理しているもの
- カ 当該災害が原因で所在不明となり、前項によるものの他、住民からの情報提供等により、市町村等において行方不明者として知り得たもののうち、死亡の疑いがあるもの

(2) 行方不明者の計上場所について

原則、被災地で計上するものとするが、それにより難しい場合は、次の例を参考に判断する。

- ア 被災地が確定又は推定できる場合 → 被災地で計上
- イ 被災地が不明な場合
 - 被災当時の所在地（住民登録の有無に関係なく実際に居住し、生活の基盤のあった場所。以下、同じ。）で計上
- ウ 被災地が不明な場合で被災当時の所在地が、明らかに災害場所と関係のない場所であった場合
 - 勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる市町村で計上

3 負傷者・・・「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。

「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

(1) 負傷者の取扱いについて

原則、当該災害による直接的な負傷（疾病は含まない。以下、同じ。）によるものを計上する。なお、避難所等における避難生活中に負傷したのものについては、次のイに掲げるものを除き、負傷者に含めないこととする。

- ア 家屋の倒壊など当該災害が直接的原因となり負傷者したもの
 - 重傷又は軽傷の定義に基づき、それぞれの区分で計上
- イ 当該災害により負傷し、又は疾病にかかった者で精神又は身体に障害があるものとして弔慰金法第8条の規定に基づき災害障害見舞金の支給を受けたもの
 - 重傷又は軽傷の定義に掲げる治療の見込みに基づき、それぞれの区分で計上

(2) 負傷者の計上場所について

原則、被災地で計上するものとする。

- ア 直接的な原因で負傷した場合 → 被災地で計上
- イ 3（1）イに掲げるもの（負傷したものを除く。）で、被災地が特定できない場合
 - 弔慰金法に基づき認定した市町村で計上

4 その他

- (1) 死体の身元確認及び行方不明者の所在確認にあたっては、地方自治体のみでは対応が困難な場合もあるため、適宜警察機関と連携を図り、情報を共有することが望ましい。
なお、同趣旨を各都道府県警察に周知するよう、当庁から警察庁へ協力依頼済みである。
- (2) 身元不明の死体については、行方不明者としても計上される場合が多いと考えられることから、重複して計上することの無いよう、関係する地方自治体と適切に調整を図ることが望ましい。
- (3) 死者等の被災地特定について、被災市町村及び都道府県のみでは困難な場合は、関係都道府県等に適宜情報提供し、その特定に努めることとする。

3-9 医療関係施設の現況

令和2年4月1日現在

1 病院、診療所

地区名	名称	所在地	電話番号	備考
中山地区	めぐみ台クリニック	吹塚 998-3	299-1200	
〃	上野診療所	八幡 3-1-6	297-6633	
伊草地区	川島クリニック	伊草 96-1	297-8783	
〃	榎本医院	上伊草 833-1	297-8505	
〃	むらかみ眼科クリニック	伊草 74-1	297-7741	
三保谷地区	石田医院	表 406-1	298-7517	
出丸地区	キヨミ整形外科クリニック	出丸中郷 2782	299-2233	
八ツ保地区	平成の森・川島病院	畑中 478-1	297-2811	
〃	清水こどもクリニック	上八ツ林 209	297-7725	

2 歯科診療所

地区名	名称	所在地	電話番号	備考
中山地区	八幡利根川歯科	八幡 5-1-5	297-5418	
〃	アイ歯科クリニック	吹塚 1146-1 パルク吹塚 1F	297-2267	
伊草地区	国島歯科医院	上伊草 612-6	297-5355	
〃	森歯科クリニック	上伊草 732-1	297-0500	
〃	きのした歯科クリニック	上伊草 1175-1	297-5169	
〃	川島デンタルクリニック	伊草 96-1	297-9050	
八ツ保地区	そよ風歯科	牛ヶ谷戸 67-2	299-4618	
小見野地区	かなや歯科医院	谷中 258-5	297-6418	
〃	川島ファミリー歯科医院	虫塚 203-4	297-6807	

3-10 ゴミ処理機材の保有状況

令和2年4月1日現在

種別	台数	所有者
塵芥収集用自動車	5	委託業者
塵芥運搬車(ダンプ)	2	川島町環境センター所有
ホイロローラー	1	川島町環境センター所有

3-11 町内の埼玉県指定緊急輸送道路一覧

区分	第一次特定緊急輸送道路	第一次緊急輸送道路	第二次緊急輸送道路
基準	高速道路や国道など4車線道路とこれらを補完する広域幹線道路	地域間の支援活動としてネットワークされる主要路線	地域内の防災拠点（県庁舎、市町村庁舎、災害拠点病院、防災基地など）を連絡する路線
該当道路	国道254号 首都圏中央連絡自動車道	主要地方道川越栗橋線 一般県道平沼中老袋線 （町道1-19号線との交差点～川越栗橋線との交差点） 町道1-19号線 （落合橋北詰交差点～平沼中老袋線との交差点）	主要地方道日高川島線 一般県道平沼中老袋線 （町道1-19号線との交差点～川島町役場）

※町内道路に限る

3-12 公用車の保有状況

令和2年4月1日現在

管理課	乗 用			貨 物			バ ス	原 動 機 付 自 転 車	合 計
	軽 自 動 車	小 型 自 動 車	普 通 自 動 車	軽 自 動 車	小 型 自 動 車	普 通 自 動 車			
共用車	12	3	2	1	2			1	21
専用車									
政策推進課			2				1		3
総務課								1	1
税務課				1					1
町民生活課				1					1
環境センター	1				1	1			3
健康福祉課					1				1
保健センター	1								1
保育園	2								2
まち整備課				2					2
上下水道課	2			2	2				6
議会事務局			1						1
教育委員会		1			1				2
給食センター	1			1		2			4
合 計	19	4	5	8	7	3	1	2	49

3-13 埼玉県指定ドクターヘリ緊急離着陸場（ランデブーポイント）一覧

令和2年4月1日現在

場外名称	所在地	管理者
川島町コミュニティセンター	下八ツ林 923	川島町長
本田航空トレーニングスポット (レスキュースポット)	出丸下郷	本田航空(株)
本田航空ヘリポート	出丸下郷 53-1	本田航空(株)
埼玉県中央防災基地	上狹 111-1	県消防防災課
かわじま公園	かわじま二丁目 9	川島町長
旧小見野小学校	谷中 99	川島町長

※町内に限る

3-14 道路施設の状況

平成31年4月1日現在 (道路現況調書より)

単位：km

道路種別	路線数	実延長	改良済	未改良	舗装済	改良率	舗装率
国 道	1	5.4	5.4	0	5.4	100%	100%
主要地方道	3	18.4	16.0	2.4	18.4	86.7%	100%
一般県道	3	10.6	10.1	0.5	10.6	95.1%	100%
町道 1 級	24	49.3	43.7	5.6	48.2	88.6%	97.8%
町道 2 級	31	36.9	30.2	6.6	35.4	82.0%	96.0%
そ の 他	2,680	508.1	221.2	286.9	253.5	43.5%	49.9%
合 計	2,735	594.3	295.1	299.2	337.1	49.7%	56.7%

3-15 文教施設の現況

令和2年5月1日現在

(1) 小学校

学 校 名	所 在 地	学級数	児童数	職員数	電話番号	F A X
中山小学校	中山 1333	13	261	23	297-0029	297-8411
伊草小学校	伊草 238-1	13	262	20	297-0049	297-8412
つばさ南小学校	白井沼 945	8	115	16	297-0077	297-8413
つばさ北小学校	畑中 31	8	142	16	297-0064	297-8415
合計		42	780	75		

(2) 中学校

学 校 名	所 在 地	学級数	生徒数	職員数	電話番号	F A X
川島中学校	白井沼 230	10	223	21	297-0112	297-0398
西中学校	中山 270-1	10	240	25	297-2427	297-2437
合計		20	463	46		

(3) 幼稚園

学校名	所在地	学級数	園児数	職員数	電話番号	FAX
私立とねがわ幼稚園	中山 1733-2	8	196	17	297-3000	297-3449

(4) 特別支援学校

学校名	所在地	電話番号	FAX
県立川島ひばりが丘特別支援学校	伊草 780	297-7753	299-2915

3-16 児童福祉施設の現況

令和2年4月1日現在

(1) 保育園

施設名	所在地	園児数	職員数	電話番号	FAX
さくら保育園	上伊草 2000-1	94	15	299-3906	291-0095
けやき保育園	下八ツ林 866	114	13	297-2550	291-0276
あすか川島保育園	中山 1347-1	6	15	236-3150	236-3142

(2) 学童保育クラブ

施設名	所在地	児童数	職員数	電話番号	FAX
かっぱくらぶ	中山 1333	84	14	297-8781	297-8781
どりいむくらぶ	伊草 232-2	52	7	297-9599	297-9599
つばさ南学童クラブ	白井沼 906-2	31	7	277-0015	277-0015
つばさ北学童クラブ	畑中 348	35	10	297-3255	297-3255

(3) 子育て支援総合センター

施設名	所在地	電話番号	FAX
子育て支援総合センターかわみんハウス	畑中 348	297-1064	297-8417

3-17 社会福祉施設の現況

令和2年4月1日現在

施設名	所在地	電話番号	FAX
永楽園 (特別養護老人ホーム)	表 147-1	297-5207	297-6405
ひまわり (特別養護老人ホーム)	山ヶ谷戸 519-1	299-0031	299-0222
老人福祉センター やすらぎの郷	曲師 402-1	297-7111	297-7112
ワーク&ライク のびっこ	下八ツ林 871-1	297-7405	297-7461
グループホームにじ	下八ツ林 669-1	292-1221	298-4800
にこにこ (放課後等児童デイサービス)	下八ツ林 571-1	297-8300	297-8301
ぬくぬく (放課後等児童デイサービス)	下八ツ林 571-1	297-8300	297-8301
介護老人保健施設 平成の森	畑中 478-1	297-8808	297-8627
ロイヤルケアホーム川島	伊草 36-1	299-0880	
ロイヤルレジデンス川島式号館	伊草 37-1	0120-654137	
みどりの郷あすか川島	中山 1347-1	299-0880	

3-18 指定緊急避難場所・指定避難所

(1) 指定緊急避難場所

NO	施設名	住所	災害種別			
			洪水	地震	大規模な 火事	内水 氾濫
1	中山小学校	中山1333番地	○	×	×	○
2	中山小学校グラウンド	中山1333番地	×	○	○	×
3	伊草小学校	伊草238番地1	○	×	×	○
4	伊草小学校グラウンド	伊草238番地1	×	○	○	×
5	つばさ南小学校グラウンド	白井沼945番地	×	○	○	×
6	(旧)出丸小学校	上大屋敷100番地	○	×	×	○
7	(旧)出丸小学校グラウンド	上大屋敷100番地	×	○	○	×
8	つばさ北小学校	畑中31番地	×	×	×	○
9	つばさ北小学校グラウンド	畑中31番地	×	○	○	×
10	(旧)小見野小学校	谷中99番地	×	×	×	○
11	(旧)小見野小学校グラウンド	谷中99番地	×	○	○	×
12	川島中学校	白井沼230番地	○	×	×	○
13	川島中学校グラウンド	白井沼230番地	×	○	○	×
14	西中学校	中山270番地1	○	×	×	○
15	西中学校グラウンド	中山270番地1	×	○	○	×
16	川島町総合運動場	下八ツ林930番地	×	○	○	×
17	平成の森公園多目的広場	下八ツ林920番地	×	○	○	×
18	かわじま公園	かわじま2丁目9番	×	○	○	×
19	コミュニティセンター	下八ツ林923番地	○	○	○	○

(2) 指定避難所

NO	施設名	住所	電話番号
1	中山小学校	中山1333番地	297-0029
2	伊草小学校	伊草238番地1	297-0049
3	つばさ南小学校	白井沼945番地	297-0077
4	(旧)出丸小学校	上大屋敷100番地	297-0074
5	つばさ北小学校	畑中31番地	297-0064
6	(旧)小見野小学校	谷中99番地	297-0076
7	川島中学校	白井沼230番地	297-0112
8	西中学校	中山270番地1	297-2427
9	川島町民体育館	下八ツ林923番地	297-1611
10	コミュニティセンター	下八ツ林923番地	297-1611
11	川島町民会館	下八ツ林926番地1	297-1667

3-19 福祉避難所

NO	施設名	住所	連絡先
1	社会福祉法人ウイング ワーク&ライク のびっこ	下八ツ林871番地5	297-7405
2	医療法人啓仁会 平成の森・川島病院	畑中478番地1	297-8808
3	社会福祉法人永楽会 特別養護老人ホーム 永楽園	表147番地1	297-5207
4	社会福祉法人永楽会 特別養護老人ホーム ひまわり	山ヶ谷戸519番地1	299-0031
5	社会福祉法人 川島町社会福祉協議会	曲師402番地1	297-7111
6	(有)みどりの郷あすか みどりの郷あすか川島	中山1347番地1	299-0888
7	(有)みどりの郷あすか みどりの郷あすか東松山	東松山市大字大谷 1538番地1	0493-81-6414

3-20 食料の集積場所

施設名	所在地	電話番号	役場からの距離 (路線延長)
川島町役場	下八ツ林870番地1	297-1811	0km
中山公民館	中山1317番地1	297-1802	4.5km
伊草公民館	伊草230番地	297-0004	5.7km
三保谷公民館	白井沼907番地	297-0175	1.8km
出丸公民館	上大屋敷144番地	297-0010	5.3km
八ツ保公民館	畑中341番地	297-0008	1.7km
小見野公民館	谷中251番地1	297-1801	2.0km
ふれあいセンターフラットピア川島	八幡6丁目1番地2	297-1117	4.7km

※ 食料の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食料管理の万全を期する。

4 図表類等

4-1 市町村 放送要請依頼用紙

市町村 放送要請依頼用紙

市町村名
川島町

【件名】 放送要請について（依頼）

年 月 日（ ） :
川島町災害対策本部 発第 号

【本文】 災害対策基本法第57条に基づく放送要請を次のとおり依頼します。

- 1 要請理由 <チェック欄>
- (1) 避難勧告、警報等の周知徹底を図るため
 - (2) 災害時の混乱を防止するため
 - (3) _____（市・町・村）長から依頼があったため
 - (4)

- 2 放送事項 _____ について
(別紙のとおり)

3 放送希望日時<チェック欄>

- (1) 直ちに
- (2) 日時 月 日（ ） :

4 その他

5 連絡先

課所名	担当名	職・氏名	電話/メールアドレス

4-2 自衛隊災害派遣要請書

発第 号
年 月 日

埼玉県知事 様

川島町長

印

自衛隊の災害派遣について（依頼）

災害対策基本法第68条の2第1項の規定により、下記のとおり自衛隊に対し、自衛隊法第83条第1項の要請をするように依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する理由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

4-3 自衛隊災害派遣撤収要請書

発第 号
年 月 日

埼玉県知事 様

川島町長

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

本町 地区の避難救助活動のため、 年 月 日付け 発第 号を
もって自衛隊の出動を要請しましたが、避難救助活動がおおむね完了いたしましたので、下記の日時をもっ
て撤収方を要請します。

記

撤収要請日時 年 月 日 時 分

4-4 救助の特例等申請様式

救助の特例等申請様式（様式1～25）

- (1) 申請は、当該救助種類の期間の満了する日の前日までにとりあえず電話又はFAX等で行い事後すみやかに書面申請すること。
- (2) 申請書の日付は、電話又はFAX等で申請した日とし、申請書及び承認書並びに聴取書等の関係書類は整理保管しておくこと。
- (3) 救助の種類毎の特例申請は、次のとおりでその内容については、「災害救助の実務」（通称赤本）を参照すること。
- (4) 前項の特例は、厚生労働大臣の承認を得て通知するものであるから真にやむを得ない場合にのみ申請すること。

様式1

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

川島町長 印

避難所開設期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて甚大であって、罹災者の被害は深刻を極めて、避難所の開設期間である 日間では、避難所を閉鎖し自宅に復帰させることが困難な実情にありますので、次のとおり開設期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する避難所ごとの収容人員
- 4 その他

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

川島町長

印

応急仮設住宅設置戸数限度の引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて大きく、罹災者の実情は深刻の様相を増し、加えて住民の経済能力、住宅事情等も極めて悪く、基準の設置戸数のみでは、低所得者の保護の万全を期することが困難な実情でありますので、次のとおり設置戸数の限度を引上げられたく、事情御賢察の上御承認下さるよう申請します。

記

- 1 設置戸数の引上げ数 ((1) - (2)) 戸
(1) 設置戸数の総数 戸
(2) 設置基準戸数 戸 (全壊(焼)、流身世帯 戸×30%)
- 2 設置戸数の引上げを要する具体的理由
- 3 全壊(焼)、流身世帯に対する住宅復旧計画
- 4 応急仮設住宅に収容を要する者の名簿
- 5 その他

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

川島町長

印

応急仮設住宅着工期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて甚大であって、応急仮設住宅の着工期間である20日間では、着工が困難な実情にありますので、次のとおり着工期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの応急仮設住宅の設置戸数
- 4 その他

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

川島町長

印

炊出し期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であって、罹災者の被害は深刻を極め炊出し期間である 日間では炊出しを打切り自宅炊事に切换えることが極めて困難でありますので、次のとおり炊出し期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する炊出し所ごとの給与人員
- 4 その他

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

川島町長

印

飲料水供給期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であって、罹災者の被害は深刻を極め飲料水の供給期間である 日間では供給を打切ることが極めて困難でありますので、次のとおり期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの供給人員
- 4 その他

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

川島町長

印

被服寝具生活必需品の給与の季別変更承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が甚大であって、罹災者の被害は深刻を極め、夏季の基準ではこの冬をしのぎ得ない実情にありますので、次のとおり冬季基準に変更願いたく御承認下さるよう申請します。

記

1 冬季基準を適用すべき数

被害別	被害数		季別の変更を要する数		備考
	世帯数	人員	世帯数	人員	
全壊(焼)流失					
半壊(焼)床上浸水					
計					

2 季別の変更を要する具体的理由

3 変更額と夏季基準額との差額概算

4 義援金品等の状況

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

川島町長

印

被服寝具生活必需品の給与限度額の変更承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて大きく、罹災者の被害状況は極めて深刻でありまして基準額ではこの冬をしのぎ得ない実情にありますので、次のとおり限度額を上げられたく事情御賢察のうえ御承認下さるよう申請します。

記

- 1 変更を要する限度額
- 2 変更を要する具体的理由
- 3 変更を要する地区ごとの世帯数
- 4 変更額と基準額の差額概算
- 5 その他

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

川島町長

印

被服、寝具生活必需品の給与期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が甚大であって、給与期間である 日間では給与することが困難でありますので次のとおり給与期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの世帯数
- 4 その他

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

川島町長

印

医療期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であって、罹災者の被害は深刻を極め医療期間である 日間では医療を打切ることが困難な実情でありますので次のとおり医療期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区又は医療機関ごとの患者数
- 4 その他

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

川島町長

印

助産期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であって、罹災者の被害は深刻を極め助産期間である分べんの日から 日間では、助産を打切ることが困難な実情にありますので次のとおり助産期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区または助産機関ごとの助産を要する人員

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

川島町長

印

災害にかかった者の救出期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であり、救出期間である 日間では救出が困難な状態にありますので、次のとおり救出期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長によって救出されるべき人員及びその状況
- 4 その他

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

川島町長

印

住宅の応急修理戸数限度の引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて大きく、罹災者の実情は深刻の様相を増し、加えて住民の経済能力、住宅事情等も極めて悪く、基準の修理戸数のみでは、人心の安定を図り、罹災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので次のとおり修理戸数の限度引上げを御承認下さるよう申請します。

記

- 1 修理戸数の引上げ数 ((1) - (2)) 戸
 - (1) 修理戸数の総数 戸
 - (2) 修理基準戸数 戸 (半壊(焼)世帯 戸×30%)
- 2 修理戸数の引上げを要する具体的理由
- 3 半壊(焼)世帯に対する応急修理計画
- 4 応急修理対象者名簿
- 5 その他

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

川島町長

印

住宅の応急修理期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて甚大であって、応急修理期間である1ヶ月間では、修理が困難な実情にありますので、次のとおり修理期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの応急修理戸数
- 4 その他

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

川島町長 印

生業資金貸与世帯数限度の引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて大きく、かつ、罹災者の経済能力も悪く、基準の貸与世帯数では人心の安定を図り、罹災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので、次のとおり貸与世帯数の限度引上げを御承認下さるよう申請します。

記

- 1 引上げを要する貸与世帯数 ((1) - (2)) 世帯
 - (1) 貸与世帯数の総数 世帯
 - (2) 貸与基準世帯数 世帯 (全壊(焼)、流世帯 戸×25%)
- 2 貸与世帯の引上げを要する具体的理由
- 3 他の貸付金制度による貸付との関連
- 4 その他

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

川島町長

印

生業資金貸与期間の延長承認申請書

月 日の による被害は、極めて甚大であって生業資金の貸与期間である
1ヵ月間（先般承認を得た日の延長期間）ではその貸与を終了することができませんので、次のとおり貸与
期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間

- 2 期間の延長を要する具体的理由

- 3 期間の延長を要する地区ごとの世帯数

- 4 その他

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

川島町長

印

学用品給与期間の延長承認申請書

月 日の による被害は、極めて甚大であって、基準で示された教科書（文具及び通学用品）の給与期間 間では、給与が終了いたしかねますので、次のとおり、給与期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区又は学校ごとの児童生徒数
- 4 その他

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

川島町長

印

埋葬期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて甚大であり、埋葬期間である 日間では埋葬を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり埋葬期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの埋葬を要する死体数
- 4 その他

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

川島町長

印

死体の搜索期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて甚大であり、搜索期間である 日間では搜索を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり搜索期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間を延長することによって搜索されるべき死体数
- 4 その他

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

川島町長

印

死体処理期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて甚大であり、死体処理期間である 日間では、死体の処理を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり処理期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間を延長することによって処理されるべき死体数
- 4 その他

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

川島町長

印

障害物除去戸数の限度引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による被害は極めて大きく特に
障害物の流入が甚だしく加えて住民の経済能力等も悪く基準の除去戸数のみでは、罹災者の保護の万全を期
することが困難な実情にありますので、次のとおり除去戸数の限度引上げを御承認下さるよう申請します。

記

- 1 障害物除去戸数の引上げ数 ((1) - (2)) 戸
(1) 除去戸数の総数 戸
(2) 除去基準戸数 戸 (半壊、床上浸水世帯 戸×15%)
- 2 除去戸数の引上げを要する具体的理由
- 3 障害物の除去対象者名簿
- 4 その他

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

川島町長

印

障害物除去期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による被害は極めて大きく特に
障害物の流入が甚だしく除去期間である 日間では、除去が困難な実情にありますので、次のとおり除
去期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの除去戸数
- 4 その他

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

川島町長

印

輸送の特例承認申請書

月 日発生した による被害は極めて大きく、次のとおり輸送を実施する必要があるため御承認下されたく申請します。

記

- 1 輸送を要する救助の種類及び輸送する物資等の内容
- 2 輸送区間又は距離
- 3 輸送を要する物資等の数量又は積載台数
- 4 輸送を実施しようとする期間
- 5 輸送のために必要とする経費の内容及び金額
- 6 輸送を要する具体的理由
- 7 その他

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

川島町長

印

輸送期間の延長承認申請書

月 日発生した による被害は極めて大きく、次のとおり輸送期間の延長を必要とするので、御承認下されたく申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 輸送目的又は輸送物資等の品名
- 3 輸送区間又は距離
- 4 輸送物資（人員）の数量又は積載台数
- 5 輸送のために必要とする経費の内容及び金額
- 6 期間の延長を要する具体的理由
- 7 その他

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

川島町長

印

人夫の雇上げの特例承認申請書

月 日発生した による被害は、極めて大きく次のとおり人夫の雇上げをする必要がありますので御承認下されたく申請します。

記

- 1 人夫の雇い上げを要する目的又は救助の種類
- 2 人夫の所要人員
- 3 雇い上げを要する期間
- 4 人夫の雇い上げに要する経費
- 5 人夫の雇い上げを要する具体的理由
- 6 その他

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

川島町長

印

人夫雇上げ期間の延長承認申請書

月 日発生した による被害は、極めて大きく、次のとおり人夫の雇上げ期間の延長を必要とするので、御承認下されたく申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 人夫の雇い上げの目的又は救助の種類
- 3 雇い上げの人員
- 4 使用場所
- 5 期間の延長を要する具体的理由
- 6 その他

4-5 被害情報の報告様式

様式第1号

発 生 速 報

川 島 町

年 月 日		時 分 受信	発信者		受信者	
1	被 害 発 生	自 月 日 時 分 至 月 日 時 分				
2	被 害 場 所					
3	被 害 程 度					
4	災 害 に 対 す る 処 置					
5	そ の 他 必 要 事 項					

※ 内容は簡単に要を得たものとする。

被害状況調

川島町

災害の種別		発生地域	
被害日時	自 月 日	至 月 日	
報告区分	確 定		

区 分			被 害		区 分			被 害					
人的被害	死者		人		田	流失・埋没	ha	流失		埋没			
	行方不明者		人			冠水	ha						
	負傷者	重傷	人		畑	流失・埋没	ha	流失		埋没			
		軽傷	人			冠水	ha						
住家被害	全壊 (焼) (流失)		棟		道路被害	決壊	箇所						
			世帯			冠水	箇所						
			人		その他被害		文教施設	箇所					
	半壊 (焼)		棟				病院	箇所					
			世帯				橋りょう	箇所					
			人				河川	箇所					
	一部破損		棟				砂防	箇所					
			世帯				清掃施設	箇所					
			人				崖くずれ	箇所					
	床上浸水		棟				鉄道不通	箇所					
			世帯				被害船舶	隻					
			人				水道	戸					
	床下浸水		棟				電話	回線					
			世帯				電気	戸					
			人				ガス	戸					
	非住家被害	公共建物	全壊 (焼)	棟				ブロック塀等		箇所			
半壊 (焼)			棟				罹災世帯数		世帯				
その他		全壊 (焼)	棟				罹災者数		人				
		半壊 (焼)	棟		火災発生	建物	件						
						危険物	件						
その他		件											

区 分		被 害		市町村災害対策本部	名称	川島町災害対策本部		
公立文教施設	千円				設置	月	日	時
農林水産業施設	千円				解散	月	日	時
公共土木施設	千円							
その他の公共施設	千円							
小 計	千円							
公共施設被害市町村数		団体		設置市町村名 災害対策本部				
そ の 他	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円			計	団体		
	商工被害	千円						
	その他			計	団体			
	千円			消防職員出動延人数	人			
被害総額		千円		消防団員出動延人数	人			
備 考	1 災害発生場所							
	2 災害発生年月日							
	3 災害の種類概況							
	4 消防機関の活動状況							
	5 その他（避難の勧告・指示の状況）							

4-6 応急仮設住宅設置要領関係様式

様式1

第 年 月 日
年 月 日

埼玉県知事 様

川島町長

印

請 書

年 月 日第 号をもって委任の通知を受けた災害救助法による応急仮設住宅設置事業を次の条件により承認します。

記

- 1 設置戸数 戸
- 2 規模構造 1戸当たり m² 円以内
- 3 着工期日 年 月 日まで
- 4 事業内容 上記の金額の範囲内で「災害救助法による応急仮設住宅設置要領」に基づき応急仮設住宅の設置事業を行う。

様式2

応急仮設住宅に収容を要する者の名簿

選考月日

川島町

選考 順位	住所	氏名	家族数	職業	月収	世帯の状況

(注) 世帯の状況は、生活保護世帯、老人世帯、身体障害者世帯等の別を記入すること。

第 年 月 号
年 月 日

埼玉県知事 様

川島町長

印

災害救助法による応急仮設住宅の着工について

年 月 日第 号をもって委任された標記住宅については、下記のとおり着工したのでお届けします。

記

- 1 設置戸数 戸
- 2 着工月日 月 日
- 3 竣工予定 月 日
- 4 添付書類 請負業者の着工届の写 別紙のとおり

注 請負業者別に着工、竣工予定の違う場合には、その区分明細によりわけて記入すること。

第 年 月 日 号

埼玉県知事 様

川島町長

印

災害救助法による応急仮設住宅の竣工について

年 月 日第 号をもって委任された標記住宅については、下記のとおり竣工したのでお届けします。

記

- 1 設置戸数 戸
- 2 着工月日 月 日
- 3 竣工月日 月 日
- 4 町の竣工検査日 月 日
- 5 添付書類 請負業者の竣工届の写 別紙のとおり

注 請負業者別に着工、竣工予定の違う場合には、その区分明細によりわけて記入すること。

様式5

請求（概算・精算）書

一金

円也

ただし
おり請求します。

による災害救助法による応急仮設住宅設置費

戸分上記のと

年 月 日

埼玉県知事 様

川島町長

印

添付書類 支出調書及び領収書の写

別添1 被災者調査原票

世帯主氏名		住所		調査者	氏名					
被害程度	全焼	%、全壊	%、流出	%、半壊	%、一部壊	%、床上浸水	cm、床下浸水			
応急救助を必要とする家族状況	氏名	性別	年齢	職業	在学学校名及び学年別	死亡	行方不明	負傷		要助産
		男 女						重傷	軽傷	
		男 女 男 女 男 女 男 女 男 女								
	計	人			小学生 人 中学生 人	人	人	人	人	人
半壊、床上浸水世帯の土砂流入状況			有	無	面積	m ²	高さ	cm		
住家及び非住家の棟数及び所有別			住家 棟	自家 借家	非住家 棟	住民登録状況	有	無		
避難先	縁故先 所在地等		避難場所 所在地、名称等							
備考										

記載上の注意

- この票は、応急救助実施の基本となるものであるから正確に記入すること。特に、被害程度、世帯人員及び小・中学校児童、生徒の有無については留意すること。
- 被災程度の判定基準は下記によること。
 - イ 全壊、全焼、流出とは、延床面積の70%以上が損壊、焼失、流失したものまたは、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達したもの。
 - ロ 住家の半壊、半焼とは、延床面積の20%以上70%未満の損壊、損焼のものまたは住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。(補修しても住家として使用不能の場合は、全壊、全焼、流失に含める)
 - ハ 床上浸水とは、浸水が住家の床上に達した程度のものまたは土砂竹木等のたい積により一時的に居住できない状態となったもの。(イ、ロは除く。)
- 死亡、行方不明、負傷、要助産欄は該当欄に○印を付すること。
- 重軽傷の区分は下記による。
 - イ 重傷とは、1カ月以上の治療を要する見込みのもの。
 - ロ 軽傷とは、1カ月未満で治療できる見込みのもの。
- 家屋被害がなく、人的被害のみの場合でも本票を用いて該当欄に記入すること。

4-7 緊急通行車両等関係様式

(1) 緊急通行車両等確認申請書

<p>緊急通行車両等確認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>埼玉県公安委員会 様</p> <p style="text-align: center;">住所 申請者 氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>下記により、緊急通行（輸送）車両であることの確認を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>					
番号拍に表示されている番号					
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)					
使用者	住所 () 局 番				
	氏名				
通行日時					
通行経路	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">出 発 地</td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">目 的 地</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>	出 発 地	目 的 地		
出 発 地	目 的 地				
備 考					

(2) 緊急通行車両事前届出書

<p>災害応急対策用</p> <p style="margin: 20px 0;">緊急通行車両事前届出書</p> <p style="text-align: right; margin: 0 100px;">年 月 日</p> <p>埼玉県公安委員会 殿</p> <p style="margin: 20px 0;">申請者 機関等の所在地 (住所)</p> <p style="margin: 20px 0;">機関等の名称 <small>ふりがな</small></p> <p style="margin: 20px 0;">氏名 <small>ふりがな</small> 印</p> <p style="margin: 20px 0;">電話 ()</p> <p style="margin: 20px 0;">(担当係 氏名)</p>																
番号欄に表示されている番号																
輸送人員 (定員) 又は品名																
車両の所有者	住 所															
	氏 名															
業務の内容	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 16.6%;">1 救助救護</td> <td style="width: 16.6%;">4 災害予知</td> <td style="width: 16.6%;">7 人員輸送</td> <td style="width: 16.6%;">10 飲食料</td> <td style="width: 16.6%;">13 広報啓発</td> </tr> <tr> <td>2 応急避難</td> <td>5 災害復旧</td> <td>8 避難生活</td> <td>11 医療医薬</td> <td>14 その他</td> </tr> <tr> <td>3 捜 索</td> <td>6 施設点検</td> <td>9 調査研究</td> <td>12 混乱防止 ()</td> <td></td> </tr> </table>	1 救助救護	4 災害予知	7 人員輸送	10 飲食料	13 広報啓発	2 応急避難	5 災害復旧	8 避難生活	11 医療医薬	14 その他	3 捜 索	6 施設点検	9 調査研究	12 混乱防止 ()	
1 救助救護	4 災害予知	7 人員輸送	10 飲食料	13 広報啓発												
2 応急避難	5 災害復旧	8 避難生活	11 医療医薬	14 その他												
3 捜 索	6 施設点検	9 調査研究	12 混乱防止 ()													
出発地																
<p>(注) この事前届出書は、2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類を添付の上、使用車両の本拠の位置を管轄する警察署に提出して下さい。</p>																

緊急通行車両の標章

(3) 緊急通行車両の標章



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒字、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

罹 災 証 明 申 請 書	
川島町長 申請者 住所 埼玉県比企郡川島町 氏名 電話番号	年 月 日 印
下記のとおり、罹災したことを証明願います。 記	
罹 災 日 時	年 月 日 時 分頃
罹 災 原 因	
罹 災 場 所	川島町
罹 災 内 容	建物 <input type="checkbox"/> 住家 (<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家) <input type="checkbox"/> 非住家 ()
	その他
罹 災 状 況	
提 出 先 等	

※ (記入不要)

罹 災 程 度	<input type="checkbox"/> 全壊 (全流出) <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> 一部破損
---------	---

罹 災 証 明 書

上記のとおり相違ないことを証明します。

証明第 号

年 月 日

川島町長 印

様

罹災証明交付申請書

申請者 (罹災者)	住所	
	氏名	印
	電話	
申請者と罹災 対象物との関係	所有者・管理者・占有者・担保権者・その他()	
罹災年月日	年 月 日	
罹災所在地		
火災種別	建物・林野・車両・船舶・航空機・その他()	
必要な通知数	通	
提出先		
使用目的		

4-9 災害弔慰金支給関係様式

様式第1号（規則第5条第2項関係）

診 断 書

氏名		生年月日	年 月 日	性別	男・女				
傷病名			負傷発病年月日	年 月 日					
障害の部位			初診年月日	年 月 日					
既往症		既存障害	治ゆ年月日	年 月 日					
療養の内容及び経過									
障害の状態の詳細	(図で示すことができるものは図解すること)								
関節運動範囲	部位	種類範囲							
		右							
	左								
	右								
	左								
	左								
上記のとおり診断します。			郵便番号	電話番号					
年	月	日							
所在地 病院又は診療所の名称			診療担当者 氏名	印					

災害援護資金借入申込書

※受付日		※受付番号		※受付者		※貸付番号			
被災日時		年 月 日 時		災害名					
被害の種類		1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害		被害場所					
返す方法		1 年賦 2 半年賦 3 月賦		いつまでに返せますか		年 月 (回)			
借入申込者について	フリガナ				男・女	年 月 日生 (歳)			
	氏名								
	フリガナ				郵便番号	電話番号			
	現住所		(方)						
	職業				勤務先の名称と所在地				
	世帯の状況と収入	氏名		世帯主との続柄	年齢	健否	職業	収入(月収)	勤務先・学校名
収入合計				円	支出合計		円		
資産の状況	土地	(1)住宅 m ² (3)山林 m ²	(2)田畑 m ²	住居の状況		(1)自家 (2)借家 (3)借間 (4)同居			
	建物	(1)自宅 m ² (2)その他 m ²		生活保護	年 月 日より受給 (生住教医)				
	負債	(内容)				(金額)			
		円							
(保証人が書いて下さい) 連帯保証人	氏名				男・女	年 月 日生 (歳)			
	現住所								
	職業		月収	円	申込者との関係	家族数	人		
	資産	土地	(1)住宅 m ² (3)山林 m ²	(2)田畑 m ²	勤務先	名称			
		建物	(1)自宅 m ² (2)その他 m ²		所在地		電話		

この災害の前一年以内に被災したことの有無及びその状況				(有・無)	(状況)		
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無				(有・無)			
資金の 用途	資金の使い方総額		円	資金の内訳			
	に	円		災害援護資金で	円		
	に	円		手持資金で	円		
	に	円		その他()で	円		
	に	円					
	に	円					
被害の 状況	被災時の具体的状況			負傷	全治	カ月	
	住居の被害		(1) 全壊	(2) 半壊			
	家財の 被害	品名	現在購入に要 する費用	被害額	品名	現在購入に 要する費用	被害 額
		和だんす			婦人用腕時計		
		整理だんす			畳(畳中 で畳が被害)		
		洋服だんす			障子		
		鏡台			ふすま		
		腰掛机					
		本箱・本だな					
		食器・戸だな			小計		
		食卓・茶ぶ台			その他被害のあつた家財		
		げた箱					
		照明器具			品名	現在購入に 要する費用	被害 額
		じゅうたん					
		扇風機					
		石油ストーブ					
		電気やぐらこたつ					
		電気冷蔵庫					
		電気・ガス炊飯器					
		電気洗たく機					
		電気掃じ機					
		ミシン					
		電気アイロン					
		自転車					
		テレビ					
		ラジオ					
		柱時計					
		目覚し時計			小計		
紳士用腕時計				合計			
<p>上記のとおり災害援護資金を借入れたく申し込みます。 年 月 日</p> <p>上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。 年 月 日</p> <p>(あて先) 川島町長</p> <p style="text-align: right;">借入申込者 印</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 印</p>							

第 年 月 日 号

様

川島町長

印

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました災害援護資金については、下記のとおり貸付けを決定しましたので通知します。

記

貸付番号 第 号

貸付金額 円

据置期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還方法 年賦 半年賦 月賦

利子 年 パーセント

資金をお渡しする日と手続について

1 貸付金交付日 年 月 日

2 場所

3 ご持参なさるもの

- (1) この通知書
- (2) 同封の借用書
- (3) あなたの印鑑
- (4) あなたと保証人の印鑑証明書各一通

様式第4号（規則第8条第2項関係）

第 号
年 月 日

様

川島町長

印

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のありました災害援護資金については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

（不承認の理由）

貸付決定番号 号

災害援護資金借用書

借用金額 円
利子 年 パーセント
据置期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還方法 年賦 半年賦 月賦

上記の通り借用いたします
つきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年 月 日

借受人 住所

氏名

印

保証人 住所

氏名

印

繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年 月 日

借受人 住所

氏名

印

（あて先） 川島町長

記

貸付番号

借受人氏名

貸付けを受けた日

貸付けを受けた金額

償還期限

償還金額

償還未済額

繰上償還をする日

繰上償還をする金額

償還金支払猶予申請書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年 月 日

借受人 住所

氏名

印

連帯保証人 住所

氏名

印

(あて先) 川島町長

申請の理由 (具体的に)				
貸付の条件	借入金額	円		貸付番号
	据置期間	1 3年 2 5年	希望猶予期 間等	カ月 ただし 年 月 日 第 回償還以降
	償還方法	1年賦 2半年賦 3月賦		
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで		変更後の償 還期間 年 月 日から 年 月 日まで
支払猶予期間 の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)			

第 号
年 月 日

様

川島町長

印

支払猶予承認通知書

年 月 日付けで申請のありました償還金の支払猶予については、次のとおり承認
となりましたのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間 年 月 日から カ月

変更後の償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

第 号
年 月 日

様

川島町長

印

支払猶予不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願いします。

（不承認の理由）

違約金支払免除申請書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

年 月 日

借受人 住所

氏名

印

連帯保証人 住所

氏名

印

(あて先) 川島町長

記

貸付番号					
支払免除を申請する違約金の金額				円	
内 容	回数	期別	元金	利子	申請日までの違約金
		年 月期			
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

第 号
年 月 日

様

川島町長

印

違約金支払免除承認通知書

年 月 日付けで申請のありました違約金の支払免除につきましては、下記のとおり承認されましたのでお知らせいたします。

記

係る 年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円、利子 円に
年 月 日における違約金 円の支払を免除致します。

第 号
年 月 日

様

川島町長

印

違約金支払免除不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金(元利合計 円)に係る違約金は 年 月 日現在 円となっておりますので至急償還を願います。

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号					
借受人氏名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円
償還方法	年賦・半年賦・月賦	償還期限	年 月 日	償還金額	円
免除申請額	円 償還未済額の全部一部で				円
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間					
免除申請者	フリガナ			男・女	年 月 日生 (歳)
	氏名				
	現住所				
	借受人との関係		職業		
	勤務先及び所在地				
借受人又はその相 続人	フリガナ			男・女	年 月 日生 (歳)
	氏名				
	現住所			借受人との続柄	
	職業		勤務先及び所在地		
保証人	フリガナ			男・女	年 月 日生 (歳)
	氏名				
	現住所			借受人との関係	
	職業		勤務先及び所在地		
<p>上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">免除申請者 印</p> <p>(あて先) 川島町長</p>					

第 号
年 月 日

様

川島町長

印

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日付けで申請のありました災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

（承認内容）

全部免除、一部免除

申請日現在の償還未済額	元金	円
	利子	円
	違約金	円
	合計	円

償還を免除した額

元金	円
----	---

申請日現在の状況で今後償還を必要とする額	利子	円
	違約金	円
	合計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年5%の率で違約金がさらに加算されます。

第 号
年 月 日

様

川島町長

印

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（不承認の理由）

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年5%の率で違約金がさらに加算されます。

元金	円
利子	円
違約金	円
合計	円

氏名等変更届

貸付番号				
借受人	氏名		住所	
連帯保証人	氏名		住所	
○で囲むこと 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他	(異動の内容)			
<p>災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたのでお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">借受人(又は同居の親族) 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p> <p>(あて先) 川島町長</p>				

災害弔慰金支給調査票

				決定番号	
死亡に関する事項	フリガナ			男・女	年 月 日生 (歳)
	死亡した者の氏名				
	死亡した年月日	年 月 日		住所	
	死亡の状況 (行方不明)	災害名			死亡した場所
遺族に関する事項	死者との続柄	氏名	住所		備考
支給に関する事項	支給日	年 月 日		支給場所	
	災害弔慰金を支給した遺族について	氏名		続柄	支給金額
					円
		住所			
	先順位者の有無	有・無		同順位者の有無	有・無
先順位者又は他の同順位者に支給しなかつた理由			支給制限事由に該当の有無	有(その事由) 無	
備考	支給した職員				

災害障害見舞金支給調査票

				決定番号		
障害者に関する事項	フリガナ			男・女	年 月 日生 (歳)	
	障害者の氏名					
	障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた年月日	年 月 日		住所		
	負傷・疾病の状況	災害名			傷病を負つた場所	
障害の種類程度等	医師の氏名	所属する医療機関名 ()		医師の氏名 ()		
	障害の状況	法別表の該当事項(号)				
支給に関する事項	支給日			支給制限事由に該当の有無	有 その事由	
	支給場所				無	
	支給金額	円				
備考	支給した職員					

災害義援金受領書

災害義援金として下記のとおり受領しました。

記

金

年 月 日

住 所

氏 名 様

川島町長

5 避難所運営マニュアル

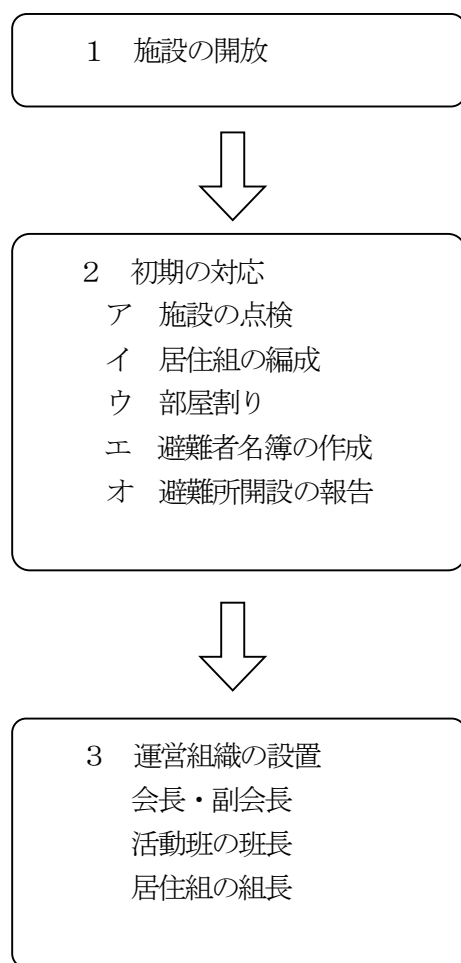
第1 避難所の運営

地震等の大災害時には、被災地からたくさんの避難者が避難所に集まってくる。

町職員や施設管理者がすぐに避難所に到着できない場合で、直ちに避難所を開放する必要があるときは、自主防災組織又は自治会の代表者が施設の安全を確認した後に、開放し、避難者を受け入れる。

なお、避難者の受け入れにあたっては、災害時要援護者のうち特段の配慮を必要とする者について、別棟の避難所を確保するよう努める。

施設の開放から運営組織の設置までの流れ



1 避難所の開設

(1) 初期の対応

避難所の開設は、町職員又は施設管理者が行い、本格的な避難所組織ができるまで避難所の運営にあたり、早急に以下の業務を行う。

① 施設の点検

- ・施設の危険状況を確認する。
- ・危険度判定は、専門の資格保持者（応急危険度判定士又は建築士）を伴って行う。
- ・危険と認められる場所は、立ち入り禁止とし、表示する。

② 居住組の編成

- ・世帯と地域を単位とし、居住組を編成する。
- ・居住組の編成には、血縁関係や居住地域を考慮する。
- ・介護が必要な災害時要援護者は、心身の障がいの特質に応じた居住空間の確保に特別に配慮した上、介護者とともに居住組を編成する。
- ・盲導犬、介助犬等生活上必要不可欠な動物又は家族同様に生活の支えとなっている動物と寝食を共にする避難者については、居住空間の確保に特別に配慮した上、居住組を編成する。
- ・居住組の目安は40人程度とする。
- ・組長及び副組長は、避難者が孤立しないよう生活上の配慮をする。

③ 部屋割り

- ・施設内のどの部分を避難所として利用するか決定する。
- ・避難者全員分の居住空間を確保する。
- ・介護が必要な災害時要援護者を優先して、部屋割りをする。

④ 避難者名簿の作成

- ・記入用紙を各世帯に配布し、記入してもらう。（様式1）
- ・名簿は、居住組別に整理する。
- ・避難者の状況（現在数・退所者数・入所者数）を整理する。

⑤ 避難所開設の報告（様式2）

- ・避難所を開設したときは、避難者数、負傷者数、連絡窓口等を、災害対策本部に報告する。

(2) 運営組織の設置

- ・避難所の運営は、避難者自身による自主組織を中心とする。
- ・避難所を運営するために、居住組の組長の会議により、会長及び副会長を選出する。
- ・避難所の運営組織は、会長、副会長と各活動班の班長、各居住組の組長で構成する。
- ・活動班は、総務班、情報班、食料・物資班、施設管理班、保健・衛生班、ボランティア班で構成する。
- ・各活動班の班員は、各居住組の組長から推薦を受けて、会長が指名する。
- ・各活動班の班長は、班員の中から会長が指名する。
- ・女性に配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させる。
- ・町職員又は施設管理者は、運営組織が設置されたときに事務を引き継ぐと共に、円滑に組織が運営できるようにサポートする。

2 運営会議

運営会議は、避難所の円滑な運営を図るために開催する。

(1) 要領の作成

運営組織は、会議を開催するために、「〇〇〇避難所運営会議要領」（様式3）を作成する。

(2) 会議の運営

会長は、「〇〇〇避難所運営会議要領」に基づき、会議を開催し、円滑に運営する。

(3) 決定事項の処理

会議の決定事項は、次のとおり処理する。

- ① 災害対策本部に要請する。
- ② 居住組の組長を通じて、避難者に周知する。
- ③ 活動班の班長を通じて、班員に周知する。

3 活動班の役割

たくさんの避難者が共同生活を行っていくためには、多くの仕事があるので、仕事内容に応じた活動班を設け、効率よく作業を行う。

総務班の仕事

(1) 避難者の管理

① 避難者名簿の管理

- ・避難者の状況（現在数、退所者数、入所者数）を把握し、常に最新の名簿に更新する。

② 入所者・退所者の管理

ア 入所者がいたら

- ・新しい入所者に記入用紙を渡し、記入してもらい、名簿に加える。
- ・空いているスペースを確認して、部屋割りを行う。
- ・避難所の生活ルールについて、新しい入所者に説明する。

イ 退所者がいたら

- ・退所者の退所日時、連絡先などを記録する。
- ・退所者の空きスペースを把握し、新しい入所者のために活用する。
- ・退所者の情報（避難者名簿に記載されている情報）は、そのまま残す。

③ 外泊者の管理（様式4）

- ・外泊届け用紙を作成し、氏名、期間、連絡先等を記載してもらう。
- ・各組の組長を通じ、外泊届けを受理し、外泊者を把握する。

(2) 問い合わせへの対応

- ・安否確認に対応する。
- ・避難者への伝言を掲示する。

(3) 来客者への対応

- ・避難者のプライバシーを確保するため、来客者には、居住空間には立ち入らせないで、入口近くに面会所を用意して対応する。

(4) 取材者への対応

- ・取材に当たっての注意事項を伝える。（様式5）
- ・取材をする場合には、受付用紙に記載させる。（様式6）
- ・避難者の寝起きする居住空間での見学、取材は禁止する。
- ・避難者のプライバシーを確保するため、取材には必ず班員が立会う。

(5) 郵便物・宅配便の荷物の取次ぎ

- ・郵便物及び宅配便の荷物は、郵便局員及び宅配業者から直接避難者へ手渡しさせる。
- ・手渡しが困難な場合、郵便物及び宅配便の荷物は、総務班で保管する。

(6) 記録

- ・避難所の運営を記録する。

(7) 困りごと相談

- ・生活の困りごとを相談する窓口を設置する。

情報班の仕事

(1) 情報収集

① 関係機関からの情報収集

- ア 各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。

② 他の避難所との情報交換

ア 避難所の混雑を防ぐため、避難者の受け入れ状況について、地域内の避難所同士で情報交換する。

③ 各種マスコミからの情報収集

ア テレビ、ラジオ、新聞などにより、情報収集する。

(2) 災害対策本部への情報伝達

- ・避難所の状況を定期的に報告する。
- ・運営会議の要望を伝達する。

(3) 避難所内への情報伝達

- ・掲示板を作成する。
- ・避難所内での情報伝達は、掲示板への記載又は張り紙を用いることとし、併せて館内放送や口頭で知らせる。
- ・避難者へ定期的に掲示板を見るように呼びかける。
- ・掲示板に掲載する情報には、掲示開始日時を記載する。

食料・物資班の仕事

(1) 食料・物資の調達

- ・必要な食料、物資を災害対策本部に要請する。
- ・各避難者に持ち寄った食料の提供を呼びかける。

(2) 食料・物資の受入

- ・食料、物資受入簿を作成する。(様式7)
- ・食料、物資の受入のための専用のスペースを設ける。
- ・食料、物資の受入、仕分に必要な人員を確保する。

(3) 食料の管理・配給

① 食料の管理

- ・食料管理簿を作成する。(様式8)
- ・食料の種類と在庫数を常に把握しておく。
- ・食料の保管には十分に注意を払う。
- ・不要な食料は災害対策本部に返却する。

② 食料の配給

- ・食料は世帯単位とし、代表者に配給する。
- ・食料は、災害時要援護者に優先して配給する。

(4) 物資の管理・配給

① 物資の管理

- ・物資管理簿を作成する。(様式9)
- ・物資の種類と在庫数を常に把握しておく。
- ・物資の管理には十分に注意を払う。
- ・不要な物資は災害対策本部に返却する。

② 物資の配給

- ・物資の配給は世帯単位とし、代表者に配給する。
- ・物資は、災害時要援護者に優先して配給する。

施設管理班の仕事

(1) 危険箇所への対応

- ・余震が発生した場合には、専門家による施設の危険度判定を要請する。
- ・危険箇所は「立ち入り禁止」を表示する。
- ・危険箇所の補修を施設管理者に要請する。

(2) 防火・防犯

- ・火気の取扱場所及び喫煙場所を指定する。
- ・火気の取扱いに注意を呼びかける。
- ・夜間の当直制度を設ける。
- ・夜間の巡回を行い、外部者の出入りをチェックする。

保健・衛生班の仕事

(1) 医療・介護

- ・近隣の救護所の開設状況を把握する。
- ・医療機関の開設状況を把握する。
- ・健康相談を行う窓口を設ける。
- ・医薬品の種類、数量について把握する。
- ・傷病者について把握する。
- ・避難所での生活が困難な者については、施設や病院への収容を要請する。

(2) トイレ

- ・使用可能状況を調べる。
- ・トイレ用水を確保する。
- ・仮設トイレを設置する。

(3) 衛生管理

- ・「手洗い」を徹底させる。
- ・食器の衛生管理を徹底させる。
- ・風邪など感染症の防止に努める。

(4) 生活用水の管理

- ・生活用水は用途に応じて分ける。
- ・節水に努める。

(5) 清掃

① 共用部分の清掃

- ・居住組を単位として当番制を作り、交代で清掃を実施させる。

② 居室部分の清掃

- ・居室の清掃を実施させる。

(6) ゴミ

- ・避難所敷地内にゴミ集積場を設置する。
- ・ゴミの分別収集を徹底し、ゴミ集積場を清潔に保つ。

(7) ペット

- ・ペット飼育者名簿を作成する。(様式10)
- ・敷地内の屋外にペットハウス(テントなど)を設け、飼育する。
- ・ペットの飼育は、飼い主に全責任をもって行わせる。

ボランティア班の仕事

(1) ボランティア受付簿を作成する。(様式11)

(2) ボランティアセンターの登録を確認する。

(3) ボランティアの役割分担を決める。

(4) ボランティアに名札や腕章を着用させる。

第2 生活の配慮とルール

1 生活の配慮

避難所で多くの人が快適な共同生活を送るため、次の事項に配慮する。

(1) プライバシーの配慮

- ・個人情報の取扱いについては、十分注意する。

- ・間仕切りの設置により個人や世帯のプライバシーを保護する。
- ・プライバシーに関することは、直接本人に伝える。

(2) 災害時要援護者への配慮

- ・高齢者、障がい者、その他生活に特別な配慮を必要とする避難者には、一人ひとりの心身の状況に応じた生活ができるよう配慮する。
- ・視覚障害者や移動の不自由な高齢者や障がい者には、音声による情報提供を行う。
- ・固形食の摂取が困難な高齢者や障がい者の食料に配慮する。
- ・高齢者や障がい者用に専用の洋式トイレを用意する。

(3) 女性への配慮

- ・専用のトイレ、着替えや授乳場所を確保する。
- ・女性専用の相談窓口を設置する。

(4) 外国人への配慮

- ・外国人には、使用する言語や生活習慣等に配慮する。
- ・日本語の放送に合わせ、外国語による放送にも努める。
- ・掲示板への記載及び案内表示については、外国語表記のものを用意する。
- ・相談窓口には、通訳を設置するよう努める。
- ・資料は、外国語の資料を用意するよう努める。

2 生活ルールの周知

多くの避難者が共同生活を送るため、「避難所生活の心得」を定め、避難者に周知できるようわかりやすい場所に掲示し、併せて入所者に配布する。

様式1

避難者名簿用紙

避難所名		受付者	
------	--	-----	--

世帯単位で記入

住所	☎						自治会名	
フリガナ 氏名	続柄	性別	年齢	職業	避難日	退去日	離散家族の氏名・続柄	
		男女						
		男女						
		男女						
		男女						
		男女						
		男女						
		男女						
		男女						
		男女						

避難所状況報告書（第1報）～開設後すぐ

※第1報です。わかる範囲で速やかに報告する。

※本部（297-6058）にファックス

ファックスが使用不可の場合は、297-1811へ下記内容を電話で連絡する。

（固定電話が使用不可の場合は、防災行政無線（移動系）を使用して連絡する）

避難所名	
開設日時	月 日 時 分
避難理由	避難指示・避難勧告・自主避難

災害対策本部受信者

報告日時	月 日 時 分	報告者名	
避難所 連絡手段	FAX _____ ・ 電話 _____ 防災行政無線呼出番号 『かわじま _____』 その他 _____		
避難所の 状況等	避難者数・避難世帯数	人（男性 _____ 人・女性 _____ 人）	
		世帯 _____	
	避難所の応急危険度判定	未実施・安全・要注意・危険	
	ライフラインの状況	断水・停電・ガス停・電話不通・携帯電話不通	
緊急を要する事項（負傷者等の状況を中心に具体的に箇条書きで記入してください）			
参集した避難所担当者			
参集した施設管理者			

避難所運営会議要領

(目的)

第1条 _____ 避難所の運営について協議するため、_____ 避難所運営会議（以下運営会議という。）を設ける。

(構成)

第2条 運営会議は、会長、副会長、活動班の班長及び居住組の代表者各1名をもってあてる。

(協議)

第3条 運営会議は、避難所の円滑な運営を図るため、必要な事項について協議する。主な協議事項は以下のとおり。

- (1) 役員の選出
- (2) 避難所の運営方針
- (3) 行政機関への要請、申し入れ
- (4) ボランティアの受け入れ
- (5) マスコミ取材への対応方針
- (6) 避難所のルールづくり
- (7) 活動班の編成
- (8) その他必要な事項

(運営会議の組織)

第4条 運営会議には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 各活動班の班長 1名

(役員の職務)

第5条 会長は、運営会議を代表し、避難所の事務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときには、その職務を代行する。
- 3 各活動班の班長は、班を総括する。

(活動班)

第6条 運営会議に、次の活動班を設ける。また、必要に応じて、活動班を新設、統合する。

- (1) 総務班
避難者の管理、問合せへの対応、来客者への対応、取材への対応、郵便・宅配便の荷物の取り次ぎ、避難所運営の記録、困りごと相談窓口の設置など
- (2) 情報班
情報収集、災害対策本部への情報伝達、避難所内への情報伝達など
- (3) 食料・物資班
食料・物資の調達、食料・物資の受入、食料の管理・配給、物資の管理・配給など
- (4) 施設管理班
危険箇所への対応、防火・防犯
- (5) 保健・衛生班
医療・介護、衛生管理、生活用水の管理、ゴミ、トイレ、掃除、ペットに関すること
- (6) ボランティア班
ボランティアの受入

(会議)

第7条 運営会議は、毎日_____時に定例会を開催し、会長が議長となる。また、避難所の運営活動等のために会長が必要と認めたとき臨時に会議を開催する。

(疑義)

第8条 避難所の運営について、この要領に定められていない事項又は疑義が生じた場合は、その都度運営会議で協議して決定する。

外 泊 届

(ふりがな)		居住組
氏名		
外泊期間	年 月 日 ~ 年 月 日	(計 日間)
同行者		
緊急の場合の連絡先 (希望者のみ)		

取材をされる方へ

当避難所内にて取材を行う場合には、以下の点に留意してくださるようお願いいたします。

- 避難所内では身分を明らかにしてください。
 - ・避難所内では、胸などの見えやすい位置に必ず「取材者バッジ」を携帯してください。
- 避難者のプライバシーの保護にご協力ください。
 - ・避難所内の見学の際には、係員の指示に従ってください。
 - ・見学できる部分は、避難所の共有空間のみです。居住空間や避難所の施設として使用していない部分については立入禁止とします。
 - ・避難所内の撮影や避難者へインタビューする場合には、必ず係員の許可をとってください。勝手に避難者へ話しかけたり、カメラを向けたりすることはくれぐれもつつしんでください。
- 取材に関する問い合わせは総務班へお願いします。
 - ・取材が終わった旨、受付へ届け出をしてください。
 - ・本日の取材内容に関するオンエアや記事発表の予定に変更が生じた場合には、下記連絡先まで連絡をお願いします。また本日の取材に関する不明な点などにつきましても同様に下記連絡先へお問い合わせください。

< _____ 避難所 >

〒 _____ 川島町 _____ 電話049- _____

取材者用受付用紙

〈お帰りの際にも必ず受付へお立ち寄り下さい〉

受付日時 年 月 日 時 分	退所日時 年 月 日 時 分	
代 表 者	氏名	
	所属	
	連絡先 住所	TEL
同 行 者	氏名	所属
取 材 目 的	※オンエア、記事発表などの予定：	
避難所側付添者 氏名 特記事項	<名刺添付場所>	

食料管理簿

月 日	品 名	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
長期保存 可能な食品	米											
	レトルト飯											
	乾パン											
	インスタントラーメン											
	缶詰											
炊き出し用 の食品	生肉											
	野菜											
	生卵											
	生麺											
	果物											
飲料品	ミネラルウォーター											
	お茶											
	ジュース											
調味料	醤油											
	ソース											
	砂糖											
	塩											
その他	粉ミルク											

物資管理簿

月	日	品名	/	/	/	/	/	/	/	/
衣料品	男性衣類	上着								
		ズボン								
		下着								
		靴下								
		パジャマ								
		防寒着								
	女性衣類	上着								
		ズボン・スカート								
		下着								
		靴下・ストッキング								
		パジャマ								
		防寒着								
	子供衣類	上着								
		ズボン・スカート								
		下着								
		靴下								
ベビー服・肌着										
生活用品	生理用品									
	大人用おむつ									
	乳幼児用おむつ									
	ティッシュペーパー									
	トイレットペーパー									
	シャンプー・リンス									
台所用品	鍋									
	包丁									
	皿									
	箸・スプーン・フォーク									

ペット飼育者名簿

	飼育者 (住所・氏名)	動物の種類	性別	体格	毛色	その他 (退所日等)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

避難所生活の心得

この避難所は、避難者自らによる助け合いや協働の精神により、自主的に運営されています。この避難所のルールは以下のとおりです。

- 1 この避難所は地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、避難者の代表からなる運営会議を組織します。
 - 運営会議は、毎日_____時に定例会議を開きます。
 - 運営会議に、各班を避難者から編成します。
- 3 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧することを目処に閉鎖します。
- 4 避難者は家族単位で登録しています。新しく避難した方は総務班に連絡してください。また、退所する方は総務班に転出先を連絡してください。
- 5 犬、猫などのペットは、屋外の決められた場所で飼育してください。
- 6 職員室、調理室、保健室など施設管理上立ち入ることを制限する場所もあります。「立入禁止」「使用禁止」「利用上の注意」等の指示、張り紙には必ず従ってください。
- 7 食料、物資の配給は食料・物資班が行います。
 - 食料、物資等の配給は平等ですが、緊急の場合には、高齢者、子ども、妊産婦などを優先します。
 - 食料、物資等は世帯ごとに配給します。
 - ミルク、おむつなど特別な要望は食料・物資班にお申し出下さい。
 - 物資が不足する場合に、手持ちの食料などの提供をお願いする場合があります。
また、自宅に立ち入ることが可能な場合は、一度自宅に戻って、備蓄食料や毛布などを避難所にお持ちください。
- 8 消灯は、夜_____時です。
 - 廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。
- 9 携帯電話の使用は、所定の場所以外では禁止します。
- 10 所定の場所以外での、喫煙、飲酒を禁止します。また裸火の使用も禁止します。
- 11 不審な人物を見かけたら、施設管理班まで連絡してください。
- 12 各種要望は、運営会議で検討して災害対策本部に要請しますので、各班までお申し出ください。

避難所伝言掲示板

月 日 時現在

<input type="checkbox"/> 避難者の状況	
・男	
・女	合計
<input type="checkbox"/> 食料の配給時間	
<input type="checkbox"/> 物資の状況	
・不足物資	
・配布可能物資	
<input type="checkbox"/> 清掃の時間	
<input type="checkbox"/> 運営会議の開催	
・日時	
・場所	
<input type="checkbox"/> ライフラインの状況	
・電気	・電話
・ガス	・水道
・道路	
<input type="checkbox"/> 災害対策本部からの連絡事項	
<input type="checkbox"/> 本日の当直担当者	
・昼	
・夜	
<input type="checkbox"/> 郵便物、宅配便の荷物の保管状況	
<input type="checkbox"/> 他の避難所の状況	

6 指定緊急避難場所及び広域避難所運営マニュアル

1 背景

町は、国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所が公表した荒川・入間川の最大浸水想定において、町全域が浸水し、町内に留まることは大変危険なため、町外の浸水の恐れがない地域へ避難する広域避難を基本としている。

風水害時には、浸水により町内の指定避難所が使用することができなくなるため、浸水の恐れのない指定避難所の一部の階を利用して指定緊急避難場所として利用するとともに、町の協定締結先の広域避難場所に避難を推進し、町民の安全・安心を図る。

2 目的

このマニュアルは、風水害時における指定緊急避難場所及び広域避難所（以下、避難場所という。）の円滑な開設と運営体制の確立を図ることを目的とする。

3 指定緊急避難場所等とは

(1) 指定緊急避難所

指定緊急避難場所とは、災害が発生し、又は発生の恐れがある場合にその危険から逃れるための一時的な避難場所として、町が指定する施設をいう。家屋の倒壊等により中長期的滞在が見込まれる避難者が生活を送る指定避難所とは性質が異なり、緊急的で短期の避難を想定している。

- ① 居住地や地域の自治会と関係なく、原則避難者は全員を受け入れる体制を整える。
(例：ペットを連れて避難者、帰宅困難者、外国人、旅行者、ホームレス等)
- ② 指定緊急避難場所は、開設時、避難所配備職員が中心となり、開設運営を行います が、必要に応じて、避難した方の中で運営の協力を依頼する。

○指定緊急避難場所と指定避難所について

	指定緊急避難場所	指定避難所
利用目的	災害が発生し、又は発生する恐れがあり、その危険から一時的かつ緊急的に逃れる場所	災害により家屋が倒壊するなど、自宅で生活することができず、中長期的に滞在が見込まれ避難者が生活する場所
対象者	居住地や地域の自治会に関わらず、全ての方が対象	原則、居住地や地域の自治会ごとに割り振られた避難生活となり、地域の方が対象
開設基準	風水害等により、災害が発生する恐れがある場合、町長の判断で開設する。開設の際は、総務部からの指示により、配備員が各指定緊急避難場所へ参集する。	災害により、自宅が被災し生活をするのが困難な状況となり、他に生活することができる場所がない方が、生活の場として利用する。

③ 町の指定緊急避難場所 (6箇所)

風水害時、浸水の恐れのない指定避難所の一部の階を利用して指定緊急避難場所とする。

- ・中山小学校 (2・3階)
- ・伊草小学校 (3階)
- ・旧出丸小学校 (3階)
- ・川島中学校 (3階)
- ・西中学校 (2・3階)
- ・コミュニティセンター(浸水時は武道館へ移動)

(2) 町内の協定先、緊急避難場所

町内に洪水災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、命を守るために緊急的に避難する場所。

名 称	場 所	避難対象人数
オータ川島店	川島町大字戸守 382-1	3・4階駐車場 2000人
GLP川島	川島町大字上伊草 888-1	2階車路 700人

(3) 町内及び町外の協定先、福祉避難所

避難場所では、生活が困難な要配慮者の水害時に受け入れ可能な福祉避難所。

名 称	場 所	4 広域 避難 場所
平成の森・川島病院	川島町大字畑中 478-1	
みどりの郷あすか川島	川島町大字中山 1347-1	
みどりの郷あすか東松山	東松山市大字大谷 1538-1	

町内に洪水災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の町外の高台避難場所。

名 称	場 所	避難対象人数
ヘイワールド	北本市深井 6-87	駐車場 850台
第一プラザ坂戸 1000	坂戸市塚越 1300	駐車場 670台
D'STATION坂戸店	坂戸市塚越 1446-1	駐車場 930台
COEDO クラフトビール醸造所	東松山市大谷 1352	駐車場 500台
エスタディオ東松山店	東松山市石橋 1687-2	駐車場 700台
ノア東松山店	滑川町羽尾 3001-2	駐車場 700台
パーラーEX滑川店	滑川町羽尾 225-1	駐車場 600台
埼玉県こども動物自然公園	東松山市岩殿 554	駐車場 800台
山村学園短期大学	鳩山町石坂 604	駐車場 100台
埼玉県立松山女子高校	東松山市和泉町 2-22	駐車場 20台
大東文化大学緑山キャンパス		

5 準 備

台風の接近や大雨等で風水害の災害のおそれがある場合は、避難場所の開設の準備をする。

- ・テレビやインターネット等により、気象情報の入手をする。
- ・避難場所の連絡体制を確認する。
- ・避難所配備職員は、避難場所の開設や運営手順、運営体制等を確認する。

6 避難場所の開設

避難場所を次のとおり開設する。

(1) 避難所配備職員の参集、開設の連絡

- ・風水害時、避難場所を開設する場合は、災害対策本部長（町長）の命を受けて、民生 部長が避難所配備職員に対して、開設指示を連絡する。

(2) 避難場所の開設

- ・避難所配備職員は、施設の開錠後、避難スペースの利用に支障がないか、開設準備チェックリスト(様式第1号)をもとに確認をする。(支障がある場合は、民生部長に報告し、民生部長が災害対策本部へ報告し、指示を受ける。)
- ・広域避難場所は、総務部で協定先の事業者に対し、避難場所の借用を依頼し、承諾後、民生部

長に指示し、民生部長が避難所配備職員に対して、開設指示を連絡する。

- ・住民への避難場所の開設情報は、防災行政無線、かわべえメール、ホームページ等で周知する。
- ・避難場所を開設したときは、避難者数、負傷者数、連絡窓口等を避難状況報告書(様式第3号)により民生部長に報告し、民生部長が災害対策本部へ報告する。

(3) 避難スペース

- ① 指定緊急避難場所のスペースは、避難者は町内全域及び帰宅困難者等の多くの方を対象としているため、自治会ごとの避難スペースを基本的に設けない。ただし、要配慮者及び傷病者等には、トイレの近い避難スペースを確保する。
- ② 感染症対策として、熱があるなど体調不良の避難者は、プライベートにより隔離スペースを設ける。

7 指定緊急避難場所の運営

(1) 指定緊急避難場所の運営

避難者の受け入れ、名簿の管理、避難者数、要配慮者の把握や支援等を行う。また、感染症対策に注意した避難場所運営を行う。

- ① 避難場所生活の心得(様式5)を避難者の目のつきやすい場所に掲示する。
- ② 開設の準備が整いしだい、避難者の受け入れを開始する。(受付に消毒液の設置、検温を実施する。)
- ③ 避難者名簿用紙(様式4)を世帯ごとに記入し、提出してもらう。(受付が混雑時は、記入用紙を配布し、速やかに提出してもらう。)
なお、避難者に熱があるなどの体調不良やマスクの着用、避難場所内でのこまめな手洗い、咳エチケットを守ってもらうよう呼びかけ、感染症対策を徹底する。
(地域防災計画、第2編風水害対策計画、第3章風水害応急対策計画、第1.1節避難計画の新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所における感染症対策をもとに避難場所運営を行う。(改正予定))
- ④ 避難所配備職員が中心となり、開設時の運営を行うが、必要に応じて、自治会等地域の方にも運営の協力を依頼する。
- ⑤ ペットを連れて避難したときはケージに入れて、他の避難者の迷惑にならないようにし、専用スペースで受け入れをする。(盲導犬、介助犬は、避難者といっしょとする。)

※ 広域避難場所は、避難した車の台数を確認する。(可能であれば避難者数を確認する。)

(2) 傷病者の対処

傷病者が出た場合は、できる範囲で応急手当を行い。対処が難しい場合は、消防署に連絡し救助、救命を依頼し、民生部長に報告する。民生部長は災害対策本部へ報告する。

(3) 施設内の環境整備と管理

立入禁止場所等の周知や避難場所の環境整備を行う。(施設内の清掃、ゴミの各自持ち帰りを避難者に呼びかける。)

※ 広域避難場所は、高台避難を目的としているため、トイレがない。携帯用のトイレを携行するか、近くのコンビニエンスストア等を活用する。

(4) 物資の運搬と管理

必要に応じて避難者に、毛布、食料、飲料水等の備蓄品を配布する。備蓄品が不足する場合は、民生部長に報告し依頼する。民生部長は災害対策本部へ報告する。

※ 広域避難場所に避難される方は、食料、飲料水、物資等の配布はないので、各自で避難に必要な用品の確保をする。

(5) 情報の収集と伝達

避難所配備職員は、避難所の避難者数や混雑状況を報告する。また、避難者から不安や不自由さなど、情報を収集し民生部長に伝達をする。(改善ができるものは対応する。)また、町から風水害の状況など、情報を開示して避難者の不安を取り除く。

(6) 連絡方法

民生部長への連絡方法は、移動系無線機を使用する。また、情報共有を図るため、民生部のグループラインも活用し連絡する。

8 要配慮者が避難した場合の対応

(1) 要配慮者に対する支援

支援が必要な方が避難した場合は、避難所配備職員及び避難者の協力により、付き添いや専用の配慮スペースの確保、車いす等の準備をする。

○要配慮者の支援(例)

	支援の例
障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行速度に気をつけて付き添い案内する。 ・ 身振り等で状況を知らせ、状況により筆談で情報を伝える。 ・ 車いすを使用し移動を補助する。 ・ 音声だけの情報ではなく、情報を文字に書いて掲示する。
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大きな声でゆっくり話かける。 ・ トイレの近い場所に避難スペースを設ける。
妊婦(母子)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授乳室のスペースを設ける。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・ やさしい日本語(短く簡単な言葉)でゆっくり説明する。 ・ メモを活用する。

(2) 要配慮者への情報伝達

避難場所における情報は、避難者にとって大変重要です。特に、視覚障がい者、聴覚障がい者などは、情報の取得が困難な方に対して、音声や掲示板等を利用して情報発信を行い、確実に情報伝達を行う。

9 避難場所の閉鎖前に帰宅する避難者への対応

風雨のピークや台風が過ぎ去ったとしても、遅れて河川が増水することや、道路冠水が発生するなど、直ぐに自宅に戻ることは危険が伴う。避難勧告が解除される前(避難場所を閉鎖する前)に、避難所を離れることのないよう徹底する。

10 避難場所の閉鎖

避難場所の閉鎖は、災害対策本部会議で決定され、民生部長から避難所配備職員に閉鎖が指示されます。避難場所の閉鎖チェックリスト(様式2)をもとに、避難場所を閉鎖します。

(1) 避難者の退所手続き

避難者に退所手続き、退所時及び帰宅時の注意事項を呼びかける。

- ① 避難者がスムーズに退所できるよう可能な範囲で名簿をもとに帰宅者を確認する。
- ② ゴミは各自で持ち帰ること、靴の履き間違えに注意すること、傘、上着、貴重品等の避難スペースに忘れ物がないか確認すること。
- ③ 要配慮者の退所にあたっては、必要な支援や配慮に努める。
- ④ 単独で帰宅が困難な場合は、要配慮の親族等へ連絡し、迎えの手配等を支援する。
- ⑤ 避難者全員が退所したことを確認する。

(2) 施設の原状復帰

避難スペース内の清掃、立入禁止場所の張り紙の撤去、施設内や倉庫内に異常がないか確認する。異常が確認された場合は、民生部長に報告する。

※ 広域避難場所は、駐車場にゴミ等が落ちていないか確認する。

(3) 物資の整理、片付け

物資の数量把握や片付けを行う。

① 毛布、食料品、消耗品等、その他使用物品の使用数量を把握する。

② 倉庫から取り出した備蓄品を確認する。片付ける。

③ 毛布を使用した場合、クリーニングに出す必要があるため、搬送しやすいようまとめる。

(4) 情報の伝達

① 避難所配備職員は、避難者に避難場所が閉鎖することを伝える。

② 閉鎖する際に自宅に帰れない方がいた場合は、民生部長と調整する。

③ その他、民生部長から報告するよう指示された情報について報告する。

※ 町内が浸水し、自宅に戻れないときは、総務部で近隣市町に依頼し、近くの避難所を開設するので、避難所に移動するよう情報を伝える。避難所の運営は地域防災計画の避難所運営マニュアルに基づき、開設・運営を行う。

開設準備チェックリスト

項 目	内 容
避難場所の開設	<input type="checkbox"/> 施設の開錠
	<input type="checkbox"/> 窓ガラス、ドア等の破損確認
	<input type="checkbox"/> 水道、電気等の使用の可否
	<input type="checkbox"/> トイレの使用可否
	<input type="checkbox"/> 開設セットの準備 (筆記用具、避難者名簿、電池等)
	<input type="checkbox"/> 避難スペースの確保
	<input type="checkbox"/> ペットの受入スペースの確保
	<input type="checkbox"/> 施設入口から避難スペースの経路の掲示
	<input type="checkbox"/> 立入禁止区域の設定と表示
	<input type="checkbox"/> 避難スペースのルールを掲示
	<input type="checkbox"/> 資器材等の確認と準備
避難スペースに用意する資器材等	<input type="checkbox"/> 翻訳機
	<input type="checkbox"/> 簡易トイレ
	<input type="checkbox"/> 懐中電灯、ランタン
	<input type="checkbox"/> ラジオ
	<input type="checkbox"/> 拡声器
	<input type="checkbox"/> 毛布
	<input type="checkbox"/> エアーマット、シート等
	<input type="checkbox"/> プライベートテント
<input type="checkbox"/> 救急箱	
停電時の留意点	<input type="checkbox"/> 懐中電灯の用意、ランタンの設置
備考	

閉鎖時チェックリスト

項 目	内 容
避難者への呼びかけ	<input type="checkbox"/> 避難場所の閉鎖予定を伝える
	<input type="checkbox"/> 避難スペースに忘れ物をしないこと
	<input type="checkbox"/> 靴の履き間違いに注意すること
	<input type="checkbox"/> ゴミは各自で持ち帰ること
	<input type="checkbox"/> 避難スペースは各自で清掃すること
	<input type="checkbox"/> ペット飼い主は、ペット避難スペースの清掃に協力すること
	<input type="checkbox"/>
施設内の点検等	<input type="checkbox"/> 避難スペース、ペットスペースを清掃する
	<input type="checkbox"/> 立入禁止、生活ルール掲示の撤去
	<input type="checkbox"/> 使用場所に雨漏り等の異常がないことの点検
	<input type="checkbox"/> 受付を片付ける
	<input type="checkbox"/>
物資の整理、片付け	<input type="checkbox"/> 使用した消耗品等の数量を確認する
	<input type="checkbox"/> 使用した備蓄品を片付ける
	<input type="checkbox"/> 使用済みの毛布の枚数確認と収納場所の確認
	<input type="checkbox"/>
民生部への報告	<input type="checkbox"/> 民生部への報告する情報の収集し、報告する
	<input type="checkbox"/> 自宅に帰れない方がいた場合の連絡調整
	<input type="checkbox"/>
施設の施錠	<input type="checkbox"/> 使用した避難スペース、校舎、門扉等を施錠する
	<input type="checkbox"/>
閉鎖時の留意点	
備考	

様式 3

避難場所状況報告書

※第1報です。わかる範囲で速やかに報告する。

※本部（297-6058）にファックス

ファックスが使用不可の場合は、297-1811へ下記内容を電話で連絡する。
 (固定電話が使用不可の場合は、防災行政無線（移動系）を使用して連絡する)

避難場所名			災害対策本部受信者
開設日時	月 日 時 分		
避難理由	避難指示 ・ 避難勧告 ・ 自主避難		

報告日時	月 日 時 分	報告者名	
避難場所 連絡手段	FAX _____ ・ 電話 _____ 防災行政無線呼出番号 『かわじま _____』 その他 _____		

避難場所の 状況等	避難者数・避難世帯数	人 (男性 _____ 人・女性 _____ 人)
		世帯 _____
	避難場所の応急危険度判定	未実施 ・ 安全 ・ 要注意 ・ 危険
	ライフラインの状況	断水・停電・ガス停・電話不通・携帯電話不通

緊急を要する事項（負傷者等の状況を中心に具体的に箇条書きで記入してください）

参集した避難所担当者

参集した施設管理者

様式 4

避難者名簿用紙

避難場所名		受付者	
-------	--	-----	--

世帯単位で記入

住所	☎						自治会名	
フリガナ 氏名	続柄	性別	年齢	職業	避難日	退去日	離散家族の氏名・続柄	
		男女						
		男女						
		男女						
		男女						
		男女						
		男女						
		男女						
		男女						
		男女						
		男女						

避難場所生活の心得

この避難場所は、避難者自らによる助け合いや協働の精神により、自主的に運営されています。この避難場所のルールは以下のとおりです。

- 1 この避難場所は、水害被害がなくなることを目処に閉鎖します。
- 2 避難者は家族単位で登録しています。新しく避難した方は受付に連絡してください。また、退所する方は受付に連絡してください。
- 3 犬、猫などのペットは、ケージに入れ決められた避難スペース。(飼い主といっしょになることはできません)
- 4 職員室、調理室、保健室など施設管理上立ち入ることを制限する場所もあります。「立入禁止」「使用禁止」「利用上の注意」等の指示、張り紙には必ず従ってください。
- 5 食料、物資の配給は受付が行います。
 - 食料、物資等の配給は平等ですが、緊急の場合には、高齢者、子ども、妊産婦などを優先します。
 - 食料、物資等は世帯ごとに配給します。
 - ミルク、おむつなど特別な要望は受付にお申し出ください。
 - 物資が不足する場合に、手持ちの食料などの提供をお願いする場合があります。
※ 配布には、避難者の方のご協力をお願いします。
- 6 消灯は、夜 10 時です。
 - 廊下は点灯したままとします。
- 7 携帯電話の使用は、所定の場所以外では禁止します。
- 8 喫煙、飲酒を禁止します。また裸火の使用も禁止します。
- 9 不審な人物を見かけたら、受付まで連絡してください。
- 10 各種要望は、災害対策本部に要請しますので、受付までお申し出ください。

7 避難勧告等発令の判断基準

荒川（堤防の決壊・はん濫）

河川名	荒川 水位観測所 熊谷・治水橋	
対象地区	右記以外で影響を及ぼすおそれのある地区	堤防の近傍地区
避難準備（要配慮者避難） 情報	<ul style="list-style-type: none"> ・熊谷の水位がはん濫注意水位 3.50mに達し、1時間後更に水位の上昇が見込まれるとき ・治水橋の水位がはん濫注意水位 7.50mに達し、1時間後更に水位の上昇が見込まれるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・熊谷の水位がはん濫注意水位 3.50mに達し、1時間後更に水位の上昇が見込まれるとき ・治水橋の水位がはん濫注意水位 7.50mに達し、1時間後更に水位の上昇が見込まれるとき
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理施設の異常（漏水等堤防の決壊につながるおそれのある被災等）を確認 ・熊谷の水位が避難判断水位 5.00mに達し、1時間後更に水位の上昇が見込まれるとき、または水があふれることが予想されるとき ・治水橋の水位が避難判断水位 12.20mに達し、1時間後更に水位の上昇が見込まれるとき、または水があふれることが予想されるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理施設の異常（漏水等堤防の決壊につながるおそれのある被災等）を確認 ・熊谷の水位がはん濫注意水位 7.50mに達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、または水があふれることが予想されるとき ・治水橋の水位が避難判断水位 12.20mに達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、または水があふれることが予想されるとき
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防の決壊、水があふれたことを確認 ・河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防の決壊、水があふれたことを確認 ・河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認

情報の入手先 荒川洪水予報 : 熊谷地方気象台
 国土交通省荒川上流河川事務所
 埼玉県東松山県土整備事務所
 荒川の水位 : 国土交通省荒川上流河川事務所
 埼玉県東松山県土整備事務所
 南中部の洪水警報（気象情報）: 熊谷地方気象台
 雨量情報 : 熊谷地方気象台

入間川（堤防の決壊・はん濫）

河川名	入間川 水位観測所 菅間・小ヶ谷	
対象地区	右記以外で影響を及ぼすおそれのある地区	堤防の近傍地区
避難準備（要配慮者避難）情報	<ul style="list-style-type: none"> ・菅間の水位がはん濫注意水位 8.00mに達し、1時間後更に水位の上昇が見込まれるとき ・小ヶ谷の水位がはん濫注意水位 2.50mに達し、1時間後更に水位の上昇が見込まれるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・菅間の水位がはん濫注意水位 8.00mに達し、1時間後更に水位の上昇が見込まれるとき ・小ヶ谷の水位がはん濫注意水位 2.50mに達し、1時間後更に水位の上昇が見込まれるとき
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理施設の異常（漏水等堤防の決壊につながるおそれのある被災等）を確認 ・菅間の水位が避難判断水位 11.50mに達し、1時間後更に水位の上昇が見込まれるとき、または水があふれることが予想される時 ・小ヶ谷の水位が避難判断水位 3.10mに達し、1時間後更に水位の上昇が見込まれるとき、または水があふれることが予想される時 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理施設の異常（漏水等堤防の決壊につながるおそれのある被災等）を確認 ・菅間の水位が避難判断水位 11.50mに達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、または水があふれることが予想される時 ・小ヶ谷の水位が避難判断水位 3.10mに達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、または水があふれることが予想される時
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防の決壊、水があふれたことを確認 ・河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防の決壊、水があふれたことを確認 ・河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認

情報の入手先 入間川洪水予報 : 熊谷地方気象台
 国土交通省荒川上流河川事務所
 埼玉県東松山県土整備事務所
 入間川の水位 : 国土交通省荒川上流河川事務所
 埼玉県東松山県土整備事務所
 南中部の洪水警報（気象情報）: 熊谷地方気象台
 雨量情報 : 熊谷地方気象台

越辺川（堤防の決壊・はん濫）

河川名	越辺川 水位観測所 入西	
対象地区	右記以外で影響を及ぼすおそれのある地区	堤防の近傍地区
避難準備（要配慮者避難） 情報	・入西の水位が はん濫注意水位 3.00m (2.60m) に達し、1時間後更に水位の上昇が見込まれるとき	・入西の水位が はん濫注意水位 3.00m (2.60m) に達し、1時間後更に水位の上昇が見込まれるとき
避難勧告	・河川管理施設の異常（漏水等堤防の決壊につながるおそれのある被災等）を確認 ・ 避難判断水位 3.00m (2.60m) に達し、1時間後更に水位の上昇が見込まれるとき、または水があふれることが予想されるとき	・河川管理施設の異常（漏水等堤防の決壊につながるおそれのある被災等）を確認 ・ 避難判断水位 3.00m (2.60m) に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、または水があふれることが予想されるとき
避難指示	・堤防の決壊、水があふれたことを確認 ・河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認	・堤防の決壊、水があふれたことを確認 ・河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認

（ ）内数字は、暫定水位

情報の入手先 越辺川洪水予報 : 熊谷地方気象台
 国土交通省荒川上流河川事務所
 埼玉県東松山県土整備事務所
 越辺川の水位 : 国土交通省荒川上流河川事務所
 埼玉県東松山県土整備事務所
 南中部の洪水警報（気象情報）: 熊谷地方気象台
 雨量情報 : 熊谷地方気象台

都幾川（堤防の決壊・はん濫）

河川名	都幾川 水位観測所 野本	
対象地区	右記以外で影響を及ぼすおそれのある地区	堤防の近傍地区
避難準備（要配慮者避難）情報	・野本の水位が はん濫注意水位 3.50m (3.20m) に達し、1時間後更に水位の上昇が見込まれるとき	・野本の水位が はん濫注意水位 3.50m (3.20m) に達し、1時間後更に水位の上昇が見込まれるとき
避難勧告	・河川管理施設の異常（漏水等堤防の決壊につながるおそれのある被災等）を確認 ・ 避難判断水位 3.70m (3.20m) に達し、1時間後更に水位の上昇が見込まれるとき、または水があふれることが予想されるとき	・河川管理施設の異常（漏水等堤防の決壊につながるおそれのある被災等）を確認 ・ 避難判断水位 3.70m (3.20m) に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、または水があふれることが予想されるとき
避難指示	・堤防の決壊、水があふれたことを確認 ・河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認	・堤防の決壊、水があふれたことを確認 ・河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認

（ ）内数字は、暫定水位

情報の入手先 都幾川洪水予報 : 熊谷地方気象台
 国土交通省荒川上流河川事務所
 埼玉県東松山県土整備事務所
 都幾川の水位 : 国土交通省荒川上流河川事務所
 埼玉県東松山県土整備事務所
 南中部の洪水警報（気象情報）: 熊谷地方気象台
 雨量情報 : 熊谷地方気象台

市野川（堤防の決壊・はん濫）

河川名	市野川 水位観測所 慈雲寺橋	
対象地区	右記以外で影響を及ぼすおそれのある地区	堤防の近傍地区
避難準備（要配慮者避難）情報	・慈雲寺橋の水位が はん濫注意水位 16.50m に達し、1時間後更に水位の上昇が見込まれるとき	・慈雲寺橋の水位が はん濫注意水位 16.50m に達し、1時間後更に水位の上昇が見込まれるとき
避難勧告	・河川管理施設の異常（漏水等堤防の決壊につながるおそれのある被災等）を確認 ・慈雲寺橋の水位が 避難判断水位 16.92m に達し、1時間後更に水位の上昇が見込まれるとき、または水があふれることが予想される時	・河川管理施設の異常（漏水等堤防の決壊につながるおそれのある被災等）を確認 ・慈雲寺橋の水位が 避難判断水位 16.92m に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、または水があふれることが予想される時
避難指示	・堤防の決壊、水があふれたことを確認 ・河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認	・堤防の決壊、水があふれたことを確認 ・河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認

情報の入手先 市野川はん濫警戒情報 : 埼玉県東松山県土整備事務所
市野川の水位 : 埼玉県東松山県土整備事務所
南中部の洪水警報（気象情報）: 熊谷地方気象台
雨量情報 : 熊谷地方気象台